

令和3(2021)年度第1回 枚方市NPO活動応援基金支援審査会 次第

日時:令和3(2021)年 8月27日(金)午後3時～
場所:WEB会議システムを利用したオンライン開催
(枚方市役所別館4階 特別会議室)

1. 開 会

2. 案 件

(1) 支援対象団体の登録について

(2) その他

3. 閉 会

令和3(2021)年度 枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体登録申請状況

1. 申請団体数

区分別	団体数
新規	3
更新	10
合計	13

2. 活動分野別

活動分野別（基金分野）	新規	更新	合計
1 保健・医療・福祉	1	4	5
2 学術・文化・芸術	0	2	2
3 環境	0	0	0
4 まちづくり	0	0	0
5 国際・平和・人権	0	0	0
6 子ども・男女共同参画	1	4	5
7 その他	1	0	1
合計	3	10	13

3. 団体一覧

NO.	区分	団体名	活動分野（基金分野）
1	新規	特定非営利活動法人エンパワセツルメント	1 保健・医療・福祉
2		NPO法人 I n-D-G o	6 子ども・男女共同参画
3		特定非営利活動法人Happy Wan	7 その他
4	更新	特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ	1 保健・医療・福祉
5		特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会	1 保健・医療・福祉
6		特定非営利活動法人ひまわり七宝	1 保健・医療・福祉
7		特定非営利活動法人コーチズ大阪	1 保健・医療・福祉
8		特定非営利活動法人ハーモニッククラブ	2 学術・文化・芸術
9		特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルファーズ協会	2 学術・文化・芸術
10		特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑	6 子ども・男女共同参画
11		特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた	6 子ども・男女共同参画
12		特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里	6 子ども・男女共同参画
13		特定非営利活動法人子ども食堂ファンクラブ	6 子ども・男女共同参画

新規登録団体資料

(特定非営利活動法人エンパワセツルメント)

① 団体登録申請書	・・・P1
② 団体登録簿	・・・P3
③ 定款	・・・P7
④ 登記事項証明書	・・・P17
⑤ 2020 年度事業報告書	・・・P19
⑥ 2020 年度活動計算書	・・・P21
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・P23
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	・・・P25
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・P27
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・P29
⑪ その他参考資料	・・・P31



2021年6月15日

枚方市長

申請者
団体名 特定非営利活動法人エコーセメント
主たる事務所の所在地 枚方市宮原1-16-9
代表者 伊谷良二
連絡先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※(4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※(5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 年 月 日届出

団体名	フリガナトクテイヒエイリカツドウハウジンエンパワセツルメント	
	特定非営利活動法人エンパワセツルメント	
代表者氏名	フリガナ タケタニリョウジ	
	竹谷良二	
主たる事務所の所在地	573-0022 大阪府枚方市宮之阪一丁目16番4号	
電話番号	FAX	
メールアドレス		
ホームページアドレス	https://jp-hitori.net/	
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印<団体の定款と必ず一致していること> <input checked="" type="radio"/> ① 2 3 4 5 6 7	
活動内容	※PRや活動成果等を記入 主に利用者の生活に関する相談(金銭や通院移動、失業に関するものなど)やインターネット・パソコンの使用、麻雀、勉強などが誰でも可能な居場所の提供、福祉有償運送事業を行っています。休日や夜間も対応を行っており、少人数のスタッフで生活支援に関する活動を実施しています。既存の福祉制度が対象外となる利用者へ向けた様々な支援に取り組み、共生社会の実現を目指し日々活動を行っています。	

活動を開始した年月日	2014年7月22日 (NPO法人設立(登記)年月日/2014年7月22日)
団体の運営状況(本登録簿の届出)	①会員数 会員 <u>27</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>27</u> 人 賛助会員 <u>0</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>1</u> 人 非常勤有給スタッフ <u>1</u> 人 ボランティア等 <u>1</u> 人 ファンドレイザー(資金調達係)専任 <u>0</u> 人 兼任 <u>1</u> 人

日現在)	<p>③入会金 有・<input checked="" type="radio"/>無※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円</p> <p>④会費 <input checked="" type="radio"/>有・無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 0から1000 _____ 円</p> <p>⑤寄付金 有・<input checked="" type="radio"/>無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円</p> <p>⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)</p>												
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th style="width: 25%;">補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイノリティ向け居場所運営</td> <td>公的準公的機関の停止する祝祭日に行き場を失う人、大人数が苦手な人へ向け、夜間祝日も対応できる居場所を提供した。(補助元:社会福祉協議会)(2020年度)</td> <td style="text-align: center;">100000</td> </tr> <tr> <td>年末年始ホームレス支援</td> <td>NHK 歳末たすけあい助成を活用し、ホームレス状態にある人へ、居場所・食料・備品・入浴等の年末年始の年越しを支援した。(補助元:NHK 歳末たすけあい)(2020年度)</td> <td style="text-align: center;">61000</td> </tr> <tr> <td>移動困難者の社会参画を支援する為の福祉有償運送の発展事業</td> <td>令和2年度NPO活動応援基金を活用し、福祉有償運送利用者や従事希望者の募集を行った。(補助元:枚方市)(2020年度)</td> <td style="text-align: center;">69000</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額	マイノリティ向け居場所運営	公的準公的機関の停止する祝祭日に行き場を失う人、大人数が苦手な人へ向け、夜間祝日も対応できる居場所を提供した。(補助元:社会福祉協議会)(2020年度)	100000	年末年始ホームレス支援	NHK 歳末たすけあい助成を活用し、ホームレス状態にある人へ、居場所・食料・備品・入浴等の年末年始の年越しを支援した。(補助元:NHK 歳末たすけあい)(2020年度)	61000	移動困難者の社会参画を支援する為の福祉有償運送の発展事業	令和2年度NPO活動応援基金を活用し、福祉有償運送利用者や従事希望者の募集を行った。(補助元:枚方市)(2020年度)	69000
事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額											
マイノリティ向け居場所運営	公的準公的機関の停止する祝祭日に行き場を失う人、大人数が苦手な人へ向け、夜間祝日も対応できる居場所を提供した。(補助元:社会福祉協議会)(2020年度)	100000											
年末年始ホームレス支援	NHK 歳末たすけあい助成を活用し、ホームレス状態にある人へ、居場所・食料・備品・入浴等の年末年始の年越しを支援した。(補助元:NHK 歳末たすけあい)(2020年度)	61000											
移動困難者の社会参画を支援する為の福祉有償運送の発展事業	令和2年度NPO活動応援基金を活用し、福祉有償運送利用者や従事希望者の募集を行った。(補助元:枚方市)(2020年度)	69000											
運営総経費のうち特定非営利活動の占める割合	<p>①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している・<input checked="" type="radio"/>実施しない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円</p> <p>②特定非営利活動に係る事業(根拠:2020年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費)</p>												

様式第2号/NPO活動応援基金

	<p style="text-align: center;">_____ 517,148 _____ 円</p> <p style="text-align: center;">②/①+② = <u> 100 </u> % (小数点以下四捨五入)</p> <p style="text-align: center;">注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入</p>
<p>当基金に登録する理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達のため ※主なものに○印 ・事業拡大のため ・社会的信用力が向上すると考えるため ・その他(_____)

特定非営利活動法人 エンパワセツルメント 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エンパワセツルメントという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、家族資源不足による生活難や孤立・孤独など、経済的・精神的な生きづらさを抱える人へ相談支援事業を提供し、様々な困難を改善する為に、社会資源利用支援とそれらを担う公的・準公的機関に対する職務遂行監視の他、既存制度に想定・設定されていない、日常生活における不利不便を補完するための、制度外支援事業を行い、これらの内容を成立する為に並行して必要な、当事者と市民へ向けた人権擁護と人権啓発を行う。
また、これらの蓄積によって、会員同士の相互扶助の構築は勿論、広く市民との連携を図り、共生社会の実現に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業
 - ② 人権擁護における全ての諸作業事業
 - ③ 福祉有償運送事業
 - ④ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 鍼灸マッサージ低価格施術提供事業

2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 正会員の入会条件は、この法人の目的に賛同し、営利を目的とせず、且つ、法人名を法人趣旨と違う行為に利用しない者とする。
3. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面又は電磁的方法によって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- (3) 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、監事は後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、監事は総会の議決により、理事は理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、監事は総会の議決を経て、理事は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。
2. 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業報告及び活動決算
 - (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
 - (6) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

- 第23条 通常総会は毎事業年度1回開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (8) その他運営に関する重要事項
- (9) 第11条各号による除名

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (4) 理事の選任又は解任

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じるこ

とができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後によむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行ふ。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表については、この法人のホームページに掲載して行ふ。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	竹谷良二
理事	井上武彦
理事	西 清吾
監事	伊藤恵子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2016年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

イ) (正会員)

入会金	0円
月額会費	1000円

ロ) (利用会員)

入会金	0円
月額会費	0円~1000円

ハ) (賛助会員)

入会金	0円
月額会費	特に定めない

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市宮之阪一丁目16番4号
 特定非営利活動法人エンパワセツルメント

会社法人等番号	1200-05-017352	
名称	<u>特定非営利活動法人ひとりネット</u>	
	特定非営利活動法人エンパワセツルメント	令和 1年 8月20日変更 令和 1年 8月26日登記
主たる事務所	<u>大阪府枚方市招提大谷二丁目1番地25-205号</u>	
	大阪府枚方市宮之阪一丁目16番4号	平成30年 4月 1日移転 平成30年11月 1日登記
法人成立の年月日	平成26年7月22日	
目的等	<p><u>目的及び事業</u> この法人は、身寄りの無い人やそれに準ずる人に対して、病院関連等福祉全般のサポートを行う。また安否確認等の生活全般のサポートを行い、福祉増進及び社会孤立回避に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p><u>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</u> <u>(2) 社会教育の推進を図る活動</u> <u>(3) 消費者の保護を図る活動</u> この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 特定非営利活動に係る事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>病院送迎事業</u> ② <u>病院付添事業</u> ③ <u>病院支払い代行又は同行事業</u> ④ <u>カンファレンス同行事業</u> ⑤ <u>病院訪問事業</u> ⑥ <u>家庭訪問事業</u> ⑦ <u>電話等による安否確認事業</u> ⑧ <u>お茶会事業</u> ⑨ <u>税金・保険料の減額申請助言と申請代行又は同行事業</u> ⑩ <u>福祉制度の有効活用助言と申請代行又は同行事業</u> ⑪ <u>買い物お出かけ代行及び同行事業</u> ⑫ <u>福祉有償運送事業</u> ⑬ <u>その他目的を達成するために必要な事業</u> <p><u>(2) その他の事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>鍼灸マッサージ低価格施術提供事業</u> <p style="text-align: right;">平成29年 5月26日変更 平成29年 7月18日登記</p>	

	<p>目的及び事業 この法人は、家族資源不足による生活難や孤立・孤独など、経済的・精神的な生きづらさを抱える人へ相談支援事業を提供し、様々な困難を改善する為に、社会資源利用支援とそれらを担う公的・準公的機関に対する職務遂行監視の他、既存制度に想定・設定されていない、日常生活における不利不便を補完するための、制度外支援事業を行い、これらの内容を成立する為に並行して必要な、当事者と市民へ向けた人権擁護と人権啓発を行う。また、これらの蓄積によって、会員同士の相互扶助の構築は勿論、広く市民との連携を図り、共生社会の実現に寄与する事を目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 消費者の保護を図る活動</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業 ② 人権擁護における全ての諸作業事業 ③ 福祉有償運送事業 ④ その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>(2) その他の事業 ① 鍼灸マッサージ低価格施術提供事業 令和 1年 8月20日変更 令和 1年 8月26日登記</p>												
<p>役員に関する事項</p>	<p>大阪府枚方市</p> <table border="1"> <tr> <td>理事</td> <td>竹谷良二</td> <td>平成28年 7月 1日重任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成29年 7月18日登記</td> </tr> <tr> <td>大阪府枚方市</td> <td></td> <td>平成30年 7月 1日重任</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>竹谷良二</td> <td>平成30年11月 1日登記</td> </tr> </table>	理事	竹谷良二	平成28年 7月 1日重任			平成29年 7月18日登記	大阪府枚方市		平成30年 7月 1日重任	理事	竹谷良二	平成30年11月 1日登記
理事	竹谷良二	平成28年 7月 1日重任											
		平成29年 7月18日登記											
大阪府枚方市		平成30年 7月 1日重任											
理事	竹谷良二	平成30年11月 1日登記											
<p>資産の総額</p>	<p>金0円</p>												
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>設立 平成26年 7月22日登記</p>												



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 3年 8月 3日

大阪法務局枚方出張所
 登記官

大谷邦彦



2020年度事業報告書

特定非営利活動法人エンパワセツルメント

I 事業期間

2020年4月1日～2021年03月31日

II 事業の成果

コロナで停滞した年度だったが、事業費や会費等が増えて、少額だが報酬も得られた。とは言え、会費が事業費として転用されている実態からは脱却していない。

日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業においては、マイノリティ向け居場所・事業が拡大傾向にあったものの、コロナ影響でトーンダウン。助成等による提供力拡大から個別支援内容は充実したが、集う人の数は思うように伸ばせず1.5倍程度に留まった。一方、制度傘下にある事業所との連携は拡大して、事業所が提供する[制度による支援]と、弊会が提供する[制度の隙間による支援]によって、会員さんの生活の質の維持向上を得られた。

人権擁護における全ての諸作業事業においては、ホームレス状態の人へ向けた年末年始の食料その他の支援を実行した。ホームレス状況ゆえに報酬を支払えない、すなわち支援を行う側も支援実行困難な処へ、赤い羽根共同募金のNHK歳末たすけあい助成を得られた事により支援を提供できた。都市部限定で行われている共助を地域密着型で実行し、各地の支援希望者へ情報を提示できた事により、全国の支援希望者へ前例を示せたとすれば嬉しい。

福祉有償運送事業においては、チラシ配布により需要は拡大したが、コロナ影響により提供側の人材整備が進展せず、需要への対応力は更に低下した。

III 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

① 日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業

【内容】

制度に設定されてはいるが、例えば日常の買物や通院付添等、実態としては使えない、あるいは、各福祉制度に含まれていない、例えば蛍光灯の交換や自転車の修理、役所書類手続き手伝い、訪問販売拒否、金銭管理、相談支援その他色々。居場所提供事業。

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 支援してくれる家族資源等が不足する人。居場所を求めている人。

【収入】 274080円(社協助成100000円・被支援者受取金174080円)

【支出】 255948円(居場所運営費100148円・人件費47400円・旅費交通費24000円・

会議費2000円・通信運搬印刷費22000円・消耗品費9800円・負担金50600円)

② 人権擁護における全ての諸作業事業

【内容】

金銭管理等日常生活自立支援事業と同等の内容や、各福祉制度のサービス提供側と被支援者の調整や権利擁護。生存に必要なだが制度に無いか実態として使えない部分の支援。

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 12月半ころから1月初頭

【事業の対象者】 枚方市在住者

【収入】 61000円(NHK歳末たすけあい助成)

【支出】 67926円(人件費20000円・支援物資等関連費47926円・消耗品費2800円)

③ 福祉有償運送事業

【内容】

福祉有償運送

【実施場所】 枚方市発着。

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 福祉有償運送を利用したい人。

【収入】 24600円(運送運賃24600円)

【支出】 62400円(人件費24600円(車両経費個人々負担込)・旅費交通費23200円・会議費1000円・通信運搬印刷費8400円・消耗品費5200円)

④ その他目的を達成するために必要な事業

【内容】

チラシ印刷配布

【実施場所】 枚方市

【実施日時】 11月から2月

【事業の対象者】 枚方市民

【収入】 69000円(枚方市NPO応援基金)

【支出】 138600円(外部委託金138600円)(うち団体負担金69600円)

2 その他の事業

(事業名) 無

(内容) 無

(実施場所) 無

(実施日時) 無

(事業の対象者) 無

(収入) 0

(支出) 0

IV 社員総会の開催状況

通常総会

(日時) 2021年3月20日 18時0分から 20時0分

(場所) 枚方市宮之阪1-16-4

(社員総数) 27名

(出席者数) 27 (うち委任状出席者 22名、書面表決者 0名)

(内容) 事業報告の件。NHK歳末たすけあい助成報告の件。

V 理事会その他の役員会の開催状況

通常理事会

(日時) 2021年3月20日 20時0分から 21時0分

(場所) 枚方市宮之阪1-16-4

(理事総数) 3名

(出席者数) 3名 (うち委任状出席者 1名、書面表決者 0名)

(内容) 役員選任の件。

2020年度 活動計算書
2020年4月1日から2021年03月31日まで

特定非営利活動法人エンパワセツルメント
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
会員会費	89300		89300
2. 受取寄附金			0
			0
			0
3. 受取助成金等			0
社協	100000		100000
枚方市	69000		69000
NHK歳末たすけあい	61000		61000
4. 事業収益			
事業収益	218680		218680
5. その他収益			
経常収益計	537980	0	537980
II 経常費用			
1. 事業費			
事業費			
(1) 人件費			
支援員報酬	86000		86000
事務員報酬	12000	0	12000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	98000	0	98000
(2) その他経費			
会費	3000	0	3000
旅費交通費	47200	0	47200
負担金	50600	0	50600
居場所運営費	100148	0	100148
通信運搬印刷費	30400	0	30400
外部委託費	138600	0	138600
消耗品費	17800		17800
支援助資等関連費	47926		47926
その他経費計	369948	0	369948
事業費計	467948	0	467948
2. 管理費			
管理費			
(1) 人件費			
事務員報酬	0	0	0
役員報酬	0	0	0
報酬手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
団体加入負担金	0	0	0
新聞図書費	0	0	0
会費	600	0	600
旅費交通費(研修等)	0	0	0
減価償却費	0	0	0
通信費(回線接続等)	10800	0	10800
消耗品費(名刺・チラシ等)	0	0	0
消耗品費(パソコン・印刷用品・サーバー等)	13200	0	13200
事務所維持費(修繕等)	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	24600	0	24600
管理費計	49200	0	49200
経常費用計	517148	0	517148
当期経常増減額	20832	0	20832
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計	0	0	0
経理区分損益額			
前期正味財産額	-336862	0	-336862
当期正味財産増減額	20832	0	20832
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額	-316030		-316030

[注記] 計算書類の作成はNPO法人会計基準によっています。

役員名簿

特定非営利活動法人エンパワセツルメント

2019年04月01日～2020年03月31日

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有 無
理事長	たけたに りょうじ 竹谷良二	大阪府枚方市	無
理事	いのうえ たけひこ 井上武彦	長野県伊那市	無
理事	いなだ けんじ 稲田健治	大阪府枚方市	無
監事	なるお くにお 成尾邦夫	大阪府枚方市	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

特定非営利活動法人

エフエフエフエフ
びとら

	氏名	住所又は居所
1	竹谷良二	大阪府枚方市
2	稲田健二	大阪府枚方市
3	桔梗秀磨	東京都世田谷区
4	成尾邦夫	大阪府枚方市
5	成尾史子	大阪府枚方市
6	逢瀬隆次郎	大阪府枚方市
7	本田ユリ子	大阪府枚方市
8	安田智光	大阪府枚方市
9	井上武彦	長野県伊那市
10	飯島康夫	神奈川県横浜市
11	北田正昭	大阪府枚方市
12	寺川祐弥	大阪府枚方市
13	大野良一	大阪府枚方市
14	今井一実	群馬県高崎市
15	奥章浩	枚方市
16	鈴木正広	大阪市
17	原俊則	枚方市
18	河飯満喜子	枚方市
19	西川正	東京都荒川区
20	大黒月江	寝屋川市
21	佐藤美智子	枚方市
22	中川絹代	四條畷市
22	原田政幸	寝屋川市
23	原田つゆ子	寝屋川市
24	西村耕一	四條畷市
25	西川正	東京都荒川区

2021年度事業計画書

特定非営利活動法人エンパワセツルメント

2021年4月1日～2022年3月31日

I. 事業の実施方針

2021年度は、新しいアイデアにより、地域福祉予算の外で、新しい共助を創造する。

II. 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

① 日常生活における制度内外すべての支援諸作業事業

【内容】

制度に設定されてはいるが、例えば日常の買物や通院付添等、実態としては使えない、あるいは、各福祉制度に含まれていない、例えば蛍光灯の交換や自転車の修理、役所書類手続き手伝い、訪問販売拒否、金銭管理、相談支援その他色々。居場所提供事業。これらを得るための契約による共助構造構築。

【実施場所】 枚方市。

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 会員

【収入】 1300000円(使用料2000円×50人×12ヶ月および事業提供実費100000円)

【支出】 1160000円(人件費910000円・旅費交通費100000円・

通信運搬印刷費100000円・消耗品費50000円)

② 人権擁護における全ての諸作業事業

【内容】

金銭管理等日常生活自立支援事業と同等の内容や、各福祉制度のサービス提供側と被支援者の調整や権利擁護。生存に必要なが制度に無いか実態として使えない部分の支援。

【実施場所】 枚方市。

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 会員

【収入】 1300000円(使用料2000円×50人×12ヶ月および事業提供実費100000円)

【支出】 1070000円(人件費910000円・旅費交通費100000円・

通信運搬印刷費10000円・消耗品費50000円)

③ 福祉有償運送事業

【内容】

福祉有償運送に該当する対象者の輸送

【実施場所】 枚方市発着により全国。

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 支援を必要とする人

【収入】 150000円(有償運送運賃1000円×150回)

【支出】 125200円(人件費90000円(車両経費個々人負担)・旅費交通費20000円・

通信運搬印刷費10000円・消耗品費5200円)

④その他目的を達成するために必要な事業

【内容】

インターネットやチラシによる周知宣伝事業

【収入】 0円

【支出】 110000円(通信運搬印刷費100000円・消耗品費10000円)

2021年度活動予算
2021年4月1日から2022年3月31日まで
特定非営利活動法人エンパワセツルメント
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		200,000
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
受取公的助成金			
4. 事業収益			
各種事業収益	2,750,000		350,000
経常収益計	2,950,000		2,950,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費	1,910,000		1,910,000
人件費計	1,910,000		1,910,000
(2) その他経費			
旅費交通費	220,000		220,000
通信運搬印刷費	220,000		220,000
施設使用費			
情報管理費			
消耗品費	115,200		115,200
その他経費計	555,200		555,200
事業費計	2,465,200		2,465,200
2. 管理費			
(1) 人件費			
事務職員報酬	120,000		120,000
人件費計	120,000	0	120,000
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	50,000		50,000
減価償却費			
通信運搬印刷費	100,000		100,000
その他経費計	180,000		180,000
管理費計	300,000		300,000
経常費用計	2,765,200		2,765,200
当期経常増減額	184,800		184,800
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			
前期正味財産額	△ 316,030		△ 316,030
当期正味財産増減額	184,800		184,800
次期繰越正味財産額	△ 131,230		△ 131,230

[注記] 計算書類の作成はNPO法人会計基準によっています。

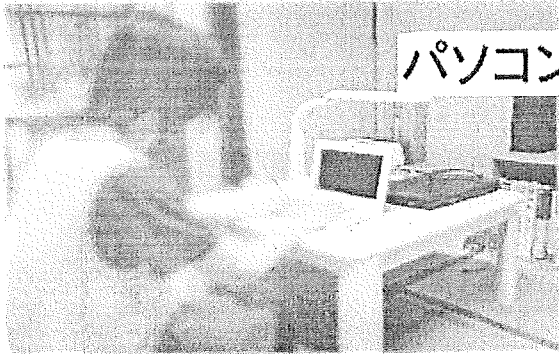


特定非営利活動法人エンパワセツルメント

居場所大学校

少人数制で気疲れしないココロとカラダの居場所

麻雀、将棋、お茶の場として、
勉強部屋として使って下さい。
パソコンお教えできます。
インターネットは使い放題。

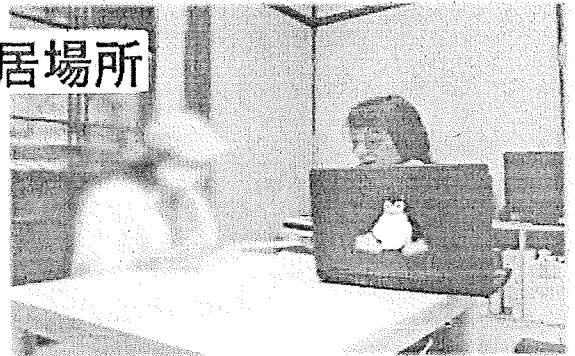


パソコンの使える居場所

インターネットを使って調べものがしたい、
ユーチューブを楽しみたい、パソコンやイン
ターネットの使い方を教えて欲しい、なんでも
できる居場所です。

生活を相談できる居場所

医療費が高くて困ってる、買物や通院で
困ってる、年金生活で困ってる、失業して
困っている、家庭の事情で困ってる、いろ
いろ相談できる居場所です。



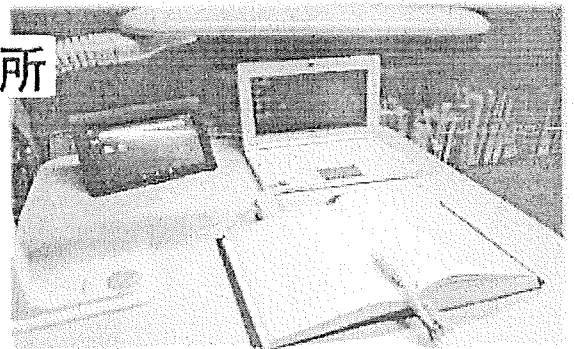
ゆったり麻雀できる居場所

老若男女を問わず、ゆったり麻雀を楽しん
でいます。70代80代が活躍中。若い人も
大歓迎。雀荘等が苦手な人が、のんびり麻
雀を楽しめる居場所です。

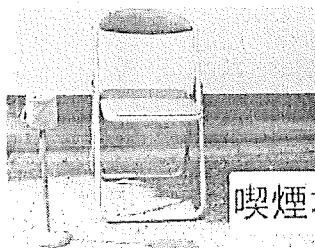


勉強に使える居場所

コタツ机、電気スタンド、パソコン、タブ
レットがあります。パソコンの苦手な大学
生が、居場所大学校を利用して、レポート
提出を済ませました。子どもも大人も誰で
も勉強に使える居場所です。



※この他にも、静かな場所を探して花見などを行っています。
いろいろなアイデアお待ちしております。もちろん少人数制。



喫煙場所あります。

宮之阪1-16-4

070-5653-6124(072-807-5199)

<https://jp-hitori.net/> info@jp@hitori.net



生活保護を早く抜きたい



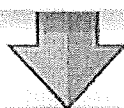
生活保護を安定して受け続けたい

- ➡ 生活は助かってるけれど制約が多くて息苦しい。
- ➡ やりがいある仕事を見つけて生活保護から出たい。
- ➡ 仕事しないと保護を切るって言われてる。



どこに相談したら良いか分からない

- ➡ 難しい書類が来たり細かいルールを言われて
- ➡ 買物とか病院に行くのも大変

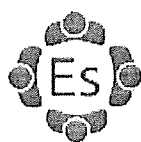


相談に来てください

休日夜間対応
少人数制
そんな居場所やっています

居場所大学校

買物や病院に行くのが大変、無理のある就職支援で困ってる等、小さいこと大きいこと、生活保護の色々な困りごと相談できます。



NPOエンパワセツルメント 我がごと丸ごと地域共生社会と権利擁護

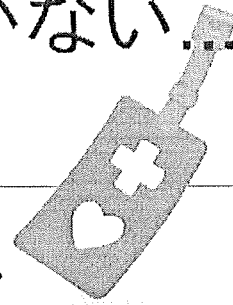
電話 070-5653-6124 (←できるだけこちらをお願いします) 電話 072-807-5199
ホームページ <https://jp-hitori.net/> メール info@jp-hitori.net 校方市宮之阪1-16-4

居場所大学校

体調に波があって仕事が続かない....

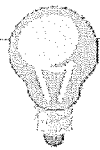
双極性、自律神経、難病、etc..

双極性障害やウツの人、

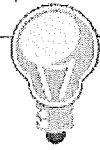


普通の生活が出来るのに、調子が落ちてしまう事あって、仕事を休んだり、信用を無くしたり、etc...

互いの波を支えあえる仲間が居れば....



分かりあえる



分かちあえる

権利を支え合う

仕事を助け合う

社会的な

信用の維持

与えられた仕事でなく

自分のやりたい仕事で自立

なんだか興味を感じたら一緒に始めませんか。



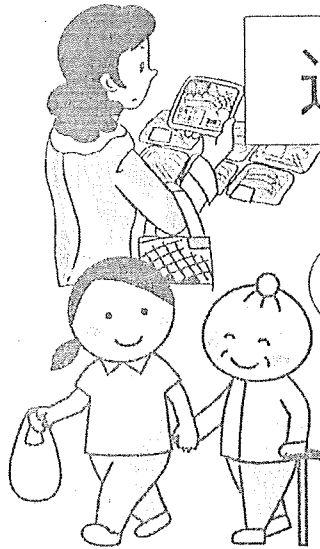
NPOエンパワセツルメント 我がごと丸ごと地域共生社会と権利擁護

電話 070-5653-6124 (←できるだけこちらをお願いします) 電話 072-807-5199

ホームページ <https://jp-hitori.net/> メール info@jp-hitori.net 枚方市宮之阪1-16-4

クルマでお出かけ

自動車で買物や通院のお手伝い



通院

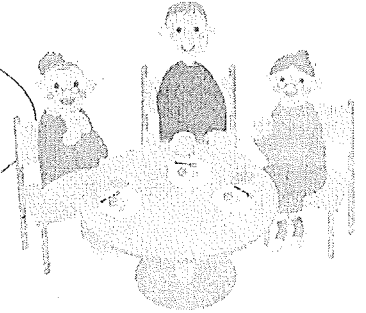
買物

食事

所要

など

いろいろな事情で
外に出るのが難しい方々の



お出かけしたいをお手伝いします。

年金 介護 医療 生活保護

なんでも相談できます。
介護など福祉制度では足りない
部分を助け合う団体です。
一緒に始めませんか。

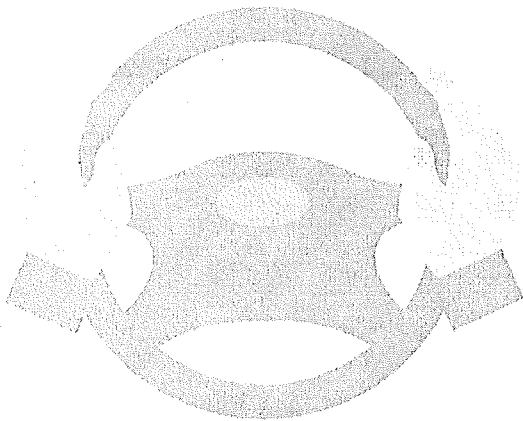
お問い合わせ先

NPO法人エンパワセツルメント
枚方市宮之阪1-16-4
でんわ 070-5653-6124 (072-807-5199)
メール info@jp-hitori.net
ホームページ <https://jp-hitori.net/>

自家用車を使って出来る

同時募集

送迎ボランティアさん募集



空いている時間を使って、
買物や通院で困っている人の
お手伝いしませんか。

- 資格不要(講習受講のみ)。
- 運転協力者認定講習費を弊会が負担。

돕기 단체입니다. 참여 부탁드립니다.

助け合いの団体です。参加しませんか。

这是一个互助组织。请参加。 It is a mutual help organization. Please participate.

新規登録団体資料

(NPO法人 I n-D-G o)

① 団体登録申請書	・・・P1
② 団体登録簿	・・・P3
③ 定款	・・・P5
④ 登記事項証明書	・・・P15
⑤ 2020 年度事業報告書	・・・P17
⑥ 2020 年度活動計算書	・・・P19
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・P21
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	・・・P23
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・P25
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・P27
⑪ その他参考資料	・・・P29



年 月 日

枚 方 市 長

申 請 者
団 体 名 NPO 法人 In-D-Go
主たる事務所
の所在地 枚方市山之上五丁目37番19号
代 表 者 岡村育子
連 絡 先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※(4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※(5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 年 月 日届出

団体名	フリガナ エヌピーオーハウジン インディゴー NPO 法人 In-D-Go		
代表者氏名	フリガナ オカムライクコ 岡村育子		
主たる事務所の所在地	〒573-0047 枚方市山之上五丁目37番19号		
電話番号		FAX	
メールアドレス			
ホームページアドレス	https://www.in-d-go.org		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに〇印<団体の定款と必ず一致していること> 1 2 3 4 5 <input checked="" type="radio"/> 6 7		
活動内容	※PR や活動成果等を記入 少年少女に対して、海外・国内指導者による楽器を使った音楽演奏に関する指導事業と、参加型アウトリーチコンサートによる地域密着事業を行うための、会員募集と広報を始めた。		
活動を開始した年月日	令和元年 5月 1日 〔 NPO法人設立（登記）年月日/令和2年6月26日 〕		
団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）	①会員数 会員 <u>10</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>10</u> 人 賛助会員 <u>0</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>0</u> 人 非常勤有給スタッフ <u>0</u> 人 ボランティア等 <u>5</u> 人 ファンドレイザー（資金調達係）専任 <u>0</u> 人 兼任 <u>1</u> 人 ③入会金 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに〇印 ●有りの場合 <u>10,000</u> 円		

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	④会費 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>5,000</u> 円/年															
	⑤寄付金 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円															
	⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事業名</th> <th style="width: 40%;">事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th style="width: 30%;">補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額												
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額													
①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」)実施している ・ <input checked="" type="radio"/> 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円																
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	②特定非営利活動に係る事業(根拠: 令和3年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費(事業費+管理費) <u>896,000</u> 円 ②/①+② = <u>100</u> % (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入															
当基金に登 録する理由	・資金調達のため ※主なものの一つに○印 ・事業拡大のため ・ <input checked="" type="radio"/> 社会的信用力が向上すると考えるため ・その他 ()															

NPO法人 In-D-Go 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 In-D-Goという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年に対して、日本にいながら世界を感じることもできる、海外・国内指導者による「本物」の音楽環境の中で、楽器を使った音楽演奏に関する事業を行い、美しい音色で豊かな心を育み、仲間と共に、精神面と行動面双方の成熟と人間形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 楽器の演奏の指導事業
 - ② コンサート開催およびコンサート鑑賞事業
 - ③ 参加型アウトリーチコンサートによる地域密着事業
 - ④ 音楽を通じた交流事業
 - ⑤ 楽器貸出し事業
 - ⑥ 音楽普及のための講演会事業
 - ⑦ 音楽普及のための親睦交流会
 - ⑧ 当団体利用会員のための奨学金制度運営事業
 - ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - 外部からの要請による音楽演奏事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業に参加するために入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を随時、必要に応じて置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事長は、必要に応じて、事業および事業計画にアドバイスを求める者や指導者を、議決権を持たないアドバイザーとして理事会に入れることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ

ならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岡村 育子

副理事長 家形 至亮

副理事長 田村 規子

監事 石田 昇

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 正会員入会金 | 10,000 円 |
| 正会員会費 | 年額 5,000 円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0 円 |
| 賛助会員会費 | 年額一口 3,000 円以上 |
| (3) 利用会員入会金 | 10,000 円 |
| 利用会員会費 | 月額 4,000 円 |

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市山之上五丁目37番19号
NPO法人In-D-Go

会社法人等番号	1200-05-021667
名称	NPO法人In-D-Go
主たる事務所	大阪府枚方市山之上五丁目37番19号
法人成立の年月日	令和2年6月26日
目的等	<p>目的及び事業 この法人は、青少年に対して、日本にいながら世界を感じることでできる海外・国内指導者による「本物」の音楽環境の中で、楽器を使った音楽演奏に関する事業を行い、美しい音色で豊かな心を育み、仲間と共に、精神面と行動面双方の成熟と人間形成に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育の推進を図る活動 2. まちづくりの推進を図る活動 3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 4. 国際協力の活動 5. 子どもの健全育成を図る活動 6. 経済活動の活性化を図る活動 7. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動に係る事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 楽器の演奏の指導事業 (2) コンサート開催およびコンサート鑑賞事業 (3) 参加型アウトリーチコンサートによる地域密着事業 (4) 音楽を通じた交流事業 (5) 楽器貸出し事業 (6) 音楽普及のための講演会事業 (7) 音楽普及のための親睦交流会 (8) 当団体利用会員のための奨学金制度運営事業 (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 その他の事業 <ol style="list-style-type: none"> 外部からの要請による音楽演奏事業
役員に関する事項	大阪府枚方市 理事 岡村育子
登記記録に関する事項	設立 令和2年6月26日登記

大阪府枚方市山之上五丁目37番19号
NPO法人 I n - D - G o



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和 3年 5月17日

大阪法務局枚方出張所
登記官

大 谷 邦 彦



整理番号 ハ646.006 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

令和2年度事業報告

NPO 法人 In-D-Go

1 事業期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

2 事業の成果

設立時から、新型コロナウイルス感染症が拡大し、事業の実施には至らなかったが、参加型アウトリーチコンサートについての内容紹介を遠隔でオンライン等で行った。演奏者や演奏指導者への依頼は順当に進められた。また、ホームページの作成準備にも取り掛かった。これらの準備により、次年度以降には、感染症の状況を判断しながら事業を実施していきたい。

3 事業の実施状況

① 特定非営利活動に係る事業

新型コロナウイルス感染症が拡大し、演奏会場となるコンサートホールや、保育園・福祉施設等が利用できず、また、人が集まることができなかつたため、すべての事業が実施できなかった。

② その他の事業は実施しなかつた

4 社員総会の開催状況

第1回通常総会

(日時) 令和2年12月24日(木) 11時15分～12時45分

(場所) 加藤洋子宅(高槻市)

(社員総数) 10名

(出席者) 10名(うち委任状出席者4名)

(内容) 第1号議案 令和2年度事業計画の検証の件

審議の結果、全員一致で可決承認

第2号議案 銀行口座の開設の件

審議の結果、全員一致で可決承認

第3号議案 活動報告の件

審議の結果、全員一致で可決承認

5 理事会その他の役員会の開催状況

第1回役員会(理事長・副理事長2名)

(日時) 令和2年11月4日(水) 15時～17時

(場所) 加藤洋子宅(高槻市)

(内容) 第1号議案 第1回総会開催の件

審議の結果、全員一致で可決承認

令和2年度活動計算書

NPO法人 In-D-Go

令和2年6月26日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
コンサート開催およびコン			
サート鑑賞事業収益			
参加型アウトリーチコン			
サートによる地域密着事業			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計	0		0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会場設営費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
事業費計	0		0
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
広告宣伝費			
印刷製本費			
消耗品費			
雑費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計	0		0
経常費用計	0		0
当期経常増減額	0		0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	0		0
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

*今年度はその他事業を実施していません。

役員名簿

NPO法人 In-D-Go

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	おかむら いくこ 岡村 育子	枚方市	無
理事	やかた よしあき 家形 至亮	高槻市	無
理事	たむら のりこ 田村 規子	高槻市	無
監事	いしだ のほる 石田 昇	大阪市	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

NPO法人 In-D-Go

	氏名	住所又は居所
1	岡村 育子	枚方市
2	家形 至亮	高槻市
3	田村 規子	高槻市
4	Yohei Sato	Cambridge,MA
5	阿部 守男	堺市
6	木村 修子	吹田市
7	部屋 美妃	大阪狭山市
8	佐藤 和江	逗子市
9	加藤 洋子	高槻市
10	田村 修	高槻市

令和3年度事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

NPO法人 In-D-Go

I 事業の実施方針

少年少女のオーケストラとしての練習を開始する。利用会員は9歳から30歳までを対象とし、50名で構成することを目指す。ユースオーケストラと言えども、常に指導者が一緒に演奏する。アウトリーチやユースオーケストラにて共演することにより国内・海外の両指導者が一緒に成長し、それを地域へ演奏や交流にて還元する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 楽器の演奏の指導事業

【内容】 楽器の演奏指導

【実施場所】 各地公共施設

【実施日時】 毎週土曜日

【事業の対象者】 楽器演奏についての指導を希望する9歳から30歳までの男女

【収益】 0千円

【費用】 1,560千円 (指導料@100千円×12か月=1,200千円、
会場費@5千円×12か月=60千円、指導者旅費年額300千円)

(2) コンサート開催およびコンサート鑑賞事業

【内容】 海外・国内演奏家(当法人指導者)によるコンサート

【実施場所】 コンサートホール

【実施日時】 年1回

【事業の対象者】 一般客

【収益】 100千円 (入場料2千円×50名)

【費用】 90千円 (演奏者交通費・宿泊費70千円、会場費20千円)

(3) 参加型アウトリーチコンサートによる地域密着事業

【内容】 保育園・障がい児者施設等に演奏者を派遣し、体験型アウトリーチコンサートを行う。

【実施場所】 保育園・福祉施設・医療機関等

【実施日時】 毎月3回 10時~11時

【事業の対象者】 保育園児・障がい児者等

【収益】 108千円 (開催料@3千円×3回×12か月)

【費用】 75,600円 (演奏者交通費@2,100円×3回×12か月)

(4) 音楽を通じた交流事業 当該年度は実施予定なし

(5) 楽器貸出し事業 当該年度は実施予定なし

(6) 音楽普及のための講演会事業 当該年度は実施予定なし

(7) 音楽普及のための親睦交流会 当該年度は実施予定なし

(8) 当団体利用会員のための奨学金制度運営事業 当該年度は実施予定なし

(9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 当該年度は実施予定なし

2 その他の事業 当該年度は実施予定なし

令和3年度活動予算書

NPO法人 I n - D - G o

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		50,000
正会員受取入会金	0		0
賛助会員受取会費	300,000		300,000
利用会員受取会費	1,440,000		1,440,000
利用会員受取入会金	300,000		300,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	500,000		500,000
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
コンサート開催およびコン	100,000		100,000
サート鑑賞事業収益			
参加型アウトリーチコン	108,000		108,000
サートによる地域密着事業			
5 その他収益			
受取利息	100		100
雑収益	1,900		1,900
経常収益計	2,800,000		2,800,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会場設営費	80,000		80,000
会議費			
旅費交通費	445,600		445,600
諸謝金	1,200,000		1,200,000
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	1,725,600		1,725,600
事業費計	1,725,600		1,725,600
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給与手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
通信運搬費	100,000		100,000
会議費	100,000		100,000
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
広告宣伝費	240,000		240,000
印刷製本費	200,000		200,000
消耗品費	50,000		50,000
雑費	100,000		100,000
支払利息			
その他経費計	790,000		790,000
管理費計	790,000		790,000
経常費用計	2,515,600		2,515,600
当期経常増減額	284,400	0	284,400
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	284,400		284,400
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			284,400

*当該年度はその他事業の実施を予定していません。

In-D-Goとは

30歳以下のユースオケストラを組織・運営し、独自の指導方法で演奏者を育成する団体です。In-D-Goの理念に賛同する指導者が国内外から召集され、無償で指導にあたります。また、無料で楽器の提供を行い、多くの演奏者に学ぶ機会、実践経験の場を広く提供するための活動を行なっています。さらに、オケストラの存在と楽器を身近に感じてもらうため、一般の人に向けて出張演奏会や体験演奏会を催し、音楽の普及にも力を入れています。

「In-D-Goの由来」

In : Joinとして「楽しく参加する」

D : Doとして「行動する」

Go : 「音楽を届ける」

- 日本を象徴する色の“藍”

- 「青は藍より出でて藍より青し」

その関係を弟子と師匠に当てはめて、弟子が師匠の学識や技術を超えるという意のことわざ。

荀子の言葉で、学問や努力により持って生まれた資質を超えることができるということ。

- 藍色に少年少女の青

In-D-Goの理念

1. 楽器を使った人間形成

本物の楽器に触れてもらい精神面と行動面双方の成熟に貢献

2. 本物の環境作り

海外指導者の招聘による海外の指導者と国内の指導者にて世界トップの教育環境を整える

3. 地域貢献

参加型アウトリーチコンサートによる地域密着

1. 楽器を使った人間形成

「精神面と行動面双方の成熟に貢献する指導法」

●多種多様なジャンルの音楽：ディズニー音楽、映画音楽、ゲーム音楽、クラシック音楽等

→ 様々な音楽を学ぶことで、柔軟な感覚を養い表現豊かな演奏者になる

●指揮者と楽器指導者とが同時に指導する

→ 通常は指揮者による指導と楽器指導者による指導が個別に行われる。両側面からの指導を同時に行うことで技術の向上だけでなく、学ぶ意欲や個性を引き出す指導方法を実践する

●裏方の仕事を経験する：会場設営、チケット管理、ステージ設営等

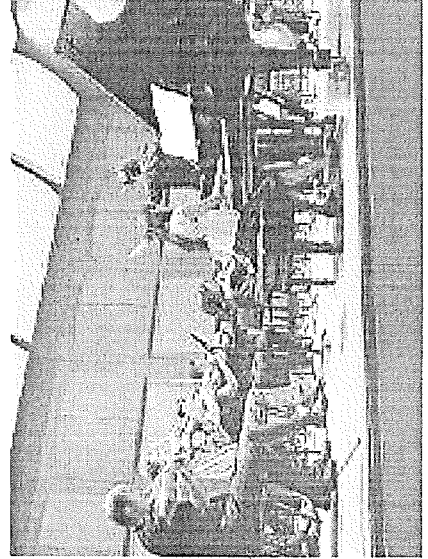
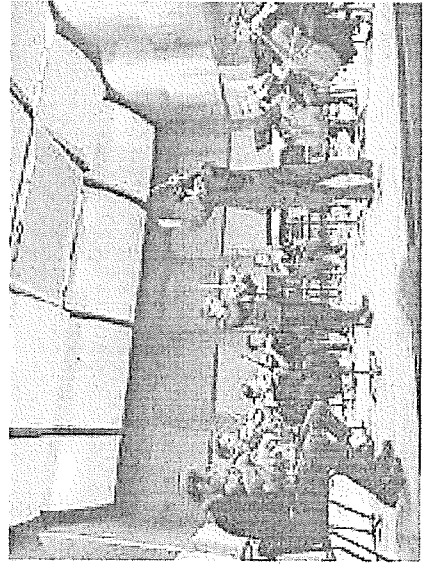
→ 演奏会を開催するための仕組みを実施体験する。演奏者としてステージに立つ際に、常に周囲に感謝の気持ちを持てる演奏者としての人間性を養う。

2. 本物の環境作り

「海外指導者と国内指導者による世界トップの教育環境を整える」

- 英語での指導：グローバルな感覚を養う
- 様々な演奏方法のアプローチ：国ごとの演奏スタイルを同時に学べる
- 指導者との共演：同じ演奏者として一緒に音楽作りを経験する

前例の無い教育環境



3. 地域貢献

「参加型アウトリーチコンサートによる地域密着」

- プロによる出張演奏と指導：小学校、幼稚園、保育園、保育園対象での生演奏、子供用の楽器を用いた体験型・参加型演奏会
- 無料楽器の貸し出し：ユースオーケストラ参加者への楽器の無料貸し出し
(アマービレ楽器提供)
- 聴衆への楽器無料体験：公演後の体験演奏



音楽や楽器を身近に感じてもらう



指導者一覧

音楽監督兼指揮者	Yohei Saito (ボストン室内管弦楽団音楽監督兼指揮者、アメリカ)
バイオリン	LP How (オルフェウス室内管弦楽団コンサートマスター、アメリカ) Thomas Hofmann (ボストン室内管弦楽団コンサートマスター、アメリカ) Matthew Von (ミュンヘン放送交響楽団、ドイツ) Yihsiu Liu (高雄市交響楽団、台湾)
	大村 萌 木村 修子 寺西 一巳 高橋 麻衣
ビオラ	Ken Hakii (コンサルタントヘボウ管弦楽団第一首席奏者、オランダ)
チェロ	Dong Oo Lee (元KBS交響楽団首席、蔚山大学教授、韓国) Ignacy Gaydamovich (ボストン室内管弦楽団首席、テキサスクリスチアン大学講師、ポーランド/アメリカ)
ベース	伊原 直子 Brain Thacker (ポートランド交響楽団、ゴードン大学講師、アメリカ)
トランペット	Andrew Gushiken (海軍バンド、アメリカ)
打楽器	Aya Kaminaguchi Singer (ニューヘーブーン交響楽団首席、アメリカ)

(他数名)



新規登録団体資料

(特定非営利活動法人 Happy Wan)

① 団体登録申請書	・・・P1
② 団体登録簿	・・・P3
③ 定款	・・・P5
④ 登記事項証明書	・・・P15
⑤ 2020 年度事業報告書	・・・P17
⑥ 2020 年度活動計算書	・・・P19
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・P21
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	・・・P23
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・P25
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・P29
⑪ その他参考資料	・・・P31



2021年7月14日

枚方市長

申請者
団体名 特定非営利活動法人 Happy Wan
主たる事務所 〒573-1134
の所在地 大阪府枚方市養父丘2-7-13
代表者 原 弘千代
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料（団体の活動を確認できるもの）

※（4）～（7）については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。

※（5）及び（9）の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

+枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和3年7月16日届出

団体名	フリガナ トクテイヒエイリカツドウホウジン ハッピーワン 特定非営利活動法人 Happy Wan		
代表者氏名	フリガナ ハラ ヤチヨ 原 弥千代		
主たる事務所の所在地	〒573-1134 大阪府枚方市養父丘二丁目7番13号		
電話番号		FAX	
メールアドレス			
ホームページアドレス	https://happywan2020.amebaownd.com/		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印く団体の定款と必ず一致していること> 1 2 3 4 5 6 7		
活動内容	※PRや活動成果等を記入 令和2年2月に個人活動をはじめ、6月にNPO法人を設立し令和3年3月までの間に、保嬰頭数8頭のうち7頭（1頭は飼病のすえ当団体にて飼育中に永眠）の譲渡先を見つけることができました。高額な治療が必要なきが多く、中には手術費用が150万円ほどの高額となる子もいましたが、SNSにて広取協力を募ったり寄付を募ったりして、何とか目標金額を達成し、手術を行うことが出来、今では新しいお家で幸せに過ごしている子もいます。 主に、イベント出店での譲渡会とフリマ販売等・各欄サイトでの家族探し・SNSでの家族探し及び寄付依頼で費用を果め、活動しています。		
活動を開始した年月日	令和2年2月1日 〔 NPO法人設立（登記）年月日/令和2年6月1日 〕		
団体の運営状況（本登録簿の届出日現在）	①会員数 会員 <u>10</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>10</u> 人 賛助会員 <u> </u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u> </u> 人 非常勤有給スタッフ <u> </u> 人 ボランティア等 <u>10</u> 人 ファンドレイザー（資金調達係）専任 <u> </u> 人 兼任 <u> </u> 人 ③入会金 有 ・ 無 ※いずれかに○印		

団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)	●有りの場合 _____ 円 ④会費 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 _____ 円 ⑤寄付金 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>3,121,722</u> 円 (2020 年度実績) ⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)		
	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額
	実績なし		
運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合	①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している ・ <input checked="" type="radio"/> 実施していない ※いずれかに○印 ●実施している場合はその事業に係る経費 _____ 円 ②特定非営利活動に係る事業(根拠: <u>2020</u> 年度収支計算書又は活動計算書) ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費 (事業費+管理費) <u>1,860,444</u> 円 ②/①+② = <u>100</u> % (小数点以下四捨五入) 注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入		
当基金に登 録する理由	● <input checked="" type="radio"/> 資金調達のため ※主なものの一つに○印 ・事業拡大のため ・社会的信用力が向上すると考えるため ・その他 ()		

特定非営利活動法人Happy Wan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Happy Wanという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市箕父丘2丁目7番13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保健所で殺処分を予定される保護犬に対して、保護犬の引取り、治療・飼育・しつけ、希望者への引渡し及び教育を行い、動物愛護精神の普及、環境保全及び人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保護犬の引取・飼育・引渡事業
- (2) 保護犬についての教育・啓発事業
- (3) その他この法人の目的の達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が

あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書

面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求

があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原 弥千代
副理事長	松岡 志保里
副理事長	渡 あづさ
監事	原 利恵子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和3年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 なし
 - 正会員会費 なし
 - (2) 賛助会員入会金 なし
 - 賛助会員会費 年額1口2,000円

履歴事項全部証明書

大阪府枚方市養父丘二丁目7番13号
 特定非営利活動法人Happy Wan

会社法人番号	1200-05-021628		
名称	特定非営利活動法人Happy Wan		
主たる事務所	大阪府枚方市養父丘二丁目7番13号		
法人成立の年月日	令和2年6月1日		
目的等	<p>目的及び事業</p> <p>この法人は、保健所で殺処分を予定される保護犬に対して、保護犬の引取り・治療・飼育・しつけ、希望者への引渡し及び教育を行い、動物愛護精神の普及・環境保全及び人と動物が共生する社会づくりに寄与することを目的とする。この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 環境の保全を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 保護犬の引取・飼育・引渡事業 (2) 保護犬についての教育・啓発事業 (3) その他この法人の目的の達成のために必要な事業</p>		
役員に関する事項	大阪府枚方市 理事	原 弥 十 代	令和 3年 6月 30日 退任 令和 3年 7月 1日 登記
	大阪府枚方市 理事	原 弥 千 代	令和 3年 7月 1日 就任 令和 3年 7月 1日 登記
登記記録に関する事項	設立 令和 2年 6月 1日 登記		



大阪府枚方市養父丘二丁目7番13号
特定非営利活動法人Happy Wan

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 3年 7月14日

大阪法務局枚方出張所
登記官

大 谷 邦 彦



整理番号 モ209774

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

2020年度事業報告書

特定非営利活動法人 Happy Wan

I 事業期間

2020年6月1日～2021年3月31日

II 事業の成果

法人設立初年度となる2020年度は、行政より6匹の犬を引き出し、すべての犬の譲渡先を見つけることが出来ました。高額治療(150万円の手術費用)が必要な犬に対しても、基金を募り無事に手術・譲渡まで結びつけることができました。

本年度は、コロナ感染症の影響で譲渡会等のイベントの大半が中止となり、活動資金も思うように集めることが出来ませんでした。トリミングサロンのお客様からの募金等で活動を行うことが出来たので、治療費・予防費等を賄うことが出来ました。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) (事業名) 保護犬の引取・飼育・引渡し事業

① はびねすDOG&Happy Wan 合同譲渡会

(内容) 譲渡会
 (実施場所) dog paradise Cocoe 淀川店
 (実施日時) 2020年9月6日(日)13時00分-16時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (収益) 0円
 (費用) 0円

② はびねすフェスティブス

(内容) 譲渡会
 (実施場所) みのお ふれあい広場
 (実施日時) 2020年10月25日(日)10時00分-15時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (収益) 30,309円
 (費用) 685円

③ はびねすフェスティブス

(内容) 譲渡会
 (実施場所) みのお ふれあい広場
 (実施日時) 2020年11月22日(日)10時00分-15時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (収益) 26,613円
 (費用) 895円

④ ふれあいWan Marche

(内容) 譲渡会
 (実施場所) dog paradise Cocoe 淀川店
 (実施日時) 2021年2月28日(日)11時30分-16時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (収益) 26,613円
 (費用) 895円

⑤ 僧帽弁閉鎖不全手術(チューバ)

(内 容) 僧帽弁閉鎖不全手術

行政より2020年11月26日(木)に引き出しを行い、獣医によるメディカルチェック結果、重度の心臓病だということがわかり、手術費用 約150万円を集めるためにSNSにて拡散協力をもらいながら、1,384,328円を寄付で集めました。

2021年1月21日 手術 2021年1月29日 退院

2021年3月20日 譲渡完了

(実施日時) 2020年12月7日(月)~2021年1月7日(木) ※寄付募集期間

(費用) 約150万円 ※前後の通院治療含む

(2)(事業名) 保護犬についての教育・啓発事業
活動実績なし

(3)(事業名) その他この法人の目的の達成のために必要な事業
活動実績なし

IV 社員総会の開催状況

1 設立総会

(日 時) 2020年5月31日 9時から10時

(場 所) 本店 打合せコーナー

(社員総数) 10名

(出席者数) 10名(委任状出席含む)

(内 容) 法人設立の件、その他

V 理事会その他の役員会の開催状況

理事会 開催なし

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 Happy Wan

自 令和 2年 6月 1日 至 令和 3年 3月31日

【経常収益】			
【受取寄付金】			
受取寄付金		2,842,860	
【その他収益】			
受取利息		2	
経常収益計			2,842,862
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計		0	
(その他経費)			
旅費交通費(事業)		1,320	
消耗品費(事業)		16,516	
支払手数料(事業)		43,836	
治療費(事業)		1,798,772	
その他経費計		1,860,444	
事業費計			1,860,444
【管理費】			
(人件費)			
人件費計		0	
(その他経費)			
その他経費計		0	
管理費計			0
経常費用計			1,860,444
当期経常増減額			982,418
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			982,418
当期正味財産増減額			982,418
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			982,418

年間役員名簿

特定非営利活動法人 Happy Wan

2020年6月1日 から 2021年3月31日まで

役職	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬
理事	原 弥千代	枚方市	2020年6月1日 ～ 2021年3月31日	無
理事	松岡 志保里	交野市	2020年6月1日 ～ 2021年3月31日	無
理事	廣渡 あづさ	枚方市	2020年6月1日 ～ 2021年3月31日	無
監事	原 利恵子	枚方市	2020年6月1日 ～ 2021年3月31日	無

役員名簿

特定非営利活動法人 Happy Wan

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	原 弥千代	枚方市	無
理事	廣渡 あづさ	枚方市.....	無
理事	羽田 智香	寝屋川市	無
監事	紫見 瑞代	寝屋川市.....	無

社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

2021年3月31日現在
特定非営利活動法人 Happy Wan

	氏名	住所又は居所
1	原 弥千代	枚方市
2	松岡 志保里	交野市
3	廣渡 あづさ	枚方市
4	原 利恵子	枚方市
5	羽田 智香	寝屋川市
6	木下 陽菜	八幡市
7	和田 滝子	枚方市
8	重田 さやか	枚方市
9	糸見 瑞代	寝屋川市
10	大原 萌	枚方市

2021 年度事業計画書

特定非営利活動法人 Happy Wan

I 事業期間

2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日

II 事業の計画内容

コロナ禍でイベント中止なども想定されるため、本年度の参加型イベントでの譲渡活動は厳しい状況になることが見込まれるため、当団体のみで開催できるイベント活動をメインに行います。
dog paradise Cocoe 店舗以外での譲渡会場を提供してくれる事業所等を探します。
募金活動を積極的に行い、各イベントでの収益をあげるため、フリマ用品の提供を呼びかけ販売を行い、治療費に充当できるようにスタッフ間で協力しながら活動していきます。

III 事業の実施計画

1 特定非営利活動に係る事

(1) 保護犬の引取・飼育・引渡事業

保護数:24頭 治療費:1,920,000 円(前年度平均として1頭あたり80,000円)
譲渡数:12頭 譲渡収益:360,000 円(1頭あたり30,000円)

(3) その他この法人の目的の達成のために必要な事業

- | | |
|----------|--|
| ①(事業名) | はびねすフェスティバル |
| (内容) | 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上 |
| (実施場所) | みのお ふれあい広場 |
| (実施日時) | 2021 年 4 月 25 日(日)10 時 00 分-15 時 00 分 |
| (事業の対象者) | 一般顧客 |
| (事業収益) | 約 30,000 円 |
| (費用) | 約 1,000 円 (出展料 500 円・駐車場 500 円) |
| ②(事業名) | はびねすフェスティバル |
| (内容) | 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上 |
| (実施場所) | みのお ふれあい広場 |
| (実施日時) | 2021 年 5 月 30 日(日)10 時 00 分-15 時 00 分 |
| (事業の対象者) | 一般顧客 |
| (事業収益) | 約 30,000 円 |
| (費用) | 約 1,000 円 (出展料 500 円・駐車場 500 円) |
| ③(事業名) | 大猫まるしえ |
| (内容) | 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上 |
| (実施場所) | 花博記念公園鶴見緑地 ハナミズキホール |
| (実施日時) | 2021 年 6 月 13 日(日)9 時 30 分-16 時 15 分 |
| (事業の対象者) | 一般顧客 |
| (事業収益) | 約 30,000 円 |
| (費用) | 約 4,600 円 (出展料 3,600 円・駐車場 1,000 円) |
| ④(事業名) | しあわせ探しの旅 |
| (内容) | 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上 |
| (実施場所) | dog paradise Cocoe 寝屋川店 |
| (実施日時) | 2021 年 6 月 20 日(日) 10 時 30 分-15 時 00 分 |
| (事業の対象者) | 一般顧客 |
| (事業収益) | 約 30,000 円 |
| (費用) | 約 500 円 (駐車場 500 円) |

- ⑤(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 東大阪市下小坂 4-6-5
(実施日時) 2021年7月18日(日) 11時00分-16時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑥(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 東大阪市下小坂 4-6-5
(実施日時) 2021年8月21日(日) 11時00分-15時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑦(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 東大阪市下小坂 4-6-5
(実施日時) 2021年9月19日(日) 11時00分-15時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑧(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 株式会社創信様 所有敷地
(実施日時) 2021年9月26日(日) 11時00分-15時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑨(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 株式会社創信様 所有敷地
(実施日時) 2021年10月24日(日) 11時00分-15時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑩(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 東大阪市下小坂 4-6-5
(実施日時) 2021年10月31日(日) 11時00分-15時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑪(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 株式会社創信様 所有敷地
(実施日時) 2021年11月21日(日) 11時00分-15時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑫(事業名) しあわせ探しの旅
(内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
(実施場所) 東大阪市下小坂 4-6-5
(実施日時) 2021年11月28日(日) 11時00分-15時00分
(事業の対象者) 一般顧客
(事業収益) 約30,000円
(費用) 約500円(駐車場500円)

- ⑬(事業名) しあわせ探しの旅
 (内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
 (実施場所) 東大阪市下小坂4-6-5
 (実施日時) 2021年12月12日(日) 11時00分-15時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (事業収益) 約30,000円
 (費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑭(事業名) しあわせ探しの旅
 (内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
 (実施場所) 東大阪市下小坂4-6-5
 (実施日時) 2022年1月16日(日) 11時00分-15時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (事業収益) 約30,000円
 (費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑮(事業名) しあわせ探しの旅
 (内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
 (実施場所) dog paradise Cocoe 寝屋川店
 (実施日時) 2022年2月20日(日) 11時00分-15時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (事業収益) 約30,000円
 (費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑯(事業名) しあわせ探しの旅
 (内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
 (実施場所) 東大阪市下小坂4-6-5
 (実施日時) 2022年3月13日(日) 11時00分-15時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (事業収益) 約30,000円
 (費用) 約500円(駐車場500円)
- ⑰(事業名) しあわせ探しの旅
 (内容) 譲渡会・フリマ用品販売・お手入れ売上
 (実施場所) dog paradise Cocoe 淀川店
 (実施日時) 2022年3月27日(日) 11時00分-15時00分
 (事業の対象者) 一般顧客
 (事業収益) 約30,000円
 (費用) 約500円(駐車場500円)

募金箱寄付及び振込寄付支援により、前年度平均100,000円/月 年間1,200,000円の収益見込み

令和3年度 収支予算書

自. 令和3年4月1日 至. 令和4年03月31日

特定非営利活動法人HappyWan

収入の部

(単位:円)

科目	摘要	本年度予算
会費		(0)
会費		0
入会金		0
寄付金	寄付金	1,200,000
補助金・助成金		(0)
補助金		0
助成金		0
事業収益		(870,000)
譲渡収益		360,000
事業収益		510,000
事業受託収益		0
販売収益	販売収益	0
受取利息	受取利息	0
雑収入	雑収入	0
当年度収入合計		2,070,000
前年度繰越金		- 982,418
収入合計		3,052,418

支出の部

科目	摘要	本年度予算
寄付金		0
助成金		0
負担金		0
積立金		0
雑費	雑費	0
事業費	事業費	0
管理費		(1,933,600)
治療費		1,920,000
支払手数料		4,600
食料・消耗品		0
郵送費		0
通信費		0
消耗品		0
旅費・交通費		9,000
水道光熱費		0
施設管理費		0
保険料		0
当年度支出合計		1,933,600
次年度繰越金(見込)		1,118,818
支出合計		3,052,418

Happy Wan

しあわせ探しの旅

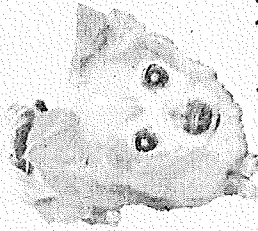
日時：6月20日（日）10:30～15:00
 場所：dog paradise Cocoe 寝屋川店

ペットショップで犬を飼う前に...『保護犬』という選択をしませんか？
 もう一度、新しいおうちで幸せになるため優しいご家族を探します！

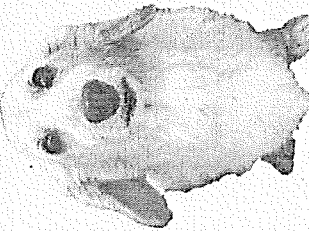
しあわせ探し中



シンバくん



ナムくん



トツポギちゃん

【ご来店時のお願い】

- コロナ感染予防対策（検温・マスク着用・手指消毒）のご協力をお願いします。
 状況により、入場制限や入場をお断りする場合がございます。
- 特定のわんちゃんへの面会希望の場合は、事前にご来店時間のご連絡をお願いします。
 (Mail happywan@dp-cocoe.jp)
- お車でご来店の際は、近隣パーキングのご利用ください。（店前はトリミングのお客様優先とさせていただきます。）
- わんちゃんも一緒にご来店頂けませんが、マナーパンツまたはマナーベルトの着用必須です。
- 未着用のわんちゃんまたは、狂犬病予防接種を未接種のわんちゃんにつきましては抱っこまたはバッグ IN とさせていただきます。
- 開催店舗はトリミングサロンのため、他犬も多くなる場合があります。
 わんちゃん同士のトラブル防止・器物破損等による怪我防止のため、必ずリード着用必須でお願いたします。
- 会場内でのトラブル・怪我等については責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

オリジナル マスクカバー 特別価格受注

マスクカバーは当店だけのオリジナル！
 愛犬とリンクコーデが楽しめるマスク
 カバーとCool服をご用意。

※SET 特典あり

※マスクカバーは当日お持ち帰り頂けます。



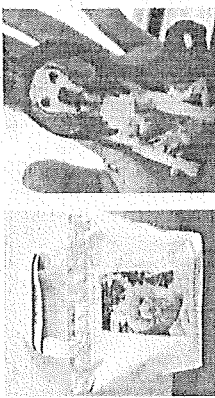
Cool X Cool服 全品2200円 SALE

旧デザインをお得にGETできるチャンスです!!
 クークチュールさんにご協力頂き、イベント時のみの
 限定 SALE のためどれも現品限りです。



Cocoe オリジナルうちの子グッズ 特別価格受注

世界にひとつだけのうちの子グッズを
 作りませんか？
 商品のお渡しは、2～3週間後と
 なります。



※すべて売り上げの一部が Happy Wan の活動資金となります。

わんちゃん同伴菜場で dog paradise Cocoe 全店で
 使える『マイクロバブルバス』無料クーラープレゼント!!



※ご来店わんちゃんにつき1枚進呈
 ※使用期限：2021年8月末日迄

第3回 しあわせ探しの旅

2021.7月 (dog paradise Cocoe 淀川店) にて開催予定

第2回

Happy Wan

しあわせの旅

日時：7月18日(日)11:00～16:00

場所：スペースマシヨン八戸ノ里 1階 譲渡会場

東大阪市下小阪4丁目6-5(近鉄奈良線/八戸ノ里駅 徒歩4分)

ペットショップで犬を飼う前に。。。『保護犬』という選択をしますか??
もう一度、新しいおうちで幸せになるため優しいご家族を探す旅をしています!
見学のみも大歓迎です!お気軽にご来場ください(ハニ)-☆

参加予定(しあわせ探し中)

ナムくん

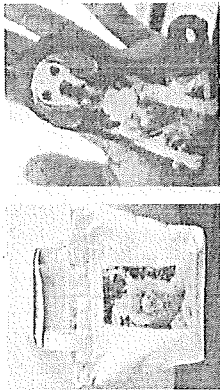


シンバくん

トッポギちゃん

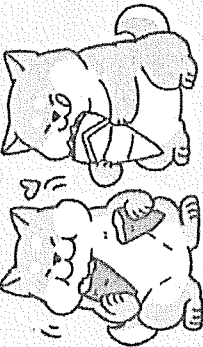
Cocoe オリジナルうちの子グッズ受注会

世界にひとつだけのうちの子グッズを
作りませんか?
当日はサンプルをご用意しております。
商品のお渡しは、後日郵送でのお届け
となります。



※売り上げの一部が Happy Wan の活動資金となります。

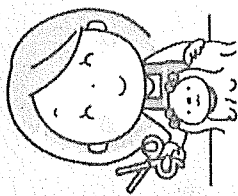
わんちゃん用品フリマ販売



わんちゃんの洋服やグッズ(リサイクル品)
おやつなどを販売!
売上はすべてわんちゃんやんの医療費等の
活動資金となります。
保護活動へのご協力をお願いいたします!

トリマーによるワンコインお手入れ

爪切り・バリカン(足裏・お腹)・顔周リプチカット



トリマーがお手入れさせて頂きます!
お気軽にわんちゃんと一緒にご来場ください。
こちらの売上は、すべてわんちゃんやんの医療費等の
活動資金として使用させて頂きます。(500yen)

※現金のみの取扱となりますので、予めご了承ください。

主催団体

特定非営利活動法人
Happy Wan

Adress. 枚方市養父丘 2-7-13



特定非営利活動法人

Happy Wan

目の前の助けることのできる

命

を救いたい



NPO法人 Happy Wanについて

毎年何千頭もの犬の命が失われています。
飼い主が行政に持ち込んだり、ブリーダー崩壊・多頭飼育崩壊など人間都合で『殺処分』という選択をされた犬たち。。
そんな現実から目をそらすことは出来ない私たちは、トリミングサロンの有志スタッフで、2020年に『NPO法人Happy Wan』を設立しました。

トリミングサロン施設内でのお世話のため、一度にたくさんの命を助けることは出来ませんが、『目の前の助けることのできる命を救いたい』をスローガンに、ひとりひとりに愛情を注ぎ、新しい家族を見つける活動をしています。

Happy Wan 卒業犬代表

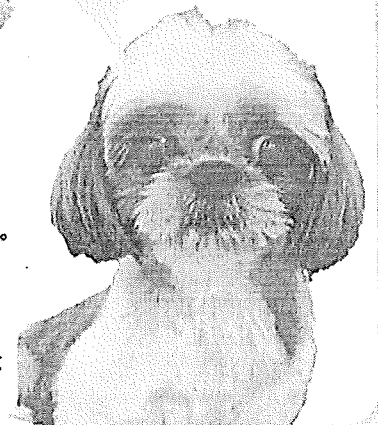
『僧帽弁閉鎖不全症』という絶対安静、余命三カ月の命を救うために、沢山の方々の協力で手術費を集めることができ、長時間の手術にも耐え病氣から復活したチューバ！

多くの方の協力が無ければ、100%今は存在しない命です。保護から手術までわずか3カ月という期間で奇跡的に復活し『幸運の男』と呼ばれ、今は新しいお家で愛されて幸せを掴んでいます(^_-) ☆

チューバ
(2021.3月卒業生)



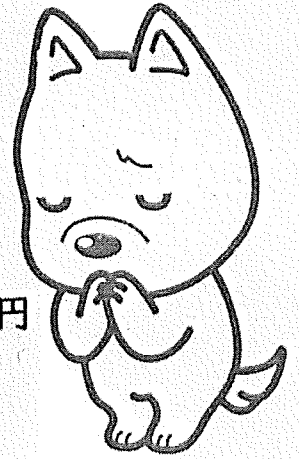
特にひどい症状も無かったけど行政で飼い主を見つけてもらえず団体に丸投げ譲渡にされた推定11歳のしらたまさん！のんびりと新しいお家を探そう！なんて思っていたら、スタッフファミリーが一目惚れ♪保護からわずか10日で、幸せを見つけたラッキーGirl(^_^) /
しらたま (2020.9月卒業生)



2020年2月 脾臓肥大のため、行政より引出し後そのまま病院へ直行。供血犬探しから始まり、翌日には脾臓摘出手術を頑張りました。新しい家族を見つけられるように、その後も、通院&治療を頑張っていました。2020年7月に力尽きてしまい、お空へ旅立ちました。本当の家族を見つけてあげることが出来なかったけどスタッフ全員がバカちゃんの家族となって「Happy Wan」というお家を見つけることが出来ました(^_^)
パカ (2020.7月ひと足お先にお空へ)



保護活動へのご協力をお願い



★活動費用のご寄付をお願いします

健康なわんちゃんでも保護してから新しい家族が見つかるまでに、色々な費用がかかり、手術が必要な場合は、何十万円ものお金が一度に必要なこともあります。この活動費が無くなれば、助けることも出来なくなってしまいます。どうかご無理のない範囲でご支援をお願いいたします。

★不要な犬用品ご提供をお願いします

必要な物資につきましては、SNS等で呼びかけをさせて頂いております。ご家庭でご不要なわんちゃん用品がございましたら、是非ご支援のほどお願いいたします。当団体で保護わんちゃんに使用できる物は大切に使用させて頂き、その他はフリマ等に出品し、売上金を活動費用として使用させて頂きます。

★新しいご家族探しご協力をお願いします

保護したのち、わんちゃんの状況を見てご家族探しを行います。店舗への掲示・SNS・各種サイトなどで家族探しをしておりますが、お知り合いの方等にお声がけして頂けたら嬉しいです。また、店頭での募金箱設置募集チラシの掲示等、ご協力頂ける店舗様がございましたら、下記Mailにご連絡お願いいたします。

【ご寄付方法】 銀行振込・クレジット決済がご利用頂けます。

- 枚方信用金庫 くずは支店 普通：0600646 名義：トピ)ハッピーワン
- ゆうちょ銀行 記号：14060 番号：71228821 名義：トピ)ハッピーワン
- ゆうちょ銀行 店番：408 普通：7122882 名義：トピ)ハッピーワン

クレジット決済は右記QRコードを読み取りください。

【Syncable】

URL <https://syncable.biz/associate/HappyWan-2020>



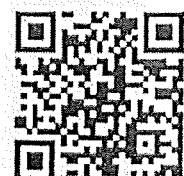
特定非営利活動法人 Happy Wan

Address. 枚方市養父丘 2-7-13
dog paradise Cocoe 枚方店内
Mail. happywan@dp-cocoe.jp

Home page



Instagram



LINE



枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱

平成 24 年 9 月 13 日制定
枚方市要綱 第 84 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、枚方市NPO活動応援基金により本市が行う特定非営利活動の支援の対象とする団体（以下「支援対象団体」という。）の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) 主たる事務所の所在地が本市内にあること。
- (3) 主として本市内において特定非営利活動を行っていること。
- (4) 事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の占める割合が、100分の50以上であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 大阪府又は内閣府に提出した直近の事業報告書、収支決算書及び役員名簿の写し
- (4) 登記簿謄本
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請団体を支援対象団体として登録するものとする。この場合において、市長は、当該登録の適否等について、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）に規定する枚方市NPO活動応援基金支援審査会に対して意見を求めることがある。

(登録の通知)

第5条 市長は、前条の規定により登録をしたときは、所定の通知書により、申請団体に通知するものとする。

(団体登録簿)

第6条 市長は、第4条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）に係る団体登録簿を公開し、閲覧に供するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 登録団体は、登録の内容に変更があったときは、所定の変更届に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（登録要件等の確認）

第8条 市長は、第2条各号に掲げる要件の確認等のため、必要に応じ、登録団体に第3条第2項第1号、第3号及び第5号に掲げる書類の提出を求めることがある。この場合にあつては、登録団体は、速やかに、当該書類を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第9条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を抹消することがある。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 登録団体から登録抹消の申出があつたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録団体として不適当であると市長が認めるとき。

（様式）

第10条 この要綱で使用する申請書、団体登録簿等の様式は、別に定める。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（平成20年枚方市要綱第35号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた登録その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱の取り扱い方針について

平成20年9月30日
市民活動課

1. 目的

この取り扱い方針は、枚方市NPO活動応援基金団体登録の円滑な執行のため、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（以下「要綱」という）第11条に基づき、必要な事項を定めたものである。

2. 取り扱い方針

（1）特定非営利活動について

登録要綱及びこの取り扱い方針における「特定非営利活動」とは、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に定義されたものを指し、その総事業費は、「特定非営利活動」に係る事業費および管理費を含む経費（法に定めのある「当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他事業」という。）」に係る経費を除く）とする。

（2）第2条関係（要件）

要綱第2条第6項の「市長が定める要件」には、下記の要件を含むものとする。

- ア. 暴力団、又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- イ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ウ. 枚方市等の行政機関と一体となって事業を行い、または、行政機関の事業の運営主体となり、かつ、法人役員への行政機関職員の就任がある、または、行政機関に事務所を置いているなどの団体でないこと。

（3）第3条関係（申請）

要綱第3条第2項第5号の「市長が必要と認める書類」とは、申請団体の活動内容等が確認できる資料等をいう。

（4）第8条関係（登録要件等の確認）

要綱第8条に規定する書類については、新規および更新を含め、原則として毎年度7月末日まで市長に提出するものとする。

2 市長は、要綱第8条に規定する書類に不備のある場合、又は、登録内容に著しい変更がある場合は、別に定める審査委員会に意見を求めることができる。

(5) 第10条関係(様式)

この要綱で使用する様式を次のとおり定める。

様式第1号 団体登録申請書

様式第2号 団体登録簿

(6) その他(書類の公開等)

この要綱に基づいて提出された書類は、原則として一般公開するものとする。

参考資料

更新登録申請団体 10 法人分

更新登録団体資料

4. 特定非営利活動法人関西生活文化研究会おでかけ



令和3年6月22日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人
団体名 関西生活文化研究会おでかけ
主たる事務所の所在地 〒573-1111 大阪府枚方市橋本筋1丁目21番8号
ケアスペース朝日202
代表者 西原 奈保子
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

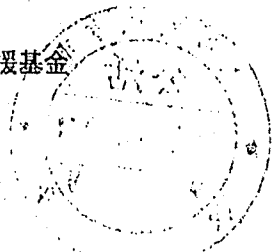
枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※(1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※(2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。



枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

2020年度 事業報告書

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

I 事業期間

2020年4月1日～2021年3月31日

II 事業の成果

1 福祉有償運送事業

福祉有償運送では、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控える人が続出し、緊急事態宣言が発令されていた時期を中心に、活動量は前年度より減少しました。

今年度予定していた取り組みのうち、「活動量より質に注目した支援」については、移送中の車内でも常時見守りが必要な透析患者様の通院などで、医療的な支援が必要な方であっても可能な限り在宅で過ごしていただけるような支援を行う事ができました。

また、「寄付月間」で車両購入のために寄付を募る取り組みでは、今期は外出自粛の風潮に鑑みて実施を控えていましたが、去年までにご寄付いただいた皆様からの力強い励ましをいただき、年度末に実施することができました。期間中に計206000円もの寄付金を賜ることができ、福祉車両の購入に充てるため保管しています。福祉車両の購入助成等も活用し、車両を整備してまいります。

来期は、外出の自粛が次第に緩和することを想定しています。「枚方市NPO活動応援基金」で、当会の企画する「要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業」が補助事業として採択されました。これを活用し、多様な外出ニーズに 대응していこうと思います。

また、以前からの課題の一つであった福祉有償運送の稼働効率を高めるため、活動エリアの限定化、訪問時間の事前予約化を推し進めていきます。

その他、枚方市共同配車センターに協力して、高齢者・障がい者の移送事業をおこなっていました。

2 訪問介護事業

訪問介護では、毎月約220人程度の要介護者への支援を行いました。しかし通院外出に係る訪問介護サービスは、コロナ禍の中で電話診療等が増えた影響もあり、利用実績が減少しています。一方で自宅内で行う訪問介護サービスは、利用申込と登録ヘルパーのマッチングがうまくいき、利用実績が大きく増加しています。

今年度予定していた取り組みのうち、定期的な訪問サービスの増加は、おおむね計画通り実施できました。特に調理、入浴、排せつ介助の利用が増加したため、通院外出介助が減少している中で、収支は大きく改善しています。

来期も、利用申込の調整にかかる時間的なコストを見直しながら通院外出介助を実施するとともに、定期的な訪問サービスの比重を高めることで収支の改善を目指します。

また、枚方市内の訪問介護事業所として、2017年度から引き続き「第一圏域元気づくり地域づくり会議」のメンバーに職員を1名派遣し、2011年度から引き続き「枚方市訪問介護事業者会」の運営メンバーにも職員を1名派遣しています。

Ⅲ 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 福祉有償運送
(内 容) 高齢や障害によって移動に制約のある方の外出支援
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～金の9時～18時
(祝祭日、12月30日～1月3日、8月13～15日を除く)
(事業の対象者) 枚方市内在住か、外出の目的地が枚方市内にある移動制約者
(収 入) 運賃等、会費、寄附金等
7,155,665円
(支 出) 車両費、リース料、燃料費、保険料、通信費等
10,275,773円
- (2) (事業名) 訪問介護事業
(内 容) 加齢や疾病等により要介護となった方への訪問介護サービス
(実施場所) 枚方市北部及びその周辺地域
(実施日時) 月～土の7時～22時
(事業の対象者) 事前に訪問介護サービスの利用契約を結んでいる要介護者
(収 入) 介護給付費、利用者負担、公費負担等
51,601,338円
(うち、介護給付費・公費が43,985,207円)
(支 出) 人件費、福利厚生費、地代家賃等
48,758,590円

Ⅳ 社員総会の開催状況

通常総会

- (日 時) 2020年6月18日(金) 19時00分から19時30分
(場 所) 法人事務所
(社員総数) 13名
(出席者数) 13名(うち委任状出席者6名)
(内 容) 第1号議案 2020年度 事業報告書等 について
第2号議案 2021年度 事業計画について
第3号議案 2021年度 活動予算について

上記の議案について説明し、審議の結果原案通り承認されました。

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	132,000	
賛助会員受取会費	60,000	
.....		192,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	222,625	
施設等受入評価益	-	
.....		222,625
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
枚方市NPO活動応援基金	-	
.....		-
4. 事業収益		
福祉有償運送事業収益	6,741,040	
訪問介護事業収益	50,554,811	
.....		57,295,851
5. その他収益		
受取利息	28	
受取配当金	239	
雑収益	1,046,260	
.....		1,046,527
経常収益計		58,757,003
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	42,252,019	
法定福利費	6,153,531	
退職給付費用	-	
福利厚生費	78,940	
.....		
人件費計	48,484,490	
(2) その他経費		
広告宣伝費	429,000	
交際費	136,716	
会議費	37,590	
旅費交通費	1,274,080	
通信費	383,674	
消耗品費	539,653	
事務用品費	102,713	
修繕費	450,969	
新聞図書費	-	
諸会費	119,200	
支払手数料	167,394	
車両費	1,229,842	
地代家賃	1,960,000	
リース料	2,431,530	
保険料	461,610	
租税公課	119,500	
支払報酬料	22,600	
雑費	409,702	
.....		
その他経費計	10,275,773	
事業費計		58,760,263
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	-	
法定福利費	-	
退職給付費用	-	
福利厚生費	-	
.....		
人件費計	-	
(2) その他経費		
地代家賃	240,000	
減価償却費	-	
支払利息	-	
雑損失	34,100	
.....		
その他経費計	274,100	
管理費計		274,100

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

(単位：円)

科目	金額	
経常費用計		59,034,363
当期経常増減額		-277,360
Ⅲ 経常外収益		
1. 固定資産売却益	-	
.....	-	
経常外収益計		
Ⅳ 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	-	
固定資産売却益除去損	-	
経常外費用計		-
税引前当期正味財産増減額		-277,360
法人税、住民税及び事業税		-
当期正味財産増減額		-277,360
前期繰越正味財産額		-29,288,354
次期繰越正味財産額		-29,565,714

2021年度 事業計画書

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ

I 事業期間

2021年 4月 1日 ~ 2022年 3月31日

II 事業計画

1 基本方針

私たちは、高齢や障がいによって一人で外出することが難しい方に対して、これまで参加してきたもの、これから新しく始めたいことへの参加を応援するために、「福祉有償運送」という外出の手段を提供しています。

車椅子で移動する方にも対応できる車両を準備し、移動や乗り降りの手助けも行うので、健常者の外出と比べてより多くの時間と技術が必要です。この場合、いわゆる「応益負担」の考え方では、「手助けが必要だから料金を負担できない人」に外出を諦めさせてしまうこととなります。

私たちはNPO団体が行う活動として、資力等に関わらず誰でも一定の負担で車両を使った外出ができる支援活動でありたいと思っています。そのために、皆様からの力を募り、それで一番困っている人を支援する仕組みを形作り、維持していくことが今の私たちが担う役割です。

今はまだ世界的な感染症の蔓延のさなかになり、「外出」は控えることを求められる風潮の中にありますが、またマスクを外して自由に外出できる日々が来ることを待ち望みつつ、いまは感染対策に力を注ぎながら少しずつ外出の支援依頼にこたえていきます。

2 福祉有償運送事業

福祉有償運送では、全世界的な新型コロナウイルス感染症の影響が当会の活動にも波及しており、前年度は1年を通じて活動量が減少しました。

しかしワクチン接種も進み始めたため、今年度は再び外出される方も増加し、当会の活動量も増加すると考えます。

そこで今期は、福祉有償運送の活動量が増えるような取り組みを考えていきます。

その一つ目が、活動エリアの限定による短距離利用の増回です。遠方への福祉有償運送は拘束時間が長く、目的地からの帰還にも時間がかかっていたため、この部分を改善します。

二つ目は、「枚方市NPO活動応援基補助事業」です。今年度は「要介護高齢者の余暇活動のための外出ニーズに応える事業」が補助対象には選ばれました。この事業によって、活動の少ない午後の時間帯の利用増を目指します。

また、2018年度より始めた「寄付月間」の取り組みは、今年度も年末に実施する予定です。福祉車両の購入助成事業の活用も視野に入れながら、車両の整備や必要な備

品の整備を目指します。

なお、まだまだ不十分な事業運営ではありますが、当会に対して毎年平均して50人以上の方からの寄付が寄せられています。そこで今年度は、事務所の体制を整えながら「条例指定NPO法人（市民公益税制4号指定）」の適用を目指します。

その他、例年同様枚方市共同配車センターに協力して、高齢者・障がい者の移送事業をおこなう予定です。

3 訪問介護事業

訪問介護事業では、今年度も収支の改善に力を注ぎます。

前年度は計画通り、通院外出以外の訪問サービスを増回することができました。しかし新型コロナウイルス感染症の影響で、通院や買い物、デイサービスの利用を見合わせる方が多く、それに付随する訪問サービスが減少しました。そのため、収支のマイナス幅は改善したものの、プラスに転じるまでは至りませんでした。

今年度は、これまで外出の自粛を続けてこられた方々の外出ニーズが高まるものと予測し、定期的な通院外出の訪問サービスの増回を目指します。

また、訪問介護事業ではこれまでも恒常的に、午前中は臨時の通院介助依頼が集中し利用調整に手間がかかっていたものの、午後は空き時間が多く発生するため、人手はあるものの利用の増加が妨げられてきました。そこで今期は、前期に引き続き午後の時間帯を中心に、定期的訪問サービスを多く受けられるよう力を注いでいきます。

また、事業所の研修や連絡体制をより強化することで、特定事業所加算Ⅰの体制を維持していきます。

その他、枚方市内の訪問介護事業所として、2017年度から引き続き「第一圏域元気づくり地域づくり会議」のメンバーに職員を1名派遣する予定です。また、2011年度から引き続き「枚方市訪問介護事業者会」の運営メンバーにも職員を1名派遣する予定です。

2021年度 活動計算書(予算)

2021年 4月 1日 から 2022年 3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	132,000	
賛助会員受取会費	150,000	
.....		282,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	300,000	
施設等受入評価益	-	
.....		300,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	-	
枚方市NPO活動応援基金	192,000	
.....		192,000
4. 事業収益		
福祉有償運送事業収益	8,000,000	
訪問介護事業利用料収入	5,000,000	
訪問介護事業介護給付	48,000,000	
.....		61,000,000
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		-
経常収益計		61,774,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	42,252,019	
法定福利費	6,153,531	
福利厚生費	78,940	
.....		48,484,490
(2) その他経費		
広告宣伝費	429,000	
交際費	136,716	
会議費	37,590	
旅費交通費	1,274,080	
通信費	383,674	
消耗品費	539,653	
事務用品費	102,713	
修繕費	450,969	
新聞図書費	-	
諸会費	119,200	
支払手数料	167,394	
車両費	1,229,842	
地代家賃	1,960,000	
リース料	2,431,530	
保険料	461,610	
租税公課	119,500	
支払報酬料	22,600	
雑費	409,702	
.....		10,275,773
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	-	
給料手当	-	
法定福利費	-	
福利厚生費	-	
.....		-
(2) その他経費		
地代家賃	240,000	
減価償却費	-	
支払利息	-	
.....		240,000
経常費用計		59,000,263

2021年度 活動計算書(予算)

2021年 4月 1日 から 2022年 3月31日まで

特定非営利活動法人 関西生活文化研究会おでかけ
(単位:円)

科目	金額		
当期経常増減額			2,773,737

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	-		
.....		-	
経常外収益計			-
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	-		
固定資産売却益除去損	-		
.....		-	
経常外費用計			-
税引前当期正味財産増減額			2,773,737
法人税、住民税及び事業税	100,000		100,000
当期正味財産増減額			2,673,737
前期繰越正味財産額			-
次期繰越正味財産額			2,673,737

更新登録団体資料

5. 特定非営利活動法人枚方市手話通訳協会



令和 年 月 日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人
団体名 枚方市手話通訳協会
主たる事務所
の所在地 〒573-0022 大阪府枚方市宮之阪3丁目1-30
代表者 山田智子
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

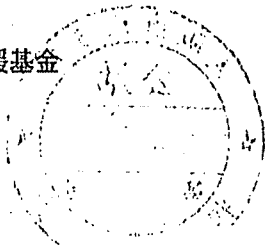
枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※ (1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※ (2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。



枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

《2020 年度事業報告書》

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

I 事業期間

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

II 事業の成果

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大で緊急事態宣言が出された為、予定していた事業をやむを得ず中止することが多かった。

手話通訳者派遣事業は、枚方市役所の手話通訳者窓口業務と事業所や企業等に手話通訳者を派遣した。

手話の普及事業は、手話教室（会話・読取・手話UP・トライアル）、ろう者の勉強会を開いた。手話通訳者養成事業は、登録通訳者と登録講師の研修、手話通訳養成講座、通訳者の学習会、を実施した。

また、枚方市役所登録手話通訳者研修を行った。

枚方市ホームページの市長のメッセージに手話通訳動画を制作した。

2021 年の枚方市手話言語条例制定に向けて、審議会に参加した。

III 事業の実施状況

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 手話通訳者派遣事業

【内 容】 聴覚障害者及び行政、企業、各種機関・団体等の要請に応じて会員を派遣し手話通訳を行った。

【実施場所】 手話通訳を必要とする場所

【実施日時】 手話通訳の要請のある日時

【事業の対象者】 聴覚障害当事者及び行政、企業、各種機関・団体等の手話通訳を必要とする者

(2) 手話通訳者窓口業務受託

【内 容】 枚方市の委託を受け、障害福祉室及び市役所内窓口に来庁する聴覚障害者の手話通訳及び職員が業務執行する上での手話通訳及び事務を実施した。

【実施場所】 枚方市役所障害福祉室

【実施日】 2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

【事業の対象者】 障害福祉室・市役所庁内の窓口に来庁する聴覚障害者及び職員

(3) 手話の普及事業

【内 容】 事業所で手話の理解を広め、また手話技術の指導を実施した。

「ろう者のための勉強会」として市内在住のろう者が学ぶ場を提供した。

① 手話教室

② 手話でわかるろう者の勉強会

【実施場所】 ①通訳協会事務所

②ラポールひらかた

【実施日】 ①2020 年 4 月～2021 年 3 月までの火・水・木・金曜日

(但し緊急事態宣言中は休講)

②2020 年 11 月 29 日 (日)

- 【事業の対象者】①受講者 各コース8～10名
②受講者 16名

(4) 養成事業

- 【内容】①登録通訳者現任研修を実施
②手話通訳養成講座を実施
③登録講師現任研修を実施
④通訳者の学習会

【実施場所】①②③④通訳協会事務所

- 【実施日】①2020年8月・11月 2021年3月
②2020年10月28日・11月25日 2021年3月24日・3月31日
③2020年9月6日・10月4日・11月1日
④2020年10月27日 2021年3月30日

- 【事業の対象者】①登録通訳会員 42名
②受講者 13名
③登録講師会員 17名
④受講生 6名

(5) その他の事業

- 【内容】①枚方市役所登録手話通訳者研修
②市長メッセージに手話通訳動画を制作

【実施場所】①メセナひらかた会館・ラポールひらかた
③通訳協会事務所

- 【実施日】①2020年11月24日 12月2日 2021年3月11日 3月19日
②2020年4月8日・20日・30日 5月15日・21日・25日 6月14日
7月21日 8月6日 9月20日・23日 11月27日 12月7日・15日・28日
2021年1月8日・14日・29日 2月5日

- 【事業の対象者】①枚方市役所登録通訳者
②枚方市民

IV 社員総会の開催状況

- 【日時】2020年4月26日(日) 9:30～11:04
【場所】NPO 法人枚方市手話通訳協会事務所 (オンラインにて開催)
【社員総数】29名
【出席者数】出席者10名、委任状提出者12名、欠席者7名
【内容】第一号議案 2019年度事業総括、決算報告及び承認を求める件
全員一致で承認

V 理事会その他の役員会の開催状況

隔月に事務局会議を実施

2020年度活動計算書
2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
受取会費	176,000	
賛助会員受取会費	0	176,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	162,470	162,470
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
手話通訳派遣事業収益	4,431,860	
手話の普及事業収益	968,100	
手話通訳者養成事業収益	303,400	
その他の事業収益	1,889,250	7,592,610
5. その他収益		
受取利息	72	
雑収益	2,461,050	2,461,122
経常収益計		10,392,202
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
活動費	4,703,052	
旅費交通費	273,690	
保険費	39,200	
研修費	1,400	
通信運搬費	108,596	
消耗品費	113,383	
備品費	0	
貯蔵品費	24,736	
出展費	0	
支払手数料	14,300	
支払寄附金	0	
支払助成金	0	
雑費	0	
その他経費計	5,278,357	5,278,357
事業費計		5,278,357
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費/管理	1,163,500	
地代家賃	792,000	
水道光熱費	28,080	
修繕費	0	
諸会費	3,000	
租税公課	0	
支払手数料	48	
雑費	151,000	
その他経費計	2,137,628	2,137,628
管理費計		2,137,628
経常費用計		7,415,985
当期経常増減額		2,976,217
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		2,976,217
前期繰越正味財産額		6,955,394
次期繰越正味財産額		9,931,611

[注記] この計算書類はNPO法人会計基準によっています。

《2021年度 事業計画書》

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会

I 事業の実施方針

今年度は、枚方市から登録手話通訳者現任研修と手話通訳者窓口業務の委託を受け実施するとともに、新たに遠隔手話通訳業務の受託を行う。

当協会独自での手話通訳派遣事業も行う。

手話普及事業は小中学校や、行政、企業などからの依頼に応え、手話講習会等を実施する。

また、手話教室を開講し手話でコミュニケーションが取れる人口の増加を図る。

通訳者・講師養成事業として登録会員の研修をはじめ、さまざまな講座を開講する。

II 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 手話通訳派遣事業

【内容】 聴覚障害者及び行政、企業、各種機関・団体等の要請に応じて会員を派遣し、手話通訳を行う。

【実施場所】 手話通訳を必要とする場所（不特定）

【実施日】 手話通訳の要請のある日時（随時）

【対象者】 聴覚障害当事者及び行政・企業・各種機関・団体等の手話通訳を必要とする者

○手話通訳者窓口業務受託

【内容】 枚方市の委託を受け、障害福祉担当及び庁内、徒歩圏内の市の施設に来庁する聴覚障害者の手話通訳及び障害福祉担当の事務補助にあたる。又、タブレットを使用して遠隔手話通訳を行う。

【実施場所】 枚方市福祉事務所障害福祉担当

【実施日】 2021年4月1日～2022年3月31日

【対象者】 障害福祉担当・市役所に来庁する聴覚障害者

○遠隔手話通訳業務受託

【内容】 枚方市の委託を受け、枚方市に居住し、手話によるコミュニケーション支援の必要がある方に遠隔手話通訳を行う。

【実施場所】 枚方市手話通訳協会事務所

【実施日】 2021年4月1日～2022年3月31日

【対象者】 枚方市が認め、登録をしているろう者

(2) 手話の普及事業

【内容】 事業所等で手話の理解を広め、また手話技術の指導を行う。

①枚方市役所ほか

②手話教室 会話コース

③手話教室 読取コース

④手話教室 トライアル

⑤手話教室 UPコース

⑥手話教室 チャレンジコース

【実施場所】 ①手話の指導を必要とする場所（不特定）

②③④⑤⑥通訳協会事務所等

【実施日】 ①手話の指導の要請のある日時（随時）
②毎週火・木・金曜日
③④⑤毎週水曜日
⑥最終金曜日

【対象者】 ①行政職員、企業の社員その他手話の指導を必要とする者
②③④⑤⑥受講希望者

(3) 手話通訳者養成事業

【内 容】 ①登録通訳者現任研修
②通訳士試験対策講座
③通訳者の学習会
④通訳者養成講座
⑤登録講師現任研修

【実施場所】 ①②③④⑤通訳協会事務所等

【実施日】 ①⑤適時
②2021年6月～10月
③④2021年4月～2022年3月

【対象者】 ①登録通訳会員
②③④受講希望者
⑤登録講師会員

(4) その他の事業

【内 容】 ①枚方まつりへの出店
②枚方市役所登録手話通訳者研修

【実施場所】 ①未定
②枚方市が指定した場所

【実施日】 ①2021年8月予定
②要請のある日時

2021年度活動計算書(予算)

特定非営利活動法人 枚方市手話通訳協会
(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取会費	176,000		
賛助会員受取会費	0	176,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10,000	10,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
手話通訳派遣事業収益	4,525,000		
手話の普及事業収益	950,000		
手話通訳者養成事業収益	300,000		
その他の事業収益	8,412,500	14,187,500	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益	0	0	
経常収益計			14,373,500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
活動費	10,340,000		
旅費交通費	450,000		
保険費	39,200		
研修費	60,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	671,300		
備品費	0		
貯蔵品費	30,000		
出展費			
支払手数料	30,000		
支払寄附金	0		
支払助成金	0		
雑費			
その他経費計	11,920,500		
事業費計		11,920,500	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費/管理	1,500,000		
地代家賃	800,000		
水道光熱費	150,000		
修繕費	0		
諸会費	3,000		
租税公課	0		
支払手数料	0		
雑費	0		
その他経費計	2,453,000		
管理費計		2,453,000	
経常費用計			14,373,500

◆ 随時受付
途中からでもは入れます

他にも教室、
講座あります

NPO法人 枚方市手話通訳協会
手話通訳普及事業

手話教室

手話で話そう



ろう者と楽しく手話でお話ししませんか？

- 手話を学ぶのが全く初めての方
- 会話が少しできる方
- ろう者と日常会話やいろいろな話したい方



火曜日 (第1・2・3)

場所: 通訳協会事務所

19:00~20:30

手話でおはなししましょう



会話コース



木曜日 (第1・2・3)

場所: 通訳協会事務所

15:00~16:30

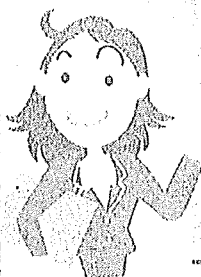
金曜日 (第1・2・3)

場所: 通訳協会事務所

① 10:30~12:00

② 13:30~15:00

③ 15:30~17:00



受講料: 3000円 (一ヶ月)

定員: 10人

毎月 第1・2・3

(祝日は振替)



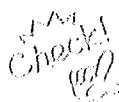
NPO法人枚方市手話通訳協会

枚方市宮之阪3-1-30

TEL/FAX: 072-807-4928

メール: hstk@royal.ocn.ne.jp

リラックスした雰囲気でお話を楽しみながら 自然に手話を身につけます。
途中からでも 入っていただけます。
一緒に楽しく 勉強しましょう!



*手話教室が定まる1時間前の時点で枚方市内に
大雨警報・暴風警報が出ていたら手話教室はお休みです。

.....キリトリ.....

会話コースに申込みます

申込日

年 月 日

【金曜日】 会話 10:30~

会話 13:30~

会話 15:30~

【火曜日】 会話 19:00~

【木曜日】 会話 15:00~

◆ 名前

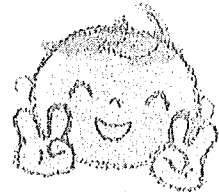
◆ 連絡先: メール

FAX

手話教室

随時受付

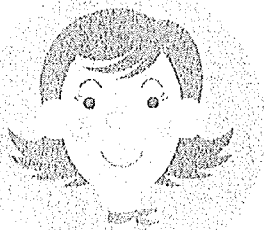
途中からでも入れます



▶ 会話コース・読取コースを経験した方はぜひトライしてください!

ろう者の手話を「日本語」に、聴者の日本語を「手話」に通訳します。

日常会話を手話に翻訳したり、手話をわかりやすい日本語に翻訳します。

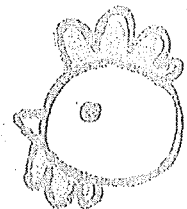


水曜日

(月3回 第1.2.3)

祝日は振替になります

時間 13時30分～15時



1ヶ月: 4000円

定員: 8人

場所: 通訳協会事務所

問い合わせ: NPO法人枚方市手話通訳協会

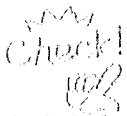
枚方市宮之阪3-1-30

TEL/FAX: 072-807-4928

✉ E-mail: hstk@royal.ocn.ne.jp



*手話教室が始まる1時間まえの時点で
枚方市内に警報が出ていたら!
手話教室はお休みです。



トライアルに申し込みます

申込日

年

月

日

※個人情報保護法により この手話教室以外には使用しません

◆ 名前 _____

◆ 連絡先 : メール _____

FAX _____

手話教室

◆ 随時受付
途中からでも入れます



手話UPコース

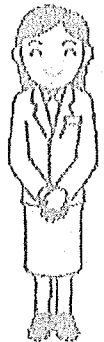


こんな人受講してみませんか？

手話の表現や ろう者の手話がわかりたい！

手話のニュアンスをもう少し知りたい！

通じる手話を学びたい 知りたい！



手話をアップ！UPしよう！

水曜日(月3回 第1.2.3)

祝日は振替

15:30~17:00

1ヶ月: 4000円

定員: 8人

場所: 通訳協会事務所

問い合わせ: NPO法人枚方市手話通訳協会

枚方市宮之阪3-1-30

TEL/FAX: 072-807-4928

メール: hstk@royal.ocn.ne.jp

※個人情報保護法により この手話教室以外には使用しません



手話教室が始まる1時間前の時点で

枚方市内に警報が出ていたら！

手話教室はお休みです。

.....キリトリ.....

手話UPコースに申込みます

申込日

年

月

日

★通信確認のため、hstk@royal.ocn.ne.jpにメールをお願いします

◆ 名前

◆ 連絡先: メール

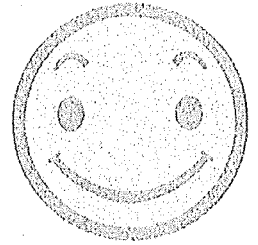
FAX

手話教室

◆ 随時受付
途中からでも入れます



読み取りコース



読み取りが苦手な人集まれ!
こんな人受講してみませんか?

手話は表現できるようになったけど、ろう者の手話が今ひとつ読みとれない方!
手話のニュアンスをもう少し知りたい方!
話の内容を理解したい方!

講師は手話教師養成課程修了者です。

水曜日(月3回 第1.2.3)

祝日は振替

10:30~12:00

1ヶ月: 4000円

定員: 8人

場所: 通訳協会事務所

問い合わせ: NPO法人枚方市手話通訳協会

枚方市宮之阪3-1-30

TEL/FAX: 072-807-4928

メール: hstk@royal.ocn.ne.jp

※個人情報保護法により この手話教室以外には使用しません

手話教室が始まる1時間前の時点で
枚方市内に警報が出ていたら!
手話教室はお休みです。



.....キリトリ.....

読み取りコースに申込みます

申込日

年

月

日

◆ 名前

◆ 連絡先: メール

FAX

★通信確認のため、hstk@royal.ocn.ne.jpにメールをお願いします

2021年度

手話通訳者養成講座 第18期

待望の講座です!

手話を手話で学ぶ画期的な学習方法で学びます。
ろう者の手話を日本語にする、読取り通訳の練習もします。

「いまひとつ、上手く通訳ができない、
手話通訳の依頼がきても、少し不安だな」
と思っている方が対象です。

台風で交通機関がマヒする
月末の金曜日
寝付けない

できるだけ大きな声で挨拶する
健康のためにできるだけお酒は飲まない

手話は？

● 受講対象者：通訳者を目指す人

家をかき
家にかく
兄からもらう
兄からくれる

受講料：8000円（一括）
時間：①10時30分～12時（90分）
②13時30分～15時（90分）
場所：通訳協会事務所
定員：各10人

- 水曜日
- 4月28日
- 6月23日
- 6月30日
- 7月28日
- 9月22日
- 9月29日

途中からでも受講可

NPO法人枚方市手話通訳協会
枚方市宮之阪3-1-30
TEL/FAX：072-807-4928

メール：hstk@royal.ocn.ne.jp

細やかな指導をし、
個々の苦手なところを克服できるようにします
一緒に勉強しましょう！

* 講座が始まる1時間前の時点で枚方市内に特別警報が発令中であれば休講になります。
振替日は追って連絡します。

.....キリトリ.....

2021年度 手話通訳者養成講座 第18期① 10:30~12:00 (90分) ②13:30~15:00 (90分) に申込みます

◆ 名前

◆ 連絡先：電話/FAX

* 通信確認の為、hstk@royal.ocn.jpにメールをお願いします

2021年度前期

NPO法人
枚方市手話通訳協会
手話通訳養成事業

日頃は手話通訳派遣 お疲れさまです
今一度 通訳の学習をしませんか
是非 申込をお願いします。

通訳者の学習会

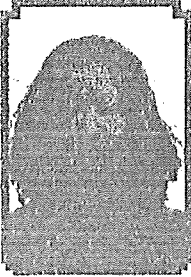
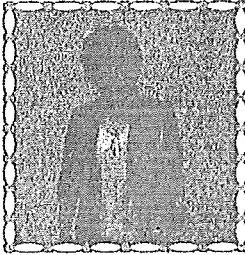
聞き取り通訳をしながら、
☆ろう者にわかる手話表現を学びます。
☆聞き取ってすぐに手話に通訳できるようにしましょう。

手話を読み取る時、
☆ろう者の育った背景や文化も学び翻訳できるように学びます。
☆適切な日本語 日本語の語彙 も考えながら通訳しましょう。

どんなって何?
翻訳してみよう

いっぱいの手話は?
日本語は合っていますか?

あんまりの意味は?

4月27日 (火)		
6月22日 (火)		
6月29日 (火)		
7月27日 (火)		
8月24日 (火)		
9月28日 (火)		

途中からでも受講可

対象者：手話通訳協会の登録会員

定員：10人（先着順）

参加費：8000円（一括払い）

場所：通訳協会事務所

時間：19:00~20:30

NPO法人枚方市手話通訳協会

FAX：TEL 072-807-4928

Eメール：hstk@royal.ocn.ne.jp

養成事業担当：森本菜穂子

講座が始まる1時間前の時点で枚方市内に特別警報が発令中であれば休講になります。
振替日は追って連絡します。

★通信確認のため、hstk@royal.ocn.ne.jpにメールをお願いします

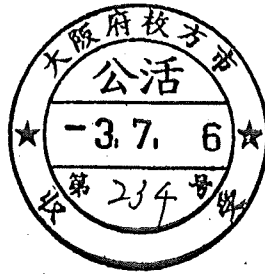
申込書

2021年度 前期 通訳者の学習会に申し込みます

申込者氏名 ()

更新登録団体資料

6. 特定非営利活動法人ひまわり七宝



令和 年 月 日

枚方市長

申請者
団体名 特定非営利活動法人 ひまわり七宝
主たる事務所 〒573-1152
の所在地 枚方市招提中町1丁目28番31号
代表者 宮川和香子
連絡先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

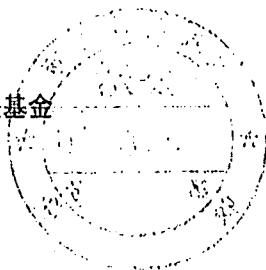
枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※(1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※(2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。



枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

令和2年度事業報告

特定非営利活動法人ひまわり七宝

I 事業期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

II 事業の成果

障害者地域生活支援事業（Ⅲ型事業）として、七宝焼を中心にすえ、障害者はもちろん、障害の有無・種類・程度・年齢にかかわらず人が集い、心豊かな生活の一助となる時間・場所の提供に努めたが、世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症の影響で支援センターの利用者は減少した。しかし、イベントの中止や外出自粛要請で家に閉じこもりがちとなり、フレイルに陥りがちな障害者やこれに準ずる高齢者のつかの間の楽しみ場所としての役割は果たせた。

一方、イベントや講習会が軒並み中止となり、貸し部屋の利用制限で自主事業も縮小を余儀なくされた。授産部門も委託先の休業や上記の影響を受けたが、成田山の注文に救われた。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 枚方市障害者地域生活支援事業

【内 容】 七宝焼の創作とこれを中心とした交流の場の提供および授産事業として七宝商品の製作・販売ならびに障害者による七宝講習会。

【実施場所および日時】

月	内 容
通年	障害者地域活動支援センターの運営（ひまわり七宝）
7月	18 七宝サロン（ラポール福祉団体共用ルーム）
8月	8 七宝サロン（ラポール）
9月	12 七宝サロン（ラポール）
10月	2~7 ひらかた工芸展 10 七宝サロン（ラポール） 23 体験工房講習会（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：アクセサリー）
11月	14 七宝サロン（ラポール） 27 体験工房講習会（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：銀片）
3月	3~31 観光ステーション展示販売 9 体験工房講習会（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：干支） 27 体験工房講習会（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：子ども対象切抜き）

火～金	七宝体験教室（ひまわり七宝）①10時～12時 ②13時～15時
通年	委託販売（わおラポール・ふれ愛たかつき・ひまわり美容室・）

【収入】 8,835,159円

【支出】 8,682,000円

(2) 法人管理運営事業

【内容】 特定非営利活動法人ひまわり七宝の維持・管理

【実施場所】 ひまわり七宝

【収入】 98,000円（会費）

【支出】 10,778円

- 2 その他目的を達するために必要な事業
実施しなかった。

IV 総会の開催状況

本年度は新型コロナウイルス感染症の対策のため、令和元年度の事業報告、活動決算
ならびに役員変更に関するみなし決議を行った。

上記案件について全社員から書面により同意する旨の意思表示があり、令和2年6月
10日を以て総会の決議があったものとみなした。

V 理事会の開催状況

日時：令和2年5月30日 13時30分～14時45分

場所：ひまわり七宝

出席者：理事3名

審議事項および議決事項

- 1) 令和元年度の事業報告ならびに活動計算付議の件
- 2) 令和2年度の事業計画ならびに活動予算

以上、全員一致で可決・承認。

令和2年度特定非営利活動に係る事業会計活動計算書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

特定非営利活動法人 ひまわり七宝 (単位:円)

科 目	金 額	小 計	合 計	備 考
I 経常利益				
1 受取会費				
正会員費	18,000			
後援会費	80,000	98,000		
2 事業収益				
受託料	7,500,000			
事業収益	1,105,159			
補助金収益	230,000	8,835,159		
3 受取寄付金	60,000	60,000		
4 その他収益				
受取利息	23			
雑収入	60,500	60,523		
I 経常利益計	9,053,682	9,053,682	9,053,682	
II 経常収益				
1 事業費				
(1)人件費				
給料(含還付金)	4,746,400			
福利厚生費	41,616			
賃金	1,600,000	6,388,016		
(2)その他経費				
交通費	12,000			
印刷製本費	2,736			
消耗品費	101,287			
材料費	228,289			
光熱水費	58,341			
通信費	85,261			
使用料	951,610			
手数料	760			
修繕費				
負担金	50,000			
慰労金	200,000			
工賃	603,700	2,293,984		
2 管理費				
会議費	5,469			
研修費				
消耗品費	5,309			
通信費				
雑費		10,778		
II 経常費用計	8,692,778	8,692,778	8,692,778	
当期正味財産増減額			360,904	
前期繰越正味財産額			1,171,385	
次期繰越正味財産額			2,072,289	

令和3年度事業計画書

特定非営利活動法人ひまわり七宝

I 事業期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

II 事業の実施方針

新型コロナウイルス感染症の収束を見ないまま突入した令和3年度ではあるが、法人12年目の事業年度にあたり、特定非営利事業に係って、「障害者総合支援法」に基づく枚方市障害者支援事業として七宝焼を通して障害者やそれに準ずる人々が集う場所作りに、感染対策に十二分に配慮しながら引き続き取り組む。

また、ラポール枚方へ出張して行なう「七宝サロン」も感染対策をとりながら継続して行う。その他、各分野からの七宝講習会講師、出展、研究等も依頼・機会があれば行う。

III 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 枚方市障害者地域生活支援事業

【内 容】 七宝焼の創作とこれを中心とした交流の場の提供および授産事業。

【実施場所】 ひまわり七宝、講習会やバザー会場（下表参照）

【実施日時】 火曜～土曜 9:30～15:00 講習会等は随時（下表参照）

【事業の対象者】 障害者等

【収 入】 8,350,000円（委託費および授産収入）

【支 出】 8,350,000円（人件費・賃貸料・材料費等）

月	内	容
通 年		障害者地域活動支援センターの運営（ひまわり七宝）
5月	8	七宝サロン 1/6(ラポール福祉団体共用ルーム)
6月	18	体験工房講習会 1/8（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：アクセサリ）
7月	10	七宝サロン 2/6（ラポール）
	15	体験工房講習会 2/8（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：ガラス玉）
8月	20	体験工房講習会 3/8（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：子ども対象）
9月	11	七宝サロン 3/6（ラポール）
	17	体験工房講習会 4/8（旧田中家鋳物民俗資料館 内容：切抜き）
	22～27	ひらかた工芸展出展
11月	13	七宝サロン 4/6（ラポール）

11月	25	体験工房講習会 5/8 (旧田中家鋳物民俗資料館 内容:クリスマス)
12月	1~末	観光ステーション展示・販売
	16	体験工房講習会 6/8 (旧田中家鋳物民俗資料館 内容:干支)
1月	8	七宝サロン 5/6 (ラポール)
	19	体験工房講習会 7/8 (旧田中家鋳物民俗資料館 内容:干支リベンジ)
2月	3	招提福祉委員会講習会 (招提団地内集会所)
3月	12	七宝サロン 6/6 (ラポール)
	18	体験工房講習会 8/8 (旧田中家鋳物民俗資料館 内容:雲母)
火~金		七宝体験教室 (ひまわり七宝) ①10時~12時 ②13時~15時
通年		委託販売 (わおラポール・ふれ愛たかつき・ひまわり美容室)

(2) 法人管理運営事業

【内 容】 特定非営利活動法人ひまわり七宝の維持・管理

【実施場所】 ひまわり七宝

【収 入】 100,000 円 (会費)

【支 出】 100,000 円

令和3年度特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

特定非営利活動法人 ひまわり七宝 (単位:千円)

科 目	金 額	小 計	合 計	備 考
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員費	20			
後援会費	80	100	100	
2 事業収益				
受託料	7,500			
事業収益	850	8,350	8,350	
3 補助金収益	27	27	27	
4 受取寄付金	10	10	10	
5 雑収入				
受取利息	0			
雑収入	13	13	13	
I 経常収益計	8,500	8,500	8,500	
II 経常費用				
1 事業費				
(1)人件費				
給料	4,700			
福利厚生費	60			
賃金	1,600	6,360	6,360	
(2)その他経費				
交通費	20			
印刷製本費	10			
消耗品費	100			
材料費	120			
光熱水費	60			
通信費	90			
使用料	960			
雑費	40			
修繕費	0			
負担金	20			
工賃	620	2,040	2,040	
2 管理費				
会議費	60			
研修費	0			
消耗品費	0			
通信費	0			
雑費	40	100	100	
3 予備費				
予備費	0	0	0	
II 経常費用計	8,500	8,500	8,500	
当期正味財産増減額			0	
前期繰越正味財産額			2,070	
次期繰越正味財産額			2,070	

令和 年 月 日

枚方市長

申請者

団体名 特定非営利活動法人 ひまわり七宝
主たる事務所の所在地 枚方市 招提中町1丁目28番31号
代表者 宮川 和香子
連絡先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録変更届

下記のとおり、登録内容に変更がありましたので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、添付書類を添えて申請します。

記

- 1 変更年月日 202/ 年 4 月 / 日
2 変更事項 (該当項目に○)
① 団体登録簿の内容 (主たる事務所の所在地)
② 定款
③ 役員 ④ 送付先

3 変更内容

変更前
枚方市招提中町1丁目28番31号
変更後
枚方市招提中町1丁目28-31-102

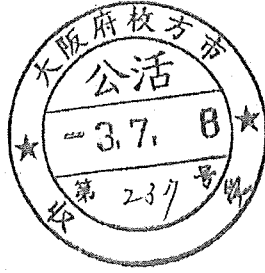
4 添付書類名

(変更事項の内容がわかる書類)

枚方北局の配達の方で 部屋番号の正しいものは
今まで配達して 場所がわからなくて 3回も
送り返すことになったそう。 (今日の書類は)
正確に届きました)
登記、定款の変更はありません。
書類を送っていただくときのみ、「102」を
加えていただくようお願いいたします。

更新登録団体資料

7. 特定非営利活動法人コーチズ大阪



令和 年 月 日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人
団体名 コーチズ大阪
主たる事務所
の所在地 〒573-0127 大阪府枚方市津田元町3-30-16
代表者 木村文江
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

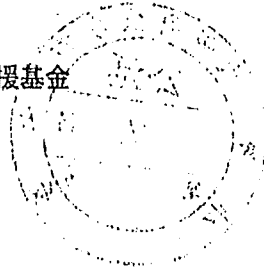
枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※ (1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※ (2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。



枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

2020年度事業報告書

特定非営利活動法人 コーチズ大阪

I 事業期間

2020年4月1日～2021年3月31日

II 事業の成果

2020年度は、コーチズ大阪の柱となる事業である認知症予防事業・フレイル予防事業・栄養改善事業を展開した。

2020年は、事業年度開始月から新型コロナウイルス感染予防の観点から、年半分程度の会場の不使用、会場使用の制限で、又参加者のコロナ感染の恐怖から教室不参加等、厳しい一年であった。

2020年度は、自主事業は、健康教室事業・栄養改善事業を中心に、笠置町は健康事業、介護予防事業、神戸学院大学は、産学協働で認知症予防事業、箕面市は、アンチエイジング腰痛・膝痛予防事業、枚方市NPO活動応援基金は、フレイル予防事業、年賀寄付金では、認知症予防（認知機能向上）事業を行った。

各事業とも、スタッフも増え内容は充実したが、コロナ禍の状況次第の事業開催、参加者がコロナに感染しないよう予防（部屋のレイアウト・換気・検温・消毒・COCOAアプリの活用等）の徹底等通常以上の労力・気力を使う教室であった。

コロナ禍で行った事業であったが、1人の感染者も出さず、クラスターも起こらず、感染症中での事業実施のノウハウも新たに得る事ができ、自信がついた。今後続くであろうコロナ禍での事業で活用していきたい。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 健康教室事業・栄養改善事業
(内容) 高齢者等を対象に開催し、コーチズ大阪独自のプログラムを用い参加者のQOLを向上した。
(実施場所) 枚方市の会館等
(実施日時) 不定期
(事業の対象者) 枚方市の高齢者
(収入) 463,100円
(支出) 400,100円
- (2) (事業名) 笠置町健康増進事業、介護予防事業
(内容) 高齢者等を対象に教室開催を行いコーチズ大阪独自のプログラムを用い、参加者のQOLを向上する。
(実施場所) 笠置町
(実施日時) 原則月3回
(事業の対象者) 笠置町の高齢者
(収入) 630,000円
(支出) 630,000円
- (3) (事業名) フレイル予防教室事業（枚方市NPO応援基金事業）
(内容) 高齢者等を対象にフレイル予防教室を開催し、フレイル予防プログラムの普及、フレイルの評価を実施。
(実施場所) 枚方市内
(実施日時) 不定期
(事業の対象者) 枚方市の高齢者
(収入) 300,000円
(支出) 650,000円
- (4) (事業名) 箕面市アンチエイジングセミナー事業
(内容) 高齢者を対象に腰痛・膝痛予防講座を実施
(実施場所) 箕面市
(実施日時) 毎週金曜日
(事業の対象者) 箕面市の高齢者
(収入) 739,200円
(支出) 739,200円
- (5) (事業名) 年賀寄付金配分事業
(内容) 食と運動を組み合わせた認知機能向上プログラムの開発・普及
(実施場所) 枚方市、神戸市
(実施日時) 不定期
(事業の対象者) 枚方市・神戸市高齢者
(収入) 5,000,000円
(支出) 5,000,000円

2 その他の事業 今年度は実施しておりません。

(事業名)
(内容)
(実施場所)
(実施日時)
(事業の対象者)
(収入)
(支出)

IV 社員総会の開催状況

第1回通常総会

(日時) 2020年6月6日 13時から14時
(場所) 枚方市養父元町7-32 104号室
(社員総数) 10名
(出席者数) 8名(うち書面表決者2名)
(内容) 2019年度の事業報告ならびに収支報告について
2020年度の事業計画ならびに予算について
すべての事項において審議のうえ、承認可決されました。

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会

(日時) 2020年5月2日 14時から15時
(場所) 枚方市養父元町7-32 104号室
(出席者) 木村文江・伊藤敏子・木村千昭・児玉宏・植並一馬
(内容) 2020年度の事業計画の途中経過報告及び進め方について

第2回理事会

(日時) 2021年1月9日 13時から14時
(場所) 枚方市養父元町7-32 104号
(出席者) 木村文江・伊藤敏子・木村千昭・児玉宏・植並一馬
(内容) 2020年度の事業計画の途中経過報告及び進め方について
2021年度の事業計画に関する事項

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人コーチズ大阪
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	30,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
枚方市NPO活動応援基金補助金	300,000	
受取持続化給付金	2,000,000	
年賀寄付金助成金	5,000,000	7,300,000
4. 事業収益		
機能改善・栄誉改善自主開催事業収益	463,100	
笠置町お遊者クラブ受託事業収益	420,000	
笠置町ヘルスアップ教室受託事業収益	210,000	
大学認知症予防事業受託事業収益	50,000	
箕面市アンチエイジング事業収益	739,200	1,882,300
5. その他収益		
受取利息	26	
雑収入		
大阪府要請外支援金	1,000,000	
家賃支援金	222,000	
雇用調整助成金	1,630,000	2,852,026
経常収益計		12,064,326
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	3,680,000	
法定福利費	273,848	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計		3,953,848
(2) その他経費		
通信費	228,714	
旅費交通費	393,120	
印刷製本費	464,442	
接待交際費	46,655	
会議費	106,885	
消耗品費	477,842	
車両燃料費	115,686	
保険料	182,060	
支払手数料	4,055	
借料損料	904,100	
雑費	262,948	
その他経費計		3,186,507
事業費計		7,140,355
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
水道光熱費	35,079	
地代家賃	666,000	
租税公課	10,346	
諸会費	70,900	
その他経費計		782,325
管理費計		
経常費用計		7,922,680
当期経常増減額		4,141,646
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	▲273,848	▲273,848
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		3,867,798
前期繰越正味財産額		▲547,404
次期繰越正味財産額		3,320,394

2021年度事業計画書

特定非営利活動法人 コーチズ大阪

I 事業期間

2021年4月1日～2022年3月31日

II 事業の成果

2021年度は、コーチズ大阪の柱となる事業である認知症予防事業・フレイル予防事業・栄養改善事業を展開する。

2021年も、事業年度開始月から新型コロナウイルス感染予防の観点から、年半分程度の会場の不使用、会場使用の制限で、又参加者のコロナ感染の恐怖から教室不参加等、厳しい一年である予定。2021年度は、自主事業は、健康教室事業・栄養改善事業を中心に、笠置町は健康事業、介護予防事業、箕面市は、アンチエイジング事業を行う予定。

各事業とも、コロナ禍の状況次第の事業開催、参加者がコロナに感染しないよう予防（部屋のレイアウト・換気・検温・消毒・COCOAアプリの活用等）の徹底等に傾注していく。

コロナ禍で行う事業であるが、1人の感染者も出さず、クラスターも起こさず、今迄感染症中での事業実施でノウハウも新たに得る事ができ、自信がついた。今後続くであろうコロナ禍での事業で活用していきたい。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 健康教室事業・栄養改善事業
(内容) 高齢者等を対象に開催し、コーチズ大阪独自のプログラムを用い参加者のQOLを向上した。
(実施場所) 枚方市の会館等
(実施日時) 不定期
(事業の対象者) 枚方市の高齢者
(収入) 1,000,000円
(支出) 1,000,000円
- (2) (事業名) 笠置町健康増進事業、介護予防事業
(内容) 高齢者等を対象に教室開催を行いコーチズ大阪独自のプログラムを用い、参加者のQOLを向上する。
(実施場所) 笠置町
(実施日時) 原則月3回
(事業の対象者) 笠置町の高齢者
(収入) 1,080,000円
(支出) 1,080,000円
- (3) (事業名) 箕面市アンチエイジングセミナー事業
(内容) 高齢者を対象に腰痛・脳若返り講座を実施
(実施場所) 箕面市
(実施日時) 毎週金曜日
(事業の対象者) 箕面市の高齢者
(収入) 1,300,000円
(支出) 1,300,000円

2021年度 活動計算書(予算)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人コーチズ大阪
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	30,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
		0
4. 事業収益		
機能改善・栄賛改善自主開催事業収益	1,000,000	
笠置町お達者クラブ受託事業収益	720,000	
笠置町ヘルスアップ教室受託事業収益	360,000	
箕面市アンチエイジング事業収益	1,300,000	
		3,380,000
5. その他収益		
受取利息	30	
		30
経常収益計		3,410,030
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	2,424,000	
法定福利費	273,848	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	2,697,848	2,697,848
(2) その他経費		
通信費	78,000	
旅費交通費	50,000	
印刷製本費	12,000	
接待交際費	21,000	
会議費	50,000	
消耗品費	477,842	
車両燃料費	80,000	
保険料	92,000	
支払手数料	4,055	
借料損料	0	
雑費	62,000	
その他経費計		926,897
事業費計		3,624,745
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
水道光熱費	35,079	
地代家賃	666,000	
租税公課	10,346	
諸会費	70,900	
その他経費計		782,325
管理費計		4,407,070
経常費用計		4,407,070
当期経常増減額		▲997,040
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		▲997,040
前期繰越正味財産額		3,320,394
次期繰越正味財産額		2,323,354

令和 年 月 日

枚方市長

申請者

団体名 特定非営利活動法人
コーチズ大阪
主たる事務所の所在地 枚方市
深田元町3-30-16
代表者 木村文江
連絡先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録変更届

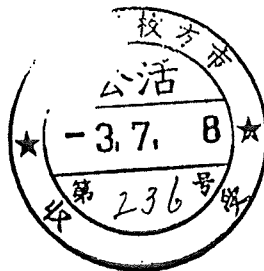
下記のとおり、登録内容に変更がありましたので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、添付書類を添えて申請します。

記

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更事項 (該当項目に○)
- ① 団体登録簿の内容 (主たる事務所の所在地)
 - ② 定款
 - ③ 役員
- 3 変更内容
- | |
|-----|
| 変更前 |
| 変更後 |
- 4 添付書類名 (変更事項の内容がわかる書類)
- | |
|------|
| 変更なし |
|------|

更新登録団体資料

8. 特定非営利活動法人ハーモニークラブ



令和 3年 7月 8日

枚方市長 殿

申請者
団体名 特定非営利活動法人ハーモニッククラブ
主たる事務所
の所在地 枚方市岡本町7-1 ビオルネ5F
代表者 井上 千晴

連絡先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※ (1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※ (2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

2020 年度事業報告書

特定非営利活動法人 ハーモニッククラブ

I 事業期間

2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日

II 事業の成果

法人としての組織基盤を確立するため、社会福祉協議会、ひらかた子育て支援ネットワーク、ひらかた市民活動支援センター、枚方市の保育園との連携を深め地域に貢献しました。

①えほんライブ事業

- ・枚方市 NPO 活動応援基金補助金を活用し、枚方市のつくし保育園でえほんライブを実施しました。
- ・その他有料公演：コミュニティーサロンフラワー(7/12)、津田図書館ふれあいルームみんなのどんどこ(12/2)、かこがさか保育園(3/2)

②えほんライブ広報事業

- ・国際音楽の日記念事業助成金を活用し、動画配信コンサートイベント(撮影 11/3, 配信 11/30)を自主開催しました。
- ・その他無料公演：子育て広場【ビオルネママステーション(6月～12月計7回)、おやこひろばとんとんとん(3/16)】、イベント出場【大人の文化祭(7/25)、子ども食堂だよ全員集合(3/20)】、サプリ村野学校(3/28)
- ・オンラインを活用した広報活動を実施しました。【オンラインワークショップ(ひまわり保育園 8/8 他 8 回)、ひらかた子育て支援ネットワーク YouTube 配信(4/16 撮影、6/20 配信開始)、ひらかた市民活動支援センター NPO フェスタ動画配信(8/2 撮影、1/24 配信開始)】
- ・なかなかおりんごプロジェクトで寄付を募り、えほんライブ DVD 等のグッズを保育施設や子育て世帯に寄贈し、新型コロナ禍の自粛や感染予防生活のストレス緩和に役立ててもらいました。(募金総額 23 万円、寄贈先：保育園や教育施設 17 件、個人家庭 29 件)

③親子の場づくり事業

- ・枚方市社会福祉協議会居場所づくり助成金を活用し、エンジョイえほんライブ(公開レッスン)を実施しました。(5月～3月11回)
- ・ビオルネママステーションにて見守り活動を行いました。(6月～12月計7回)

④えほんライブ養成事業

- ・パフォーマー養成のための練習会を行い、パフォーマー3名が正会員に加わりました。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) えほんライブ事業
 (内 容) 関西の教育施設、学校からの依頼を受けて、えほんライブワークショップを実施する。
 (実施場所) つくし保育園他、下記表の通り
 (実施日時) 下記表の通り
 (事業の対象者) 下記表の通り
 (収 益) 107,000 円 (補助金 42,000 円、事業収益 65,000 円)
 (費 用) 129,198 円

実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
つくし保育園 (枚方市 NPO 活動応援 基金補助金対象事業)	9 月 11 日	園児、保育士	42,000	113,758
コミュニティーサロン フラワー	7 月 2 日	一般来場者	20,000	2,000
みんなのどんどこ (津田図書館ふれあい ルーム)	12 月 2 日	地域の親子	5,000	1,000
かこがさか保育園	3 月 2 日	園児、保育士	40,000	12,440
合 計			107,000	129,198

- (2) (事業名) えほんライブ広報事業
 (内 容) 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブワークショップを行う。
 (実施場所) 枚方公園青少年センター他、下記表の通り
 (実施日時) 下記表の通り
 (事業の対象者) 下記表の通り
 (収 益) 70,000円 (助成金 70,000円)
 (費 用) 397,099円

内容	実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
えほんライブ動画配信コンサートイベント (国際音楽の日記念事業助成金対象事業)	枚方公園青少年センター	11/3 撮影、11/30 配信開始	一般申込者、保育士や教育関係者	70,000	126,761
えほんライブ無料上演	枚方ビオルネママステーション	6月～12月 計7回	登録親子	0	9,395
	おやこひろばとんとんとん	3月16日	地域の親子		
	大人の文化祭 (東灘区民ホール)	7月25日	一般来場者		
	子ども食堂だよ全員集合 (岡本町公園)	3月20日	一般来場者		
	サプリ村野学校	3月27日	地域の申込親子		
オンラインによる広報活動	えほんライブワークショップ (ひまわり保育園他)	8月8日 他8回	園児、保育士	0	260,943
	ひらかた子育て支援ネットワーク You Tube 配信	4/16 撮影、6/20 配信開始	一般視聴者		
	ひらかた市民活動支援センターNPO フェスタ動画配信	8/2 撮影、1/24 配信開始	一般視聴者		
なかなおりんごプロジェクト		7月～9月 10月～1月	保育施設や子育て世帯へ寄贈 (230,000円寄付あり)	0	260,943
合 計				70,000	397,099

- (3) (事業名) 親子の場づくり事業
 (内 容) 親子のふれあいや子育て支援を目的とする 読み聞かせ、コンサート、セミナー、お茶会、会員主催のイベントを実施し、楽しく子育てする親子の場づくりを行う。
 (実施場所) 枚方市民会館他、下記表の通り
 (実施日時) 下記表の通り
 (事業の対象者) 下記表の通り
 (収 益) 142,500円 (助成金 100,000円、事業収益 42,500円)
 (費 用) 26,103円

内容	実施場所	実施日時	事業の対象者	収益	費用
エンジョイエほんライブ (公開レッスン) (枚方市社会福祉協議会居場所対象事業)	枚方市民会館または、オンライン	5月～3月 計11回	参加申込者	100,000	26,103
見守り活動	枚方ビオルネママステーション	6月～12月	登録親子	42,500	0
合 計				142,500	26,103

- (4) (事業名) えほんライブ養成事業
(内容) えほんライブ事業ができる人材を育成するため養成講座を開講する。
(実施場所) オンライン
(実施日時) 2月19日、3月7日、8日、11日
(事業の対象者) えほんライブパフォーマー希望者
(収益) 0円
(費用) 0円

IV 社員総会の開催状況

第2回通常総会

- (日時) 2020年5月6日 13時から13時40分
(場所) zoom オンライン会議
(社員総数) 12名
(出席者数) 10名 (うち委任状出席者1名、書面表決者0名)
(内容) 第1号議案 定款変更申請の件
第2号議案 役員選任の件
第3号議案 2019年度の事業報告書案承認の件
第4号議案 2019年度の活動計算書案承認の件
第5号議案 2020年度の事業計画書案承認の件
第6号議案 2020年度の活動予算書案承認の件
第7号議案 議事録署名人の選任の件
全ての案件について審議の結果、全員一致で可決承認

V 理事会その他の役員会の開催状況

- 理事会：(16回)2020年4月14日、30日、5月22日、29日、6月18日、11月14日、17日、12月16日、2021年1月7日、18日、28日、2月9日、16日、27日、3月11日、16日
定例会(正会員)：(8回)2020年7月21日、8月25日、9月29日、10月20日、11月17日、2021年1月28日、2月25日、3月23日

以上

2020年度 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	110,000	
賛助会員受取会費	72,000	182,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	352,447	
施設等受入評価益	0	352,447
3. 受取助成金等		
受取補助金・助成金	212,000	212,000
4. 事業収益		
(1) えほんライブ事業	65,000	
(2) えほんライブ広報事業	0	
(3) 親子の場づくり事業	42,500	
(4) えほんライブ養成事業	0	107,500
5. その他収益		
受取利息	1	
雑収益	0	1
経常収益計		853,948
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	65,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	65,000	
(2) その他経費		
諸謝金	36,400	
印刷製本費	27,122	
会場借上費	8,400	
会議費	21,100	
旅費交通費	55,000	
通信運搬費	13,264	
通信費	14,312	
消耗品費	291,802	
雑費	20,000	
その他経費計	487,400	
事業費計		552,400
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	31,408	
印刷製本費	5,203	
会議費	5,200	
会費・参加費	4,000	
通信運搬費	224	
通信費	52,244	
地代家賃	76,560	
保険料	2,100	
雑費	850	
その他経費計	177,789	
管理費計		177,789
経常費用計		730,189
当期経常増減額		123,759
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		123,759
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		123,759
前期繰越正味財産額		▲ 63,893
次期繰越正味財産額		59,866

2021年度事業計画書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人ハーモニークラブ

I 事業の実施方針

法人としての組織基盤を確立するため、枚方市社会福祉協議会、ひらかた子育て支援ネットワーク、ひらかた市民活動支援センター、枚方市の保育園との連携を深め地域に貢献する。

(1) えほんライブ事業については、NPO活動応援基金の補助金を活用した枚方市の保育園でえほんライブを実施する。

また、有料出張公演を要望のあった保育施設や教育施設、親子イベントなどで実施する。

(2) えほんライブ広報事業については、国際音楽の日記念事業助成金を活用して、えほんライブコンサートイベントを自主開催する。

また、NPO活動応援基金の補助金の一部を活用して、ひらかた子育て支援ネットワークのイベントさくらマルシェに出場、オンラインサロンの月1回実施、紙媒体の広報など保育園や保育士へ認知を広げる。

また、なかなかおりんごプロジェクトを実施して寄付を集め、保育施設や子育て世帯等へDVD等えほんライブグッズの寄贈を行う。

また、連携団体主催のイベントや親子広場等に出演し認知を広げる。

(3) 親子の場づくり事業については、枚方市子ども未来部のふれあいルーム助成金によって、月2回(年間24回)牧野図書館にてふれあいルームを運営する。

(4) えほんライブ養成事業については、社会福祉協議会チャレンジ基金を活用して、パフォーマンス体験「エンジョイえほんライブ(公開レッスン)」を毎月1回、現行の教材を用いて指導しつつ、新規作品の教材DVDや楽譜、台本を制作する。

II 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) えほんライブ事業

【内容】 関西の教育、保育施設、学校からの依頼を受けて、えほんライブワークショップを実施する。

① えほんライブ(枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金の対象事業)

【実施場所】 枚方市内の保育園等

【実施日時】 2021年夏以降

【事業の対象者】 保育園の園児及び保護者、地域の子どもたちを含め、保育園の地域開放やイベント日に参加した人

【収入】 61,000円(ひらかたNPO活動応援基金補助金61,000円、自己資金62,000円が別途必要)

【支出】 123,000円(補助金申請書の事業収支予算書の通りとする。①人件費80,000円、②旅費交通費12,000円、③通信費9,400円、④印刷製本費3,500円、⑤消耗品費1,100円、⑥謝礼15,000円、⑦雑費2,000円)

② えほんライブ(有料出張公演)

【実施場所】 保育施設や教育施設、親子イベントなど

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 要望に応じて

【収入】 70,000円(①書道教室お楽しみ会10,000円、②有料出張公演(未定)20,000円×3件)

【支出】 55,000円(①書道教室10,000円【出演者/スタッフ人件費①1,000円×2H×4人、雑費2,000円】、②有料出張公演(未定)45,000円【出演者/スタッフ人件費①1,000円×2H×4人、旅費交通費①1,000円×3人、外部打合せ②2,000円、雑費2,000円】×3件)

(2) えほんライブ広報事業

【内容】 教育関係者、保護者への認知を広げる目的で、えほんライブワークショップを行う。

① えほんライブコンサート自主イベント（「国際音楽の日」記念事業に関する助成の対象事業）

【実施場所】 枚方公園青少年センター

【実施日時】 2021年10月もしくは11月

【事業の対象者】 親子など一般参加者、保育士や教育関係者等

【収入】 100,000円（国際音楽の日助成金の収入130,000円の内、個人寄付30,000円は管理費に計上する。）

【支出】 170,000円（助成金申請書の経費予定明細の通りとする。①会場費10,000円、②演奏料35,000円演奏者数7人、③その他謝金60,000円、④広告宣伝費15,000円、⑤交通費40,000円、⑥雑費10,000円）

② オンラインサロン及び子育て支援イベント参加、保育園向け広報（枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金の対象事業）

【実施場所】 オンライン(zoom)、ひらかた子育て支援ネットワークイベント(さくらマルシェ)

【実施日時】 オンラインは毎月1回、さくらマルシェは4月3日

【事業の対象者】 親子など一般参加者、保育士や教育関係者等

【収入】 上記(1)えほんライブ事業①えほんライブに含む

【支出】 同上

③ なかなかおりんごプロジェクト

新型コロナウイルス感染拡大防止対策により制約の多い日常を過ごす親子や保育施設へ、えほんライブのDVD等を寄贈するプロジェクトに、企業や個人からの寄付を募る。

【実施場所】

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 コロナ禍における保育施設や子育て世帯等を応援したい寄付者

【収入】 0円（※寄付5,000円×2口=10,000円は管理費に計上）

【支出】 12,000円（①【DVD5,500円+ぬり絵300円=5,800】×2セット、②送料等400円）

④ 連携団体主催の親子広場やイベント等に出演

【実施場所】 親子広場とんとんとん、イベント（NPOフェスタ、社協フェスタ、子ども食堂だよ全員集合）、サブリ村野学校

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 枚方市内の参加者

【収入】 0円

【支出】 12,500円（①印刷代1,500円、②練習会場費900円×10回=9,000円、③雑費2,000円）

(3) 親子の場づくり事業

【内容】 枚方市内の子育て世代の親子に向けて、えほんライブや交流を通して自己解放や自己肯定感を育む目的で居場所づくりを行う。

① ふれあいルーム（枚方市子ども未来部 ふれあいルーム助成金の対象事業）

【実施場所】 枚方市立牧野図書館

【実施日時】 毎月2回（第2、第4木曜日）

【事業の対象者】 子育て中の親子

【収入】 120,000円

【支出】 132,000円（助成金申請書の予算書の通りとする。①報償金111,000円、②消耗品費3,000円、③印刷製本費5,000円、④会場費3,000円、⑤諸謝金10,000円）

(4) えほんライブ養成事業

【内容】 えほんライブのパフォーマーを養成する。

①えほんライブのパフォーマンス体験事業（枚方市社会福祉協議会チャレンジ基金の対象事業）

【実施場所】牧野生涯学習センター等枚方市内の公共施設

【実施日時】エンジョイえほんライブ（公開レッスン）毎月1回、パフォーマー養成講座1月～3月に3回、教材制作のためのレコーディング6月～7月に2回

【事業の対象者】えほんライブのパフォーマンスに興味がある人、保育士や教員、教育や介護関係の仕事を目指す学生

【収入】452,000円

【支出】409,440円（チャレンジ基金助成金申請書の予算554,000円の内、①備品費（教材制作費・PC代含む）250,000円、②製本印刷代15,000円、③会議費19,500円、④諸謝金48,000円、⑤交通費54,000円、⑥消耗品費22,940円、が該当する。※賃借料76,560円、通信費68,000円は管理費に計上）

事業費の全体予算

【収入合計】803,000円（助成金収入733,000円、事業収益70,000円）

【支出合計】913,940円（助成金支出834,440円、その他支出79,500円）

以上

<参考>2021年度予算収支

		内 容	2021年度予算 金額	2020年度実績 金額
収入の部	事業費収入	上記記載の通り	803,000円	549,500円
	管理費収入	正会費150,000円、賛助会費更新21,000円、賛助会費新規30,000円、寄付150,000円、コンサートイベント寄付30,000円、なかなおりんごプロジェクト寄付10,000円	391,000円	304,448円
	収入合計		1,194,000円	853,948円
支出の部	事業費支出	上記記載の通り	913,940円	552,400円
	管理費支出	諸謝金100,000円、会報誌14,000円、通信運搬費10,000円、雑費10,000円、※2021年度の賃借料76,560円、通信費68,000円はチャレンジ基金事業対象	278,560円	177,789円
	支出合計		1,192,500円	730,189円
増減			1,500円	123,759円
前期繰越			59,866円	▲63,893円
次期繰越			61,366円	59,866円

2021年度 活動予算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハーモニークラブ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費	51,000	201,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	190,000	
施設等受入評価益	0	190,000
3 受取助成金等		
受取補助金・助成金	733,000	733,000
4 事業収益		
(1) えほんライブ事業	70,000	
(2) えほんライブ広報事業	0	
(3) 親子の場づくり事業	0	
(4) えほんライブ養成事業	0	70,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		1,194,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	118,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	118,000	
(2) その他経費		
諸謝金	279,000	
印刷製本費	30,000	
会場借上費	10,000	
会議費	31,500	
旅費交通費	115,000	
通信運搬費	19,800	
研修費	110,000	
消耗品費	178,640	
雑費	22,000	
その他経費計	795,940	
事業費計		913,940
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	100,000	
印刷製本費	17,000	
会議費	0	
会費・参加費	4,000	
通信運搬費	10,000	
通信費	68,000	
地代家賃	76,560	
保険料	2,100	
雑費	900	
その他経費計	278,560	
管理費計		278,560
経常費用計		1,192,500
当期経常増減額		1,500
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額		1,500
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		1,500
前期繰越正味財産額		59,866
次期繰越正味財産額		61,366

更新登録団体資料

9. 特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアース協会



令和3年7月12日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴル
団体名 ファーズ協会
主たる事務所
の所在地 大阪府枚方市西禁野 2-28-16
代表者 橋本 富雄
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※(1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※(2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

2020年度事業報告書

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフフェーズ協会

I 事業期間

2020年4月1日～2021年3月31日

II 事業の成果

事業計画に沿って、視覚障害者と晴眼者が共通の目的に向かって互いに協力し合って活動した。OBGでは、ブラインド会員と目の代わりをするボランティア会員が二人三脚でゴルフに挑戦し、相互の交流を深めながらゴルフ技術の向上、ルール及びマナーの習得に努め、共に充実した社会生活を目指して活動している。

特に、OBG定款第3条に定める「目的」並びにNPO活動促進法第二条に示される「NPOの精神」に違わぬようにという初心の気持ちを念頭において、地道に着実に活動に取り組んだ。

- 1 「OBG練習ラウンド及びOBG合同練習ラウンドは、枚方市NPO活動応援基金の補助事業として補助金を受けて当基金の幟を掲げて実施した。
次に、ブラインドゴルファー競技大会及び大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会は中止した。
 - 2 一人でも多くの視覚障害者が二人三脚の「ブラインドゴルフ」に出会えるように、また一人でも多くのボランティアパートナーがOBGの活動に参加してもらえるように広報活動を充実させた。
 - 3 ゴルフに興味を覚えた視覚障害者が、ゴルフ技術を「より早く習得」し、また、向上させて行くことが出来るように、練習会、練習ラウンドを充実させた。
 - 4 枚方市NPO活動応援基金補助事業補助金交付申請、賛助会員の拡大、寄付金のお願い等活動資金の充実を図った。
- * 特に、本年度は「新型コロナウイルス感染予防」による外出自粛等の厳しい状況のため、当初計画していた事業の中止及び変更せざるを得なかった。

III 事業の実施状況 (特定非営利活動に係る事業:定款第5条関係)

1 練習会 (OBG練習会)

内 容 ゴルフ練習場での打球練習。「目が見えなくてもゴルフが出来るんですか？」OBGの活動を伝え聞いた視覚障害者が、最初に尋ねて来るのがこの練習会です。ここでボールを打てるようになって、練習ラウンドに参加出来るようになる。今年もまた、視覚障害者及びボランティアの新しい仲間が参加した。そして、本コースでの練習ラウンドへと進んだ。

実施場所 枚方練習会 枚方CC ゴルフアベニュー (枚方市)

毎月、第1と第3木曜日及び第4水曜日 13:15~15:00

事業の対象者 ブラインドゴルファー及びボランティアパートナー

2 研修会 (特別練習会)

実施日時 12月3日(木) 10:30

実施場所 枚方カントリークラブ ゴルフアベニュー (1H~9H)

事業の対象者 ブラインドゴルファー及びボランティアパートナー

(収入) 20,000円参加者: 10名

(支出) 39,600円(旅費・日当22,000円、

プレー費17,600円)

3 事業名 練習ラウンド (OBG練習ラウンド)

[枚方市NPO活動応援基金補助事業]

内容 視覚障害者と目の代わりをするボランティアパートナーが、二人三脚で本コースに出て実践ラウンド。ゴルフルール、マナーの習得等に努める。

実施場所 くずはゴルフリンクス 18ホール

実施日 6月3日(水)(競技大会を練習ラウンドに振り替え実施)、

9月16日(水)、11月18日(水)、3月18日(木)、

新型コロナウイルスの影響で4月、5月の練習ラウンドは中止

事業の対象者 ブラインドゴルファー及びボランティアパートナー

(収入) 144,100円(内91,000円補助金)

延べ参加者: 66名

(支出) 176,000円(旅費日当) 176,000円

延べ参加者: 88名

4 事業名 OBG合同練習ラウンド (新型コロナウイルス禍のため

第16回大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会を振り替え実施)

内容 一般の晴眼プレーヤーとの親睦大会は、新型コロナウイルス禍の影響で中止となり、通常練習会で活動しているボランティアパートナーとラウンドしてプレーを身近に感じレベルアップと親睦を図る。

実施場所 くずはゴルフリンクス 18ホール

実施日時 10月16日(金) 9:30 アウトスタート

事業の対象者 ブラインドゴルファー、ボランティアパートナー及び晴眼ゴルファー。

(収入) 371,000円(内173,000円補助金)

参加者 視覚障害プレーヤー21名、ボランティアプレーヤー12名、ボランティアパートナー22名

(支出) 340,313円(プレー費用等全額、旅費日当及び参加賞費)

5 その他活動

(1) 第16回ボランティア会員親睦ゴルフ大会(中止)

日頃、ブラインド会員と二人三脚でゴルフサポートをしているボランティア会員のゴルフマナー、ルール等の向上を目指す研修会を兼ねた親睦ゴルフ大会

6月17日(水) くずはゴルフリンクス 中止

(2) 各地で開催されるゴルフ大会への参加

「2020年ブラインドゴルフ親善大会 in 九州」 中止

6 広報活動

(1) ホームページの更新: 必要に応じてその都度更新

(2) OBGかわらばんの発行: No.43

(3) OBGれんらくレターの発行: No.187から

(4) 会員募集及び大会参加者募集のポスター、チラシ等を作成して、市内各施設等に配布・貼付

(5) マスメディアの活用

前記活動により、各事業への参加者を募集及び会員の拡大に努める。

IV 第17回通常総会

(日時) 2020年5月28日(木) 午前11時~12時

(場所) 枚方市内 主たる事務所

(会員総数) 82名(ブラインド会員32名、ボランティア会員50名)

(出席者) 71名(委任状等出席者67名を含む)

(議長の選任) _____が満場一致で議長に選任された。

(議事録署名人の選任) _____と _____が満場一致で議事録署名人に選任された。

審議事案及び議決事案

第1号議案 2019年度事業報告書

第2号議案 2019年度活動計算書

第3号議案 2019年度貸借対照表

第4号議案 2019年度財産目録

2019年度事業及び決算監査報告

第5号議案 2020年度事業計画書(案)

第6号議案 2020年度活動予算書(案)

第7号議案 役員の選任

その他報告事項

(1) 第16回大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会開催

(2) 2020年度 枚方市 NPO 活動応援基金補助事業補助金交付決定。

議事の経過概要及びその結果

第1号議案から第4号議案について、予め全会員に配布されている議案書について、担当理事から説明があり、監事の事業状況及び決算監査の結果、適正、且正確に処理されていたとの報告書の提出があった。

続いて、第5号議案から第7号議案について、予め全会員に配布されている議案書について、担当理事から説明があった。

次に、書面表決・委任状の結果を加味して、全ての議案は賛成多数により承認された。

なお、役員の選任で理事に選任された全員は、その就任を承諾した。

続いて、その他事項の報告を確認した。

議長は、以上をもって特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフフェーズ協会第17回通常総会の全ての議案審議を終了した旨を述べ、閉会を宣した。

「議事録の保管」

議長及び議事録書名人2名が記名押印して、議事録は OBG 事務局に

保管する。

「理事の互選」

令和2(2020)年5月29日(金)、会長を選定するため、定款第12条第3項の規定に基づき理事全員の互選(持ち回り決裁)の結果、次のとおり決定した。

1. 会長に理事橋本富雄を選定すること。

上記の決定を明確にするため、互選書を作成し、理事全員が記名押印する。

理事	橋本 富雄	理事	理事
理事		理事	理事
理事		理事	理事
理事		理事	理事
理事			

2. 担当役員

副会長兼事務担当

事務担当

会計担当

3. 監事

V 理事会及びその他委員会等の開催

第1回理事会の開催 2020年4月22日(水) 10時30分～12時

第2回理事会の開催 2020年11月25日(水) 10時30分～12時

実行委員会の開催 毎月第4水曜日に定例開催する。その他、必要に応じて開催した。

監事の監査実施 平成31年度事業及び決算監査

2020年5月14日(木) 14時から15時

VI 親睦会・交流会の開催

忘年会 12月6日(日) 12時～15時 がんこ枚方店 中止

2020年度活動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフフェーズ協会

(単位 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費		(各項目計)	
ブラインド正会員	90,000		
ボランティア正会員	80,000		
賛助会員個人	11,000		
賛助会員法人	20,000	201,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3 受取助成金等			
受取補助金	▲ 95,500	▲ 95,500	
4 事業収益			
練習ラウンド収益	53,100		
競技大会収益	0		
大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会	0		
OBG合同練習ラウンド	198,000		
研修会参加費	20,000	271,100	
5 その他収益			
受取保険料	37,400		
受取利息	1		
雑収益	0	37,401	
経常収益計	414,001	414,001	414,001
II 経常費用			
1 事業費		(各項目計)	
(1) 人件費	0	0	
(2) その他経費			
練習ラウンド旅費・日当	176,000		
合同練習ラウンド			
プレー費	213,600		
旅費・日当	62,000		
プレー参加補助	42,000		
参加賞費	32,313		
研修会プレー費	17,600		
研修会旅費・日当	22,000		
ボランティア親睦大会会議費	0	565,513	

2 管理費			
(1) 人件費	0	0	
(2) その他経費			
保険料	55,350		
消耗品費	19,627		
通信運搬費	11,974		
雑費	565		
公租公課	600	88,116	
経常費用計	653,629	653,629	653,629
当期経常増減額		▲ 239,628	▲ 239,628
当期正味財産増減額	▲ 239,628		
前期繰越正味財産額	365,559		
次期繰越正味財産額	125,931		

(注記) この計算書類の作成は、NPO法人会計基準によっています。

2021年度事業計画書

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルファーズ協会（OBG）

I 事業期間

2021年4月1日～2022年3月31日

II 事業の実施方針

視覚障害者と晴眼者が共通の目的に向かって互いに協力し合って活動する。

ブラインド会員と目の代わりをするボランティア会員が二人三脚でゴルフに挑戦し交流を深める。

- 1 OBG定款第3条に掲げる「目的」並びにNPO活動促進法第二条に示される「NPOの精神」に違わぬように留意し、事業計画に沿って地道に着実に事業を実施する。
- 2 1人でも多くの視覚障害者が二人三脚の「ブラインドゴルフ」に出会えるように、また、1人でも多くのボランティアパートナーがOBGの活動に参加してもらえるように広報活動を充実させる。
- 3 ゴルフに興味を覚えた視覚障害者が、ゴルフ技術を「より早く習得」し、また、向上させて行くことが出来るように、練習会、研修会、練習ラウンドを充実させる。
- 4 枚方市NPO活動応援基金の補助金交付申請、賛助会員の拡大、寄付金のお願いや活動資金の充実を図る。
- 5 視覚障害者とボランティアパートナーが二人三脚でゴルフルール、マナーの習得に努め、ゴルフライフを含めたより充実した生活を目指す。

III 事業の実施に関する事項(特定非営利活動に係る事業:定款第5条関係)

1 練習会 (OBG練習会)

ゴルフ練習場での打球練習

枚方練習会 枚方CC ゴルフアベニュー(枚方市)

毎月、第1、第3木曜日及び第4水曜日 13:15～15:00

2 研修会 (特別練習会)

ショートコースラウンド、バンカー及びアプローチ練習等

必要に応じて、適宜開催する。

3 練習ラウンド(OBG練習ラウンド)

視覚障害者と目の代わりをするボランティアパートナーが、二人三脚で本コースに出て実践ラウンド。ゴルフルール、マナーの習得等に努める。

くずはゴルフリンクス 18ホールラウンド

4月15日(木)第136回 練習ラウンド くずはゴルフリンクス

* 昨年来「新型コロナウイルス感染予防行動」に留意して、各自の判断により

無理をしないように活動に参加を心がけている。また、ゴルフ場の厳しい注意事項を遵守して楽しく安心の活動を目指します。

6月16日(水)第137回練習ラウンド くずはゴルフリンクス (中止)

9月16日(木) 第138回練習ラウンド くずはゴルフリンクス

11月17日(水) 第139回練習ラウンド くずはゴルフリンクス

3月16日(水) 第140回練習ラウンド くずはゴルフリンクス

4 第17回競技大会(ブラインドゴルファー競技大会)

日頃の練習会及び練習ラウンドで得た技能を発揮して、競技する年一度の大会で、成績優秀者には賞品を授与しその榮譽をたたえ、励みとする。

5月19日(水) くずはゴルフリンクス (中止のうえ、10月16日へ延期)

10月16日(金) くずはゴルフリンクス

5 第17回大阪視覚障害者親睦ゴルフ大会 (中止)

10月16日(金) くずはゴルフリンクス

全盲の部、弱視の部、一般の部

概ね同じ条件で視覚障害者と晴眼者が同じ組でラウンドして、共にゴルフを楽しみ、交流を深めつつ視覚障害者に対する正しい理解を社会に広め、視覚障害者の自立QOL(生活の質)の向上を目指して、全国の参加者を募集して実施する親睦大会。

上記の大会中止に伴い、第17回競技大会(ブラインドゴルファー競技大会)に振り替える。

6 その他活動

(1) 第17回ボランティア会員親睦ゴルフ大会

日頃、ブラインド会員と二人三脚でゴルフサポートをしているボランティア会員のゴルフマナー、ルール等の向上を目指す研修会を兼ねた親睦ゴルフ大会

6月2日(水)くずはゴルフリンクス

(2) 各地で開催されるゴルフ大会への参加

障がい者ゴルフ大会、視覚障害者ゴルフ大会へ二人三脚で参加・挑戦して障害者スポーツの見聞を広める。(今年度の九州大会は中止)

7 広報活動

(1) ホームページの更新:必要に応じてその都度更新

(2) OBGかわらばんの発行:No.44

(3) OBGれんらくレターの発行:No.209から

(4) 会員募集及び大会参加者募集のポスター、チラシを作成して、市内各施設等に配布・貼出

(5) マスメディアの活用

前記活動により、各事業への参加者を募集及び会員の拡大に努める。

IV 総会の開催

1 第18回通常総会

本年度も、従来の総会方式(参加者集会)を変更しまして、議決案件についての賛否を電磁的方法または委任状の提出により、議案の裁決に参加して頂く方式にしました。つきましては、事務局担当者のみにて事務処理をおこないます。

日 時 2021年5月27日(木) 11時から12時まで

場 所 枚方市内の主たる事務所

2 その他 必要に応じて臨時総会を開催する。

V 理事会及びその他委員会等の開催

(1) 第1回 理事会の開催 2021年4月28日(水) 10時30分～12時(中止)

枚方CCゴルフアベニュー パーティルーム

第2回 理事会の開催 2021年12月5日(日)

10時30分～11時30分 場所未定

その他、必要に応じて開催する。

(2) 実行委員会の開催 毎月、第4水曜日に定例開催する。その他、必要に応じて開催する。

(3) 監事の監査実施 2020年度事業及び決算監査

2021年5月8日(土) 11時～12時

くずはゴルフリンクス コンペルーム

VI 親睦会・交流会の開催

(1) 忘年会の開催 12月5日(日) 12時～15時 場所未定

(2) その他、必要に応じて開催する。

以 上

2021年度活動予算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

特定非営利活動法人大阪視覚障害ゴルフアース協会

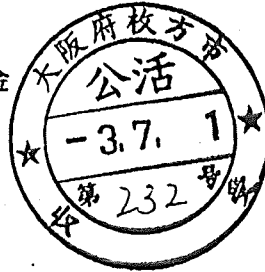
科 目	金 額 (単位 円)		
I 経常収益			
1. 受取会費		(各項目計)	
正会員受取会費			
ブラインド会員	96,000		
ボランティア会員	82,000		
賛助会員受取会費			
個人会員	10,000		
法人会員	50,000	238,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金			
3 受取助成金等			
受取補助金	264,000	264,000	
4 事業収益			
練習ラウンド収益	518,400		
競技大会収益	151,200		
研修会収益	24,000	693,600	
5 その他収益			
受取保険料	39,800		
受取利息			
協賛金	20,000		
雑収益	0	59,800	
経常収益計	1,255,400	1,255,400	1,255,400
II 経常費用			
1 事業費		(各項目計)	
練習ラウンド プレー費	468,000		
旅費日当	160,000		
競技大会費 プレー費	136,500		
旅費日当	50,000		
参加賞費	14,700		
賞品費	23,000		
研修会 プレー費	21,120		
旅費日当	28,000		
ボランティア親睦大会補助費	15,000	916,320	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
(2) その他費用 保険料	52,300		

消耗品費	20,000		
通信運搬費	15,000		
雑費	1,000		
忘年会費用	25,000		
予備費	0	113,300	
経常費用計	1,029,620	1,029,620	1,029,620
当期経常増減額		225,780	225,780
当期正味財産増減額	225,780		
前期繰越正味財産額	125,931		
次期繰越正味財産額	351,711		

(注記) この計算書類の作成は、NPO法人会計基準によっています。

更新登録団体資料

10. 特定非営利活動法人えほんのお部屋ひまわり畑



令和 年 月 日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人
団体名 えほんのお部屋ひまわり畑
主たる事務所
の所在地 枚方市香里ヶ丘12丁目6-28
代表者 中谷 章代
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※ (1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※ (2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

令和2年度事業報告書

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

I 事業期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

II 事業の成果

未曾有のコロナ禍の中、手探りではあるが地域の親とのつながりを深め、未就園児から小学生までの子どもが安心安全に過ごせる居場所を提供できた。また、今年度から開始した枚方市保健センター各種事業における保育業務委託の事業はコロナの為、当初の計画からかなりの減少があったものの、医療または福祉の増進を図る活動の一時預かり保育事業として無事運営できた。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1)(事業名) 親子が集う広場事業

(内 容) ほっとルームではお部屋の解放を行い、親子の居場所作りに努めた。令和2年度は小児科での読み聞かせは中止した。地域の商業施設やふれあいルームでの読み聞かせはコロナの為実施回数を減らしての開催ではあったが、絵本の読み聞かせを行い、子育ての悩みや不安に耳を傾け、気持ちのつながりを大切に、必要に応じて他機関につなげるなど、利用者の安らげる時間を作るように積極的に務めた。コロナの為ふれあいルーム等の読み聞かせは定員オーバーが続いた為、ひまわり畑でも新たに「わらべ唄遊び」の会を設けて、親子が触れ合う居場所作りに努めた。また、生活協同組合おおさかパルコープさんに寄付金を戴いたので、地域の方に還元することを目的に、「ちくちく縫って絵本をもらおう」プロジェクトを発足し、ぬいぐるみを作ってきてくれた方に絵本や保育券、ランチ券のプレゼントをして、ぬいぐるみは地域の保育園などに寄付をした。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑、香里ヶ丘図書館、商業施設

(実施日時) ほっとルーム:平日月曜～木曜 10:30～14:30

出張絵本の広場 (りっぷる 8回 ふれあいルーム 10回、絵本講座 5回)

(事業の対象者)未就学の親子

(収 益) 1,144,600円(パルコープ寄付金50万含む)

(費 用) 557,099円(管理費 諸経費98,867円含む)

(2)(事業名) 子どもの居場所づくり事業

(内 容) 「あおむし」では小学生が放課後自由に来室し、室内で勉強したり、絵本やゲーム遊びをするのを見守り、必要に応じて友達同士の係りに助言や遊びの補助を行った。学童のお預かりも実施し、安心して過ごせる場所作りに努めた。

子ども食堂では子どもは無料で食事の提供を行い、子どもとのかかわりを切ることなく、状況確認に努めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) ひまわり畑子ども食堂:毎月2回(第1、第3)金曜 17:30～19:30

あおむし:平日月曜～金曜 放課後～17:30

学童:平日月曜～金曜 17:30～20:00

(事業の対象者)近隣の子どもとその親

(収 益) 971,050円

(費用) 1,217,070円(管理費 諸経費 98,867円含む)

(3)(事業名)一時預かり保育事業

(内容) 子どもを気軽に預けられる家庭的な保育施設として、急な依頼にも保護者が安心して預けられる保育の場作りに努めた。また「ちくちく縫って絵本をもらおう」プロジェクトで保育無料券を発行して、無料で保育を実施するなど、保護者の負担軽減に努めた。

(実施場所) えほんのお部屋ひまわり畑

(実施日時) 一時預かり:平日月曜~金曜 9:00~17:00

必要に応じて、早朝、土曜。

(事業の対象者)未就学児

(収益) 347,200円

(費用) 412,286円(管理費の人件費 200,512円、諸経費 98,867円含む)

2. 営利活動にかかわる事業

(1)(事業名)一時預かり保育事業(保健センター)

(内容) 保健センターにおける「親子教室・離乳食講習会・子育て講演会」に参加する方のお子さんの保育を保健センターの依頼により保育を行う。

(実施場所) 保健センター

(実施日時) 平日月~金 保健センターが指定する日時

(事業の対象者)未就学児

(収益) 1,048,228円

(費用) 1,252,687円

IV 社員総会の開催状況

第1回通常(臨時)総会

(日時) 2020年5月29日 10時00分から10時40分

(場所) えほんのお部屋ひまわり畑とライン

(社員総数) 20名

(出席者数) 18名(うち委任状出席者7名)

(内容) 2019年活動及び事業報告承認の件
2020年度の事業及び活動計画の承認の件
定款の変更
理事の変更
議事録書名人の選任

第2回臨時総会

(日時) 2020年11月18日 11時00分から11時10分

(場所) えほんのお部屋ひまわり畑とライン

(社員総数) 19名

(出席者数) 18名(うち委任状出席者5名)

(内容) 理事(代表理事)と理事、監事の改選について
議事録書名人の選任

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会 2020年4月8日 第2回理事会 2020年4月20日

第3回理事会 2020年11月6日 第4回理事会 2021年3月16日

第1回定例会 2020年5月29日

活動計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人 絵本のお部屋ひまわり畑
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	営利活動事業 (保健センター)	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	43,200		
賛助会費受取会費	29,100	0	72,300
2.受取寄付金			
受取寄付金(子ども食堂)	104,000		
受取寄付金(その他)	500,000	0	604,000
3.受取助成金			
受取助成金(親子が集う広場)	220,000		
受取助成金(子ども食堂)	318,000		
受取助成金(子育て居場所)	348,000		
受取助成金(コロナ感染予防対策)	295,000	0	1,181,000
4.事業収益			
事業収益(別紙)	605,550	0	605,550
保健センター売上	0	1,048,228	1,048,228
5.その他収益			
受取利息	10		10
経常収益計	2,462,860	1,048,228	3,511,088
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
事業費 給与	0	489,712	489,712
事業費 給与(保健センター)	0	583,825	583,825
事業費 謝金	867,470	0	867,470
事業費 旅費交通費	152,710	41,150	193,860
事業費 法定福利費	0	2,585	2,585
人件費計	1,020,180	1,117,272	2,137,452
(2) その他経費			
事業費 消耗品	614,618	109,354	723,972
事業費 保険料	18,000	3,640	21,640
事業費 通信費	6,384	22,021	28,405
事業費 会議費	4,760	0	4,760
事業費 図書費	25,400	0	25,400
その他経費計	669,162	135,015	804,177
2.管理費			
(1) 人件費			
管理費 給与	200,512		200,512
(2) その他経費			
管理費 福利厚生費	11,000		11,000
管理費 旅費交通費	100		100
管理費 消耗品費	17,269		17,269
管理費 会議費	9,186		9,186
管理費 組合費	12,000		12,000
管理費 通信費	131,687		131,687
管理費 水道光熱費	114,840		114,840
管理費 支払手数料	520	400	920
その他経費計	296,602	400	297,002
経常費用計	2,186,456	1,252,687	3,439,143
当期経常増減額	276,404	△ 204,459	71,945
税引前当期正味財産増減額	276,404	△ 204,459	71,945
法人税等			70,000
当期正味財産増減額	276,404	△ 274,459	1,945
前期繰越正味財産額			949,178
次期繰越正味財産額			951,123

2020年度 計算書類の注記

【活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳】

内容	金額	算定方法
事務員 (パート)	964円/時間	単価は大阪府最低賃金によって算定しています。
保健センター保育士	1100円/時間	単価は保育士との労働条件通知兼雇用契約書に基づく。
ボランティア (法人内)	早朝～9時まで 500円/時間 9時～15時00分まで 200円/時間 15時～17時30分 500円/時間 17時30分以降 800円/時間 (交通費は実費を支給)	単価は当法人規約の「手当に関する規約」より算定しています。
ボランティア (出張ひろば運營業務)	500円/回 (交通費は実費を支給) ふれあいルームは 600円/回	
ボランティア (子ども食堂)	500円/回 (交通費は実費を支給)	

【使途等が制約された寄付金等の内訳】

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

(単価：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
子どもの居場所作り推進事業補助金(子ども食堂)	0	318,000	318,000	0	
ふれあいルーム助成金	0	120,000	120,000	0	
社協助成金 (ほっとルーム)	0	100,000	100,000	0	
子ども輝く未来基金	0	70,000	70,000	0	
新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金	0	295,000	295,000	0	

その他

本年度、「ちくちく縫って絵本を貰おう」プロジェクトと称してフェルトぬいぐるみを作成していただいた方に

- | | | |
|------------------|--------|--------------|
| ① 絵本の無料プレゼント | 科目 図書費 | 25,400円として計上 |
| ② 提携カフェのランチプレゼント | 科目 会議費 | 4,760円として計上 |
| ③ 保育の無償提供 | 科目なし | 5,000円相当 |

を行い、活動計算書に含んでいます。(材料費は提供)

令和3年度事業計画書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

I 事業の実施方針

コロナ禍ではあるが、感染対策を実施し子どもの健全育成をめざした親子の広場づくりや絵本の読み聞かせやふれあい遊びを実施する。

枚方市保健センター各種事業における保育業務委託事業を引き続き実施する。

小学生の放課後の居場所の提供は、昨年に引き続き親の就労で居場所がない子ども達を主な対象にする。

子育て世代の親の負担を和らげるための一時預かり保育を行う。

枚方ビオルネにあるみんなの保育園ピーゴに絵本の貸出し事業を始める。

ひまわり畑の今後の方向性を得る為に、一般社団法人 SDGs 事業推進機構と提携を結び研修などを行う。

円滑な事業運営の為、適正な財務運営を営む法人運営の基盤を確立する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 親子の集う広場事業

【内 容】 絵本の読み聞かせ、親子の集う広場応援業務を行う。また、保育園や子育て広場で絵本の貸出し、絵本の読み聞かせ、絵本講座等の業務を行う。

SDGs 機構に SDGs の考え方にに基づきひまわり畑に研修等の業務委託を行う

【実施場所】 えほんのお部屋ひまわり畑、香里ヶ丘図書館、商業施設、保育園等

【実施日時】 ほっとルーム：月～木 10時30分～14時30分 りっぷる：1回/月(第2水曜)10時30分～11時30分、ふれあい：2回/月(第2、4金曜)9時半～12時)：絵本講座：指定された日

【事業の対象者】 未就学児とその親族

【収 益】 3,200千円(ピーゴはいくえん：250千円×12回=3000千円、その他保育園：10千円×2回)

【費 用】 2,866.9千円(人件費：ほっとルーム謝金0.2千円×10時間×12回=48千円、ふれあいワンド講師代：10千円×2回×2人=40千円、ふれあいワンド謝金：1千円×5人×8回=40千円、ふれあい謝金：0.5千円×5人×2回×12回=60千円、交通費：ふれあい交通費0.1千円×5人×2×12回=12千円、ほっとルーム交通費：13.06千円×12回=156.7千円、その他経費：ふれあいワンド消耗品：22.2千円、ふれあい消耗品：48千円、他消耗品：40千円、研修費：200千円×12回=2400千円)

(2) 子どもの居場所づくり事業

【内 容】 子ども食堂の運営、小学生の学童(あおむし)や小学生のお預かり(おかえりルーム)の会員を募り子どもが安心して、楽しく過ごせる居場所を作っていく。

【実施場所】 えほんのお部屋ひまわり畑

【実施日時】 子ども食堂：年間24回(第1、3金曜)17時30分～18時30分、あおむし：月～金 放課後～17時30分、おかえりルーム：17時30分～20時

【事業の対象者】 子ども食堂：中学生以下の子ども、あおむし、おかえりルーム：小学生

【収 益】 215.7千円(子ども食堂協力金：1.8千円×2回×12回=43.2千円、あおむし登録料：5千円×20人=100千円、会費：0.5千円×10人×12回=60千円、おかえりルーム：12.5千円)

【費用】 1000.4 千円 (人件費:子ども食堂謝金 3 千円×2 回×12 回=72 千円、あおむし謝金 0.5 千円×2.5 時間×5 日×4 回×12 回×2 人=600 千円・あおむし講師代:4 千円×12 回=48 千円、ゲームコーナー代:10 千円、子ども食堂交通費:2.19 千円×2 回×12 回=52.6 千円、子ども食堂材料費:8.5 千円×2 回×12 回=204 千円、他消耗品:13.8 千円)

(3) 一時預かり保育事業

【内容】 気軽に子どもを預けられる家庭的な保育施設を目指す。

【実施場所】 えほんのお部屋ひまわり畑

【実施日時】 ひまわり畑:月~金 9時~17時

【事業の対象者】 未就学児

【収益】 52 千円 (保育料:0.8 千円×5 時間×12 回=48 千円、保険料:0.5 千円×8 人=4 千円)

【費用】 18 千円 (保険:18 千円)

2 営利活動に係る事業

(1) 一時預かり保育事業

【内容】 保健センター保育者選定業務を行い、枚方市の子育て事業に協力する。

【実施場所】 保健センター及び枚方市の公共施設

【実施日時】 保健センター:保健センターの取り決めに従う

【事業の対象者】 未就学児

【収益】 1155 千円 (2.1 千円×550 時間=1155 千円)

【費用】 1173.1 千円 (人件費:1.1 千円×550 時間=605 千円、交通費:0.25 千円×15 人×12 回=45 千円、事務人件費:30.7 千円×12 回=368.6 千円、労働保険:5 千円、保険料:29.5 千円、消耗品:120 千円)

活動予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

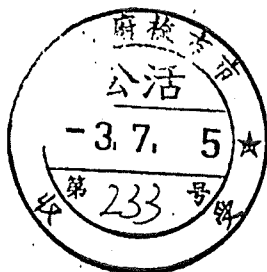
特定非営利活動法人 えほんのお部屋ひまわり畑

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	営利活動事業	合計
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	45,600		
賛助会費受取会費	36,000		81,600
2.受取寄付金			
受取寄付金(その他)	500,000	0	500,000
3.受取助成金		0	0
受取助成金(親子が集う広場)	180,000		
受取助成金(子ども食堂)	168,000		
受取助成金(子育て居場所)	240,000		
受取助成金(一時預かり)	0	0	588,000
4.事業収益			
事業収益	3,487,700	0	3,487,700
保健センター売上		1,155,000	1,155,000
5.その他収益			
受取利息			
経常収益計	4,657,300	1,155,000	5,812,300
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
事業費 給与	0	368,640	368,640
事業費 給与(保健センター)	0	605,000	605,000
事業費 謝金	982,560		982,560
事業費 旅費交通費	156,720	45,000	201,720
事業費 法定福利費		5,000	5,000
人件費計	1,139,280	1,023,640	2,162,920
(2) その他経費			
事業費 福利厚生費	2,400,000		2,400,000
事業費 消耗品	328,000	98,000	426,000
事業費 保険料	18,000	29,500	47,500
事業費 通信費		22,000	22,000
その他経費計	2,746,000	149,500	2,895,500
2.管理費			
(1) 人件費			
管理費 給与	231,360		231,360
(2) その他経費			
管理費 消耗品費			0
管理費 通信費	105,000		105,000
管理費 会議費	105,000		105,000
管理費 図書費			0
管理費 組合費	12,000		12,000
管理費 水道光熱費	105,000		105,000
管理費 支払手数料	220		220
その他経費計	327,220	0	327,220
経常費用計	4,443,860	1,173,140	5,617,000
当期経常増減額	213,440	△ 18,140	195,300
税引前当期正味財産増減額	213,440	△ 88,140	125,300
法人税等			70,000
当期正味財産増減額	213,440	△ 88,140	55,300
前期繰越正味財産額			951,123
次期繰越正味財産額			1,006,423

更新登録団体資料

11. 特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた



令和 5 年 7 月 日

枚方市長

申請者
団体名 特定非営利活動法人 心ゆめ社ふさび
主たる事務所
の所在地 大阪府枚方市藤原町3-36-32
代表者 林 明子
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

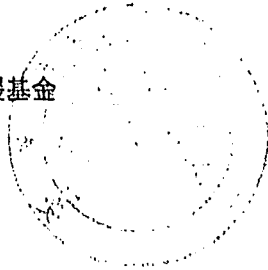
枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※ (1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※ (2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。



枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

2020 年度

事業報告書



NPO法人
ふれあいネットひらかた



2020年4月1日から2021年3月31日まで

2020年度事業報告書

事業の期間 2020年4月1日～2021年3月31日

2020年度のまとめ

● 2020年度の活動について

新型コロナ感染が収まらず新年度は5か月のみの活動となった。枚方市の行政措置に伴い理事会として各部門に緊急事態宣言が発令中は活動を中止するよう通達した結果である。感染防止の観点からすれば避けられないことではあったが、法人としてはかなりのダメージとなった。特に食育と母子支援事業は新型コロナにより多大な影響を受けた。

対面の活動が制限された場合の対処として、オンラインを活用した事業を、今年度の課題として各部門でどこまでできるか検討をお願いした。部門により異なるが、新たな事業につながる成果もあった。影響を受けた食育と母子支援事業はオンラインやSNSを積極的に活用し、時代のニーズに即応した運営に努めた。

対面が求められる年代の講座内容と、オンラインや配信で行える講座と区分して事業を行ったが、コロナ禍により公共利用施設が利用できなくなることで法人としては大きな打撃を受けることを痛感した。

● 本部

感染拡大防止の観点から昨年度(2020年)3月から6月まで事業が停止中であり事業計画の予算と計画の見通しが立たなかった。また対面での会議等も感染防止の観点からリモート会議を中心としたため事業展開に遅れが生じた。そのため今年度は決算総会と予算総会とに分けて開催せざるを得なかった。

7月から事業再開となったが12月から2月まで再度事業を中止とした。事業が中止している期間は年会費などの収益がなく、事務局では国と大阪府のコロナ対策給付金を申請のうえ受給し、今年度の本部会計の赤字補填にあてた。

今年度はNPO法人を対象としたインターンシップの受け入れを行った。8月～9月に4人、2月～3月に2人が参加し、制限された活動ではあったが法人にとっては事業運営に関する新たな視点での考察などを知る良い経験となった。法人の定款第4条(4)【職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動】の事業種類に該当するので、今後も要請があれば積極的に受け入れることとしたい。

● 各事業について

1. 食育支援事業

教室を再開するにあたり、感染防止の観点から参加者人数を8人までとし、保護者の試食を断った。3月の教室では、感染者の増加を踏まえ持ち帰り献立とした。

参加人数を減らし、保護者の試食も断ったため収益が減少したが幸い感染者は出なかった。1月からは、料理教室のレシピを実際に作って動画にし、YouTubeにアップして教材として参加者にラインから配信した。2月にはズーム会議システムを使い子どもと保護者に食育教室を行った。初めての事で課題はあったが非対面の教室と動画撮影・配信はこれからも必要な取り組みとなる。

2. 学習支援事業

小学生の学習教室である英語教室は講師の高齢化や学校教育の変化等に伴い 2020 年度をもって終了することにした。子ども体操教室は、コロナ禍で子どもの体力低下が問題になったので、教室が休みの期間に家庭でできる体操を課題とした。2 月には緊急事態宣言が発令中ではあったが感染者の減少もあり、遠足を実施した。

体操中のマスクや接触することで感染を心配したが無事年度内の教室を終了した。

3. 健康支援事業

教室が再開されたのは 7 月の暑い時期で、換気のために冷房機器を効かせられず、体操を行うにはあまりよくない環境であった。特に高齢者はマスクをして体操をすると体調不良となるので、感染防止と環境づくりを平衡させることが大変であった。再開した教室では参加者の明らかな体力低下がみられ、体操中に危うく転倒しかねないケースもあった。2 月は緊急事態宣言が発令中ではあったが、体力低下を防ぐために野外ウォーキングを実施した。マスクを外して体操をしたので、入室時の検温・消毒、退出時の消毒は徹底して行った。この教室も幸いにして感染者は出なかった。

4. 母子支援事業

枚方市の NPO 応援基金から助成金を受けるべく 2020 年度の事業を計画したが、感染拡大により計画内容を変更し「ママなび舎～オンライン定期便～」を行った。対象の参加者が妊婦や乳幼児の保護者だったため、感染防止の観点から ZOOM によるオンライン講座とし、非接触で事業を行い、枚方市に助成金事業としての完了報告をした。

現代社会においては性別による区別をなくそうという考え方が普及している。家庭生活において女性の就労が増加し、過去から伝わる男女の家庭内作業の分担がなくなってきている。子育ても同様で、家族で子どもを育てるという観点から、母親だけに特化した「ママなび舎」は今年度で終了することにした。

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	本部					
事業方針	法人の運営を円滑にするために、理事会・事務局において明確な運営方針を策定し正会員への周知・徹底を図る。自主事業を企画・立案し、新たな事業展開を模索する。					
年度目標	運営	定款に基づき通常総会は年1回、定例理事会は年3回以上開催する。事務局会議は必要の都度、随時開催する。なお、今年度から毎回の議事録作成を行う。法人の現諸規定の見直しを含めて、運営上特に必要な規定の制定・整備を進める。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、各事業体での感染防止対策を徹底し、正会員及び事業参加者の安全の確保に努める。				
	広報活動	法人ロゴの策定により、ホームページの改訂・内容の充実を図り、リーフレットを作成して法人の活動状況について広く一般に周知する。				
	渉外活動	積極的に外部の交流会やセミナーに参加し、他のNPO法人の活動情報収集や賛助会員(企業)を募る方策を検討する。				
事業概要	【総会・会議】		決算総会 予算総会 理事会 事務局会議			
	5月31日	決算総会	サブリ	4月30日	事務局会議 ZOOM	
	6月27日	予算総会	サブリ	5月12日	事務局会議 ZOOM	
	4/30・5/7	理事会	ZOOM	12月10日	事務局会議 ZOOM	
	9/26・1/18	理事会	サブリ	3月28日	事務局会議 サブリ	
	【宣伝広告・渉外】 イベント・セミナー等					
	インターンシップ	2021年8月~9月 4名参加				
インターンシップ	2021年2月~3月 2名参加					
会計	収益 ¥3,233,887-			費用 ¥1,164,626-		
事業総括	運営	対面での会議が開催できなくなり、オンライン会議システムZOOMと法人契約をして理事会等の会議を行った。理事会・事務局会議は予定の開催を行うことができたのはZOOMを導入したことが大きいと思われる。法人の定款以外の規定は問題点を整理することができた。それは事業を新規で行う場合と継続する場合の問題点である。法人の定款と照らし合わせ事業を精査することにした。コロナ対策として緊急事態宣言中は法人の全事業を中止とした。また、生涯学習センター閉鎖時も同じように全事業を中止としたので、結果活動できたのは6か月足らずとなった。				
	宣伝広告	ホームページが時代にマッチしておらず、インターネットに即した新たなホームページの作成にあたり準備段階として業者選定の情報収集を行った。				
	渉外活動	事務局で国と大阪府にコロナ関連給付金の申請を行い受給することができた。今年度の赤字に補填した。				
次年度への課題点	運営	来年度も事業が順調に運営できる状態に戻っていないことから、現事業を継続し維持することに努力する。本部では事業ができないので新にPR事業部門を設ける。具体的には、インターンシップの受け入れや法人で参加するイベントである。				
	宣伝広告	ホームページ・リーフレット作成について作業部会を設ける。作業部会は理事会事務局を中心として理事にて構成する。				
	渉外活動	助成金の活用は今後も必須であり、長期的な計画を策定して申請に関する十分な準備をする。寄付金を募る活動を行うので目標額を設定する。				
理事会	理事長	林明子	副理事長	岩本優祐		
	理事事務局	中尾守 大西壽志 中山純子 野村誠				
	理事	甲斐正子 亀井恵子 吉永順子 久保沙織				
	監事	寺山友美 岩村昭子				

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	食育支援事業				
事業方針	全ての世代に対する食文化の伝承と家庭料理を中心とした調理実習を通して「食生活の基本教育」の普及を図る				
年度目標	(1)食育料理教室の企画と運営事業				
	【内容】	調理技術の向上を目指し、一人ひとりが調理実践できるよう指導をおこなう。また感染防止策として、手洗い・消毒の徹底とマスクの着用、換気等に十分配慮し利用室の定員ルールに基づく少人数のグループで取り組む。感染防止からクラスの数や試食に制限があるので、少人数の指導はしやすくなる。一人一人丁寧な指導を心がける。また、常に新たなレシピ開発に取り組む体制と体制を作る。			
	(2)食育に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業				
	【内容】	今年度は感染防止の為事業計画はなしとする。			
事業概要	(3)食に関するイベントへの参加・出店・物販の企画と運営事業				
	【内容】	事業計画は未定とする。			
	(1)【教室名】子ども食育料理教室				
		開催日	参加人員		開催日
4月	緊急事態で全教室休止		10月	10・11・18・25	37人
5月	緊急事態で全教室休止		11月	1・8・15・28・29	34人
6月	緊急事態で全教室休止		12月	6日のみ開室	8人
7月	5・11・12・19・25・26	46人	1月	緊急事態で全教室休止	
8月	緊急事態で全教室休止		2月	緊急事態で全教室休止	
9月	6・12・13・20・26・27	39人	3月	14・21・27・28	30人
【教室名】シニア食育料理教室					
	開催日	参加人員		開催日	参加人員
4月	緊急事態で全教室休止		10月	6・13・27	21人
5月	緊急事態で全教室休止		11月	3・10・27	18人
6月	緊急事態で全教室休止		12月	1日のみ開室	9人
7月	7・14・28	20人	1月	緊急事態で全教室休止	
8月	4・11・25	19人	2月	緊急事態で全教室休止	
9月	1・8・29	23人	3月	2・9・23	20人
(2) 講師派遣・講習会等		2020年度は実施せず			
(3) イベント参加等		2020年度は実施せず			
会計	収益 ¥627,400-		費用 ¥1,018,059-		
事業総括	教室事業	子ども・シニアの教室で用意していた教材を使った指導ができなかったのが残念であった。コロナ禍で参加者の新規募集ができなかったことに加え、長期の休講の影響で退会するケースもあった。子どもの教室の場合、3月が卒業時期で参加者が減少した。飲食による飛沫感染が心配であったが感染防止を徹底して実施し、年度内の教室を無事終了した。			
次年度への課題点	教室事業	教室を休講にすることで参加者やスタッフの持続する意識が薄れることがないように、休講中でも参加者が自宅で取り組める課題を出したり、動画から簡単な振り返りを行うようにする。体験会を行い新規の参加者の獲得は継続的にいき、春と秋に体験会を実施する。			
	講師派遣	状況に応じて企画・検討するが、現段階では計画は未定。			
	イベント	機会があれば参加してPR活動を行う。			
講師の先生	講師	林明子 吉永順子 中山純子 吉本陽子 野口美有希 亀井恵子			
	アシスタント	寺山友美 石村文江 西川佳美 赤沼美佐子 越後賢伸子 柚紗緒理			

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	学習支援事業					
事業方針	小学生の放課後の居場所作りの一環として、英語などの知識の習得と基礎体力の向上を目指し地域社会での子ども同士の活発的な交流の促進を図る					
年度目標	(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業 「放課後子ども学習教室」					
	【内容】	1年間を通して子ども達が元気に教室を続けることが出来るような環境作りと、学習の形を考えていく。新しい形の学習を探しながら、今までの既成概念にとらわれることなく、新たな放課後子ども学習教室を作り上げていく。学習が事業の目的なので、具体的には教科に捕らわれず、コロナで学習の遅れが生じた科目についても取り組む。また、対面授業では二次・三次感染の対応ができないので、その場合を考慮してオンラインによる授業体制を整える。				
事業概要	【教室名】 放課後子ども学習教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	緊急事態で教室休止		10月	7・8・13・14・20・21・27・28	41人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	3・4・10・11・17・18・24・25	40人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	1, 2.	40人
	7月	7・8・14・15・21・22・28・29	40人	1月	5・6・12・13・19・20・26・27	40人
	8月	4・5・25・26	41人	2月	9・13・16・20・23・27・(3/23/6)	20人
	9月	1・2・8・9・15・16・29・30	40人	3月	9・10・16・17・23・24・30・31	39人
会計	収益 ¥887,000-		費用 ¥860,533-			
事業総括	コロナの影響でセンターの使用が阻まれ十分な活動が出来なかったことが残念である。4, 5, 6月の長きに亘り、閉鎖の時は寺子屋の子ども達は辞めてしまうのではないかと危惧したけれども結果的には皆さん戻って来てくれてあり難いと思った。その間、子ども達や親とのコミュニケーションを取る為に問題集を作って配布させて貰った。2週間に1回ぐらいで連絡を取り予定を組んで子ども達とトークしたことも結果に繋がっているように思う。その後も閉鎖中はウッドビレッジの活用をする中で十分ではないが継続できた。					
次年度への課題点	子ども英語教室は2020年度末をもって終了。					
講師の先生	講師	澤 宏子 荻生恒典 甲斐正子				
	アシスタント	皆木有里 岡野真木子				

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	学習支援事業					
事業方針	小学生の放課後の居場所作りの一環として、英語などの知識の習得と基礎体力の向上を目指し地域社会での子ども同士の活発的な交流の促進を図る					
年度目標	(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業 「放課後子ども体操教室」					
	【内容】	個人個人の体力、運動能力を伸ばすいろいろな運動を行う。 楽しみの中にも、努力することを学び、努力すれば伸びることを実感させる。				
事業概要	【教室名】 放課後子ども体操教室					
		開催日	参加人員		開催日	参加人員
	4月	緊急事態で教室休止		10月	8・15・22・29	45人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	5・12・19・26	72人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	3	18人
	7月	2・9・16・23・30	64人	1月	緊急事態で教室休止	
	8月	6・27	32人	2月	11	13人
	9月	3・10・17・24	46人	3月	4・11・18・25	52人
	【イベント・講習会等】					
	7月23日	渚市民体育館にてトランポリン				
2月11日	牧野生涯学習市民センターから山田池公園までの遠足プログラム					
会計	収益 ￥288,880-			費用 ￥204,386-		
事業総括	高学年が抜けた穴を、次の高学年がうまく埋めてよいムードで活動ができた。 活動前半の長い休みには、家庭での運動目標を立てて実施を促した。実行していた人数は半数以下ではあったが、実行した子どもの体力には伸びが少しではあるがみられた。 今年度は人と人との規制もあり、個人種目としての運動を中心に、子どもたちには頑張りが見られた。					
次年度への課題点	次年度も規制がしばらくは続くので、工夫した内容がさらに必要。 ヨガ専門の指導者も、ダンス専門の指導者も退会することになったが、子どもの興味の原点に返って、楽しく体力・運動能力の向上を目指す一方、ヨガやダンスの良いところも体育的に点を基礎運動に組み込めるよう考える。今後もアシスタントを一人つけたい。					
講師の先生	講師	亀井恵子 折小野美奈子				
	アシスタント	大川貴之 出口直樹				

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	健康支援事業				
事業方針	介護予防を目的としたシニア世代の健康維持と体力向上が出来る体操教室を行う。体力や内容を考慮し、内容の異なる2クラスを運営する。				
年度目標	(5) 健康に関する企画と運営事業 「シニア健康体操クラブ・アンチエイジング体操クラブ」				
	【内容】	コロナ自粛で衰えた体力の回復をメインに安全に実施。			
事業概要	【教室名】	シニア健康体操クラブ			
		開催日	参加人員	開催日	参加人員
	4月	緊急事態で教室休止		10月	5・12・19・26 35人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	2・9・16・23・30 48人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	緊急事態で教室休止
	7月	6・13・20・27 41人		1月	緊急事態で教室休止
	8月	3・17・24・31 38人		2月	8・22 18人
	9月	7・14・21・28 35人		3月	1・8・15・22・29 47人
	【教室名】	アンチエイジング体操クラブ			
	4月	緊急事態で教室休止		10月	5・12・19・26 45人
	5月	緊急事態で教室休止		11月	2・9・16・23・30 54人
	6月	緊急事態で教室休止		12月	緊急事態で教室休止
	7月	6・13・20・27 47人		1月	緊急事態で教室休止
	8月	3・17・24・31 48人		2月	8・22 24人
9月	7・14・21・28 45人		3月	1・8・15・22・29 60人	
会計	収益 ¥394,475-		費用 ¥366,090-		
事業総括	休講期間があり、軽めの体操から始めましたが、きつそうな様子でした。回数を重ねるに当たり慣れてこられましたが、再びの休講でケガや体力低下がみられました。施設の利用中止期間に初めて公園での教室を実施しました。皆さん積極的に参加され、実施に関して喜ばれましたがやはりウォーキングメインの立位体操が多くなるので、膝痛がある方は辛い様でした。そして、屋外により段差や行動範囲が広がる事により、転倒リスクも高くなりました。				
次年度への課題点	感染症対策を引き続きしっかりと行い、コロナ慣れしないよう実施。自粛期間に衰えているというデータが出ている、体力(持久力)、認知機能維持をメインの体操として、安全第一で実施。				
講師の先生	講師	吉武 和美			
	外部講師				
	アシスタント	甲斐 正子 澤 広子 林 明子 吉永 順子 寺山 友美			

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業報告書

2020年度(2020/4/1~2021/3/31)

部門コード	子育て支援事業		
事業方針	核家族によるワンオペ育児が問題となっている中、さらに新型コロナウイルス感染拡大で外出自粛が継続する可能性の高い中、子育てを取り巻く生活にも様々な問題が心配される。今年度はオンラインで交流する機会を体験し、オンラインコミュニケーションスキル獲得のきっかけが必要になると考える。		
年度目標	(7) 保育・産後ケアに関する企画と子育て中の親と子どもが学習し交流できる場の運営事業		
	【内容】	地域密着型オンライン交流により、毎月1回(プレ開講含む5回連続講座)の教材を参加者の自宅に届け、オンラインにて「食育・健康・防災・手仕事」に特化した育児や暮らしに役立つ学びの体験プログラムを提供する。	
事業概要	【教室名】	ママなび舎オンライン定期便	
	開催日	内 容	参加人員
	6月25日	前期プレ開講開催【ZOOM体験会&説明会】	7組
	7月16日	講座：子育て・自分育て講座～ハグの効果と活用～ 教材：虫よけアロマ	7組
	8月20日	講座：子どものおやつ疑問と解決のヒント 教材：手作り風鈴キット	9組
	9月17日	講座：楽しく備える！子連れ防災 教材：おすすめ非常食セット	8組
	10月15日	講座：子どもの症状とおうちでできる対処方法 教材なし	8組
	10月22日	後期プレ開講開催【ZOOM体験会&説明会】	7組
	11月5日	講座：子どもの個性と才能発見講座/教材なし	6組
	12月3日	講座：試しておきたい！ポリ袋調理術/教材なし	5組
	1月14日	講座：乳幼児からはじめる命のお話/教材なし	6組
	3月4日	講座：覚えておきたい！家庭料理講座～定番のおかずからおもてなしメニューまで～	5組
会計	収益 ￥71,200-	費用 ￥353,725-	
事業総括	<p>前期は教材配達+オンライン参加を、後期は参加者からの声やアンケートに応え、保育付き講座を復活させたが、新型コロナウイルス感染症予防による外出自粛要請や緊急事態宣言の再発令等により再度オンラインの開催となった。公共施設へのチラシ配架における見込みが少なかったため、新たな広報周知方法として、Instagramの定期更新、フォロワー数強化、新聞折込、スタッフによるチラシポスティングを実施したが、それらによる効果はなかった。</p> <p>子育て中の参加者も外出自粛により集いの場を失っている現状から、一方的なオンラインコミュニケーションではなく、一人ひとりに発言してもらいやすい環境づくりやファシリテーションに努めた。回を重ねるにあたって、当日のZOOM参加よりも録画配信を希望される方が多くなり、参加者の心身の状況把握において課題が残った。</p> <p>昨年度までの本事業の課題の一つである、子育て中における当日の子どもの体調不良などによる申し込みキャンセルはなかった。</p> <p>録画配信でいつでも視聴できるオンライン環境の利便性の気づきの促しや、新たな子育てコミュニケーションツール獲得の機会を提供できた。</p> <p>ママなび舎は今年度で終了し、次年度はファミリースクール「シロップ」として新たな事業を行う。</p>		
講師の先生	スタッフ		
	久保沙織 東中葉由	古井美香 道家博美	北野 穂 古賀敦子 林 明子 岩本優祐

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

2020年度(令和2年度) 活動計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

(単位：円)

科 目		金 額	
I	経常収益		
1.	受取会費		
	正会員受取会費等	87,000	
	参加会員受取年会費等	119,500	
	賛助会員受取会費		
		206,500
2.	受取寄附金		
	受取寄附金	7,000	
		7,000
3.	受取助成金等		
	新型コロナ関係受取給付金		
	(国)持続化給付金	2,000,000	
	(府)休業要請外支援金	1,000,000	
		3,000,000
4.	事業収益		
	(1) 子ども食育料理教室	405,400	
	(2) シニア食育料理教室	222,000	
	(3) 放課後子ども学習教室	887,000	
	(4) 放課後子ども体操教室	288,880	
	(5) シニア健康体操クラブ	173,725	
	(6) アンチエイジング体操クラブ	220,750	
	(7) ママなび舎オンライン定期便	71,200	
		2,268,955
5.	その他収益		
	受取利息	18	
	保険料還付金	20,369	
	雑収益		
		20,387
	経常収益計		5,502,842
II	経常費用		
1.	事業費		
(1)	人件費		
	人件費	2,023,800	
	交通費	55,900	
	人件費計		2,079,700
(2)	その他経費		
	謝礼金	52,000	
	旅費交通費	8,850	
	教材費	33,278	
	食料費	231,306	
	施設使用料	258,850	
	通信運搬費	9,442	
	消耗品費	53,454	
	事務用品費	66,563	
	雑損失		
	参加会費返還金	9,350	
	その他経費計		723,093
	事業費計		2,802,793
2.	管理費		
(1)	人件費		
	人件費	585,000	
	交通費	700	
	人件費計		585,700
(2)	その他経費		
	施設使用料	245,800	
	通信運搬費	104,079	
	消耗品費	127,191	
	事務用品費	54,012	
	会議費	12,806	
	保険料	23,831	
	研修費		
	謝礼金	8,750	
	雑損失	2,457	
	その他経費計		578,926
	管理費計		1,164,626
	経常費用計		3,967,419
	当期経常増減額		1,535,423
III	経常外収益		
IV	経常外費用		
	当期正味財産増減額		1,535,423
	前期繰越正味財産額		768,646
	次期繰越正味財産額		2,304,069

特定非営利活動法人ふれあいネットひらかた

財 務 諸 表 の 注 記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 資金の範囲について

資金の範囲については、現金・預金です。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下のとおりです。

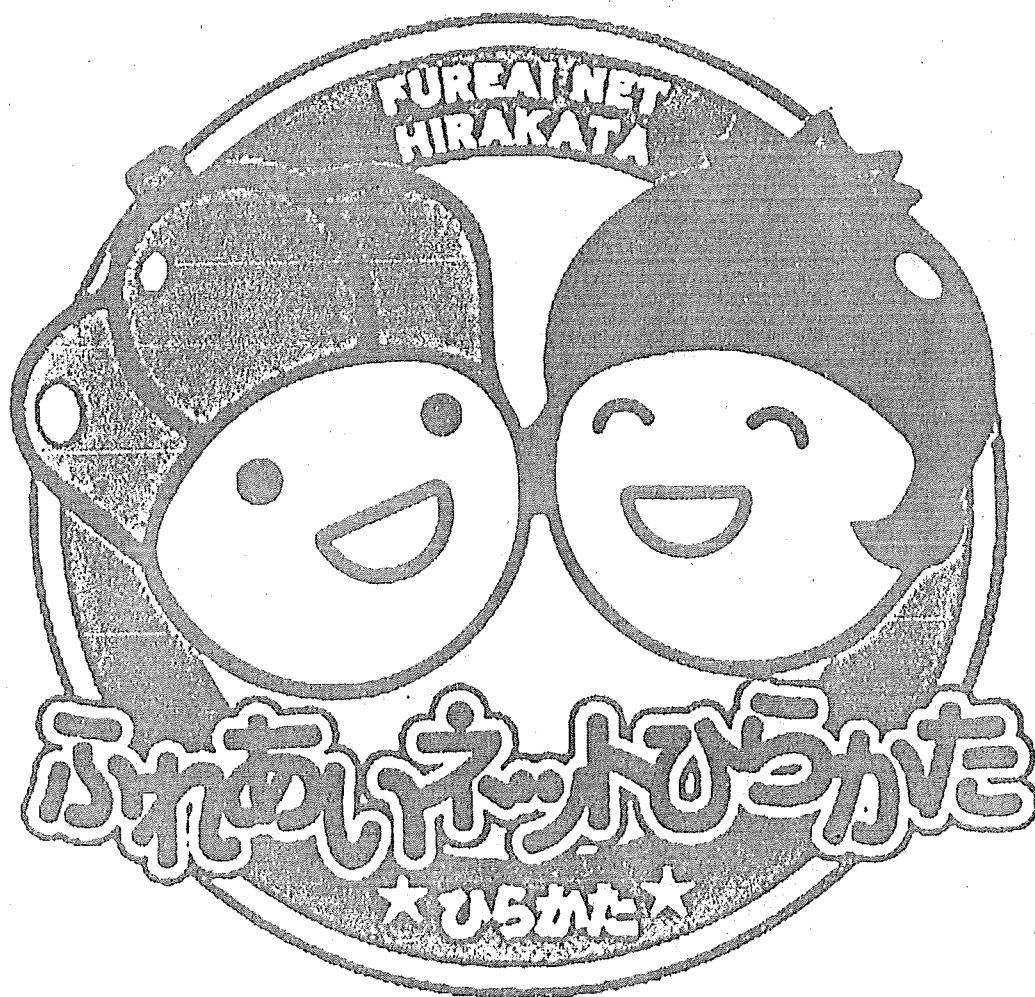
(単位：円)

科 目	食育支援事業		学習支援事業		健康支援事業		子育て支援事業	事業部門計	本部管理部門	合 計
	子ども食育料理教室	シニア食育料理教室	放課後子ども学習教室	放課後子ども体操教室	シニア健康体操クラブ	アンチエイジング体操クラブ	ママなび舎オンライン定期便			
I 経常収益										
1. 受取会費										
本会員年会費									87,000	87,000
入会金・年会費									119,500	119,500
受取会費計									206,500	206,500
2. 受取寄付金									7,000	7,000
3. 受取助成金等										
(国) 持続化給付金									2,000,000	2,000,000
(府) 休職費請求支援金									1,000,000	1,000,000
4. 事業収益										
参加月会費	352,000	222,000	886,750	288,880	173,725	220,750	71,200	2,215,305		2,215,305
体験参加費	8,000							8,000		8,000
イベント等売上	45,400							45,400		45,400
講師派遣謝金								0		0
5. その他収益										
受取利息									18	18
保険料還付金									20,369	20,369
雑収益			250					250		250
経常収益計	405,400	222,000	887,000	288,880	173,725	220,750	71,200	2,268,955	3,233,887	5,502,842
II 経常費用										
(1) 人件費										
協力謝礼金	684,500		664,300	142,000	280,000		253,000	2,023,800	585,000	2,608,800
交通費	1,260		15,000	13,280	24,360		2,000	55,900	700	58,600
人件費計	685,760		679,300	155,280	304,360		255,000	2,079,700	585,700	2,665,400
(2) その他経費										
諸謝金				10,000			42,000	52,000		52,000
旅費交通費				8,850				8,850		8,850
教材費			3,738				29,540	33,278		33,278
食材費	230,306						1,000	231,306		231,306
施設使用料	36,400	17,800	129,950	13,300	18,600	42,800		258,850	245,800	504,650
通信運搬費				2,772			6,670	9,442	104,079	113,521
消耗品費	15,025		23,188	11,184	330		3,727	53,454	127,191	180,645
事務用品費	29,268		21,507				15,788	66,563	54,012	120,575
会議費									12,806	12,806
保険料									23,831	23,831
研修費										
交際費										
諸会費									8,750	8,750
雑損失									2,457	2,457
参加会費返還金	3,500		2,850	3,000				9,350		9,350
その他経費計	332,299		181,233	49,106	61,730		98,725	723,093	578,926	1,302,019
経常費用計	1,018,059		860,533	204,386	366,090		353,725	2,802,793	1,164,626	3,967,419
当期経営増減額	▲ 390,659		26,467	84,494	28,385		▲ 282,525	▲ 533,838	2,069,261	1,535,423

2021 年度（令和3年度）

事業計画書

2021年4月1日から2022年3月31日まで



NPO 法人

ふれあいネットひらかた

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業計画書

2021年度(2021/4/1~2022/3/31)

部門	本部				
事業方針	<p>方針1【既存事業の安定的な経営と発展】 既存事業はコロナ禍で変化した参加者の意識や社会情勢を踏まえて見直しを対応し、感染防止対策は引き続き継続して行う。 既存事業と新規事業で人流の変化により新規の参加者を獲得することが難しく今年度も経営は厳しい状況が続くが、ワクチンの普及や給付金を活用して事業を行う。 安定的な経営には人材と資金が必要であるが、主となる事業がないので常勤職員を雇うことができない。今後、安定的な経営をするために自前の施設、主となる収入が見込める事業を考える必要がある。</p>				
	<p>方針2【コロナ禍で社会に生じた課題の解決に向けた事業の模索】 社会が求める学びはコロナ禍で変化した。変化した中で低下した学びは生活するうえで体力・学力・生活能力を失われたと考える。様々なストレスを抱え生活する日々を情報中心の知識ではなく、実践や実習を取り入れた体育・食育・知育の知識を生活で生かせるような学びの場を感染対策を徹底して作る必要があると考える。そのためには、規模の大きい助成金を申請する必要があり、長期的なビジョンから検討する。教育機関としての存在をアピールするため、学生インターシップの受け入れや外部の講演会などを積極的に行うようにする。</p>				
	<p>方針3【社会の仕組みが変化することに対応する能力】 長期的なビジョンを見据え、社会の変化にNPO法人ふれあいネットひらかたとして対応することが重要である。対面が主な事業形態だった教室運営は、コロナ禍で改善すべきことが多く、参加費の徴収も電子決済を導入し、参加者の申し込みや宣伝広告はSNSを使うことを推奨する。参加者の不安解消のためオンライン講座は不可欠であるが、対象となる事業は家庭支援事業となる。他の事業には適応しにくい、個別料理教室（ZOOM使用）は可能と考える。</p>				
年度目標	<p>【目標1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局会議年間12回理事会年間3回開催し、事業の運営状況について精査し対応を決定。 ・予算の執行について決済が明確になるようにシステム化する。 ・今後の運営を考えるにあたり、外部の有識者と話し合いの場を設ける。 				
	<p>【目標2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は知育の分野で子ども・大人の絵画教室を開講する。 ・助成金の団体を研究し、今後の事業にマッチするところを探す。 ・会員の講師派遣や講演会等を企画する。 ・学生インターシップの受け入れを行う。 ・個別ZOOM料理教室の検討 				
	<p>【目標3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで教室を行うスキルを求められるので研修やセミナーを受講 ・時代のニーズにあった集客方法とYouTubeによる宣伝（SNS）と公式ラインで参加者の管理をする。 ・HPのリニューアルに関し（予約・動画のアーカイブ）作業部会を事務局で行う。 ・オンラインに対応した参加費の決済方法 ・チラシ・リーフレットの新規作成 				
事業概要	【総会】				
	決算総会	5月30日		予算総会	6月27日
	【理事会】				
	定期理事会	年間3回 5月 9月 2月 開催			
事務局会議	年間12回 毎月開催（オンライン含む）				
収益	¥213,826		費用	¥1,143,787	
役員	理事長	林 明子		副理事長	岩本 優祐
	理事(事務局)	中尾 守 大西 壽志 中山 純子 寺山 友美			
	理事	亀井 恵子 吉永 順子			
	監事	野村 誠 杉 沙緒理			
	顧問	甲斐 正子			

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業計画書

2021年度(2021/4/1~2022/3/31)

部門	食育支援事業		
事業方針	全ての世代に対する食文化の伝承と家庭料理を中心とした調理実習を通して「食生活の基本教育」の普及を図る		
年度目標	(1)食育料理教室の企画と運営事業		
	目標：「食生活の基本教育」を伝承していくことで、食に興味を持ってもらい、実践に繋げていく。また、個人のレベル向上にも率先して取り組んでもらうよう、スタッフ間で情報共有していく。今年度もコロナ禍の中での教室開催となるが、感染防止対策を徹底し各自体調変化には留意する。		
	計画：年間を通じて可能な限りの料理教室の開催。やむを得ず開催が見送られる場合には、それぞれ課題を考えたり、毎月の献立の中からYouTubeに動画をあげることで、家庭と教室のコミュニケーションを図るよう周知する。		
	(2)食育に関する講師派遣・講習会・講演会・イベント・セミナーの企画と運営事業		
	目標：オンラインの料理講座を開講することを目標とする。		
	計画：個別ZOOM料理教室を立ち上げる準備をする。		
	(3)食に関するイベントへの参加・出店・物販の企画と運営事業		
	目標：宣伝や広報のために積極的に参加する。		
	計画：コロナ終息の見通しが不明のため事業計画は未定。		
事業概要	実施場所	枚方市立生涯学習市民センター 料理室	
	実施日時	子ども向け教室 毎週日曜日 AM9:30~12:00	
		シニア向け教室 毎月/第1・2・4火曜日AM9:30~12:15	
	事業の対象者	一般参加者	
	定員	子ども 8人(幼児5人小学生35人)×5クラス=40人 シニア 10人×3クラス=30人	
	子ども参加費(月額)	幼児 ¥2500 小学生¥2000	
	シニア参加費(月額)	¥1,700	
	教材費(子ども)	子ども¥300×12/月=¥3600	
	その他の収益	体験費 材料提供費用 実習費	
	収益	¥1,806,000-	
	人件費	子ども 栄養士2名 アシスタント2名 シニア 栄養士1名 アシスタント1名 その他運営にかかわる人件費 合計¥1,141,200-	
	施設使用料	¥6100(子ども) ¥2800(シニア) 合計¥106,800-	
	材料費	子ども40人 スタッフ4人 試食2人 シニア10人 スタッフ2人 食彩会8人 総数66人×@500 合計¥396,000-	
	教材費(子ども)	¥36,000-	
	消耗品費	¥24,000-	
事務用品費	¥12,000-		
研修費	¥36,000-		
費用	¥1,752,000-		

(2)と(3) 食に関する企画と運営事業				
目標		予算の設定はなしとする		
計画				
収益		1,806,000	費用	¥1,752,000
担当	講師	林明子 吉永順子 中山純子 吉本陽子 野口美有希 亀井恵子		
	アシスタント	寺山友美 石村文江 赤沼美佐子 越後貫伸子 柚沙緒理		
感染対策	引き続き、参加者ならびにスタッフは家庭で検温をおこない自己申請してもらおう。体調が思わしくない場合には参加を見合わせてもらい、日常生活にも十分注意する。実習中は私語を控え食品の取り扱いに注意し、感染予防品の着用、消毒を徹底させる。なお、各料理教室では今年度も持ち帰りや、時期によっては感染防止に十分配慮した上で、喫食ができるように取り組みをしていく。			

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業計画書

2021年度(2021/4/1~2022/3/31)

部門	学習(知育)支援事業					
事業方針	<p>【子ども】小学校指導要領改訂により、図工の年間授業数がへり、絵画の占める割合も減少している。そこで、色と形を基本とした絵画(絵の具を使う)の分野を中心に学習していく中で、感受性ゆたかな児童を育成したい。</p> <p>【大人】絵の基本を学び、好きなものを描きたいという、大人世代の要求を満たし、絵画活動を通して、自らの思いを表現する場、交流する場となり、特にシニア世代が豊かな人生を送れるようにするために、この会を設定した。</p>					
年度目標	(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業					
	ふれあい絵画教室 アトリエレインボー(子ども) アトリエF(大人)					
年度計画	<p>【子ども】1年間の大まかなスケジュール表を配り、2時間の授業の流れのなかに、ねらい、ふり返り、交流(鑑賞)を入れ、児童が楽しくみとおしをもって集中して参加できるようにする。造形活動(色の基本、絵画の基本的な技法、児童の思い、材料の四本柱を駆使)を通して、主体的自主的、個性的創造的、社会的人間を育成する。また、作品を持ち帰らせ、日常的に鑑賞することを勧め、児童が意欲的に造形活動に取り組み、自分の目標が持てるよう促していく。</p> <p>【大人】1年間のスケジュールを提示し、1年間の見通しをもって取り組めるようにする。2時間の初めに色や形をとるための基本を学ぶ場を設け、静物、植物、風景など生活の中のいろいろなものを提示する。2時間の最後には、それぞれの作品の交流をし、個人が次の課題をもてるようにする。また、家でも作品を掲示し、日常的に鑑賞することを勧める。通信を発行し、絵画の基本理解を広める。</p>					
	【教室名】	子ども絵画教室「アトリエレインボー」大人の絵画教室「アトリエF」				
		内容		開催日		
		子ども	大人	子ども	大人	
	4月	絵の具遊び 絵の具の基本	静物画 デッサン色の基本	10月	風景画 絵の具の基本	風景画 デッサン色の基本
	5月			11月		
	6月	植物画	植物画	12月	作品作り	作品作り
	7月			1月		
	8月	静物画	鉛筆デッサン	2月		
9月	3月			作品展		
事業概要	実施場所	枚方市立生涯学習市民センター 美術室				
	実施日時	子ども向け教室 毎週土曜日 午前10:00~12:00				
		大人向け教室 毎月/2回 木曜日 午後2:00~4:00				
	事業の対象者	アトリエレインボー 小学生 アトリエF 大人				
	定員	小学生	8人	大人	5人	
	参加費(月額)	子ども¥2000		大人¥2000		
	教材費	なし				
	その他の収益	なし				
	収益	¥312,000				
	人件費	¥192,000				
	施設使用料	¥57,600				
	教材費(子ども)	¥0				
	消耗品費	¥12,000				
事務用品費	¥12,000					
費用	273600					
	収益	¥312000	費用	¥273600		
担当	甲斐正子 長谷川淑子					

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業計画書

2021年度(2021/4/1~2022/3/31)

部門	学習(体育)支援事業	
方針	小学生の放課後の居場所作りの一環として、学習の知識の習得と基礎体力の向上を目指し地域社会での子ども同士の活発的な交流の促進を図る	
年度目標	(4) 知育・体育・自然体験に関する企画と運営事業	
	【放課後子ども体操教室】 楽しみながら、体力、運動能力を伸ばすいろいろな運動を行う。 運動を通して、やればできることを実感できるよう導く。	
事業概要	(4) 【教室名】放課後子ども体操教室	
	体操内容	とび箱、マット、鉄棒、リズム運動、ヨガ、その他スポーツ
	体操実施場所	殿山第二小学校体育館、牧野生涯学習市民センター
	体操実施日時	毎週木曜日 17:00~18:30 (16:30~18:00)
	事業の対象者	小学生
	体操参加費	¥3,000×11人×10回=330,000-
	収益	330,000円
	体操人件費	¥5,000×4回×10回=200,000-
	体操施設使用料	¥700×10回+¥2,050×1回=9,050-
	交通費	¥570×4回×10回=22,800-
	消耗品費	¥4,000-
	事務用品費	¥1,000-
	費用	236,850円
	収益 330,000円	費用 236,850円
担当	講師	亀井恵子
	アシスタント	未定
感染対策	手洗いの励行。お茶のみ休憩の前に手洗いを実施する。毎回ヨガマットを持参してもらい、距離をとって準備運動ができるようにする。今年度も、内容的に個人プレーを増やし、交わりの多いスポーツを避ける。個人持ちのタオルを忘れさせないように声掛けを行う。	

NPO法人ふれあいネットひらかた 事業計画書

2021年度(2021/4/1~2022/3/31)

部門	健康支援事業			
方針	介護予防を目的としたシニア世代の健康維持と体力向上が出来る体操教室を行う。体力や内容を考慮し、内容の異なる二クラスを運営する。			
年度目標	(5) 健康に関する企画と運営事業			
	【シニア健康体操クラブ】			
	程よいコミュニケーションを保ちながら、体操を実施。コロナ休講になる事もあるので、参加者さんの様子を見ながら安全に体操を実施。			
	【アンチエイジング体操クラブ】			
	各個人でレベル差があるので、無理がない様にまめに声かけ。コロナ休講になる事もあるので、参加者さんの様子を見ながら安全に体操を実施。			
	【その他の教室】			
	未定			
事業概要	(5) 【教室名】シニア健康体操クラブ・アンチエイジング体操クラブ			
	シニア内容	転倒予防をメインに認知症予防、体力維持、持久力向上の体操。		
	アンチ内容	転倒予防をメインに認知症予防、体力維持、持久力向上の体操。		
	シニア実施場所	牧野生涯学習市民センター 第3会議室		
	アンチ実施場所	生涯学習情報プラザ 学習ルーム		
	シニア実施日時と定員	毎週月曜日 10:00~11:00 定員12人		
	アンチ実施日時と定員	毎週月曜日 13:30~14:30 定員13人		
	事業の対象者	介護予防を必要とするシニア世代		
	シニア参加費	¥2,500×9人×11回/年+¥2,000×3人×11回/年=301,500-		
	アンチ参加費	¥2,500×12人×11回/年=330,000-		
	収益	631,500円		
	シニア人件費	¥5,000×4回/月×11回/年=220,000-		
	アンチ人件費	¥5,000×4回/月×11回/年=220,000-		
	シニア施設使用料	¥900×4回/月×11回/年=39,600-		
	アンチ施設使用料	¥1,000×4回/月×11回/年=44,000-		
	交通費	¥870×4回/月×11回=38,280-		
	事務用品費	¥330-		
費用	562,210円			
	収益	631,500円	費用	562,210円
シニア担当	講師	吉武和美		
	アシスタント	甲斐正子 澤広子		
アンチ担当	講師	吉武和美		
	アシスタント	林明子 寺山友美		
感染対策	来室・退室時の手指消毒、参加者さんのソーシャルディスタンス、検温や自己申告での体調管理、実施者の体調管理、マスク着用（フェイスシールド）			

部門	家庭支援事業			
事業方針	<p>本事業は、新たに家庭を築く方々や日々の家庭生活で悩んでいる方々に学びの場を設け、学びを実践いただく中で、家族ひとりひとりが健康で楽しい生活を送れることを目的とし、「心地よい家庭」を家族が協力して築き上げる方法を学ぶことを目指す。特にコロナ禍の社会において孤立や不安が蔓延するなか、自ら学ぶことで問題が解消できるように、当法人の事業の理念である「生涯学習」という観点から、ファミリースクール「シロップ」を運営する。</p>			
年度目標と計画	(7) 保育・産後ケアに関する企画と子育て中の親と子供が学習し交流できる場の運営事業			
	<p>ファミリースクール「シロップ」</p> <p>1. 「食育を通じてファミリーを育む」をテーマに『保育付き料理教室』を行い、これまで家庭内や地域社会の間で伝承されてきていた事柄を学ぶ。</p> <p>2. 家庭経営に関する様々な知識や伝承をテーマに『オンラインファミリーカフェ』を行い、家庭福祉、防災、子育て、暮らしに役立つ知恵等について学ぶ。</p> <p>3. これらに加え『夜のオンラインカフェ』を実施し、各参加者間のコミュニケーションの場を提供し、対象は男性とする。</p>			
事業概要	実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育付き料理教室：民間施設（クッキングスタジオ）、又は公共施設（生涯学習市民センター等） ・ オンラインファミリー教室：ZOOM ・ 夜のオンラインカフェ：ZOOM 		
	実施日時	<p>料理教室 4月から翌3月まで毎月第3木曜日 年間12回 9:00~13:00</p> <p>オンラインファミリー教室 配信4月から翌3月まで毎月第3木曜日 AM10:00~11:30</p> <p>夜のオンラインカフェ 4月から翌3月まで毎月第4木曜日 開催 PM9:00~10:00</p>		
	事業の対象者	新たに家庭を築いた方たち (地域・年齢・家族構成・性別・国籍は問わず)		
	定員	料理教室のみ12名 オンラインは人数制限なし		
	枚方市補助金	¥201,700		
	自己資金	135,700		
	参加費	¥288,000 (¥2,000 (教材費¥500含む) /月*12人*12回)		
	入会金	¥6,000 (¥500*12人)		
	年会費	¥14,400 (¥1,200*12人)		
	収益	¥645,800		
	人件費	236,400	<p>保育スタッフ保育士 ¥4,000*12回=48,000</p> <p>保育アシスタント ¥2,500*12回=30,000</p> <p>料理アシスタント ¥3,200*12回=38,400</p> <p>オンラインファシリテーター ¥2,000*12回=24,000</p> <p>看護師人件費 ¥4,000*12回=48,000</p> <p>助産師人件費 ¥4,000*12回=48,000</p>	
	講師料	60,000	料理講師 @5,000*12	
	備品購入費	10,000	おもちゃ等	
	印刷製本費	10,000	チラシ印刷費 ¥10,000	
	旅費交通費	12,000	保育ボランティア交通費 ¥500*2人*12回=12,000	
	賃借料	72,000	<p>レンタルキッチン ¥3,000*3h*3回=27,000</p> <p>ミーティングルームC ¥3,000*3h*3回=27,000</p> <p>生涯学習センター-料理室 ¥1,100*9回=9,900</p> <p>保育室 (会議室等) ¥900*9回=8,100</p>	
	教材費	96,000	<p>材料費 ¥500*12人*12回=72,000</p> <p>配信用教材作成費 ¥2,000*12回=24,000</p>	
消耗品費	3,000	衛生用品 ¥3,000		
通信運搬費	26,400	ZOOM使用料 @2,200*12か月		
会議費	120,000	会議費人件費 @2,000*5*12		
費用	¥645,800			
収益	645,800		費用 ¥645,800	
担当	保育士 古井美香 助産師 北野穂 看護師 久保沙織 アシスタント 古賀敦子			
対感策案	緊急事態宣言が発令された場合や、感染状況が厳しい場合が多いので、現在はオンラインカフェのみ行っている。			

2021年度 活動予算書(案)

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金	額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	69,000		
参加会員受取年会費等	138,000		
賛助会員受取会費			
.....			
		207,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
.....			
		0	
3. 受取助成金等			
受取事業助成金	201,700		
.....			
		201,700	
4. 事業収益			
(1) 子ども食育料理教室	1,194,000		
(2) シニア食育料理教室	612,000		
(3) 子ども絵画教室アトリエレインボー	192,000		
(4) 大人絵画教室アトリエF	120,000		
(5) 放課後子ども体操教室	330,000		
(6) シニア健康・アンチエイジング体操クラブ	643,500		
(7) ファミリースクール「シロップ」	444,100		
.....			
		3,535,600	
5. その他収益			
受取利息	18		
保険料還付金	6,808		
雑収益			
.....			
		6,826	
経常収益計			3,951,126
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費	2,209,600		
交通費	73,080		
人件費計			
(2) その他経費			
諸謝金	60,000		
教材費	132,000		
食材費	396,000		
施設使用料	329,050		
通信運搬費	26,400		
消耗品費	53,000		
事務用品費	35,330		
会費	120,000		
研修費	36,000		
雑損失			
その他経費計			
		1,187,780	
事業費計			3,470,460
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費	390,000		
交通費	1,500		
人件費計			
(2) その他経費			
諸謝金	244,800		
施設使用料	32,000		
通信運搬費	45,000		
消耗品費	41,000		
事務用品費	8,000		
会費	24,787		
保険料	9,000		
研修費	1,000		
交際費	11,000		
語会費	200,000		
宣伝広告費	135,700		
事業体への探出			
雑損失			
その他経費計			
		752,287	
管理費計			1,143,787
経常費用計			4,614,247
当期経常増減額			▲ 663,121
経常外費用計			
当期正味財産増減額			▲ 663,121
前期繰越正味財産額			1,535,423
次期繰越正味財産額			872,302

2021年度 事業体別活動収支予算内訳書(案)

(単位：円)

科 目	食育支援事業		学習支援事業			健康支援事業		家庭支援事業	事業部門小計	本部管理部門	合 計
	子ども食育料理教室	シニア食育料理教室	子ども絵画教室アトリエインポー	大人絵画教室アトリエF	放課後子ども体操教室	シニア健康体操クラブ	アンチエイジング体操クラブ	ファミリースクール「シロップ」			
I 収入の部											
1.受取会費										69,000	69,000
年会費(本会員)										138,000	138,000
参加者年会費等										207,000	207,000
受取会費計											
2.受取助成金								201,700	201,700		201,700
3.受取寄付金											
4.事業収益											
月会費・参加費	990,000	612,000	192,000	120,000	330,000	313,500	330,000	308,400	3,195,900		3,195,900
体験参加費	144,000								144,000		144,000
1A'外等売上	60,000								60,000		60,000
講師等派遣謝金								135,700	135,700		135,700
本部会計から繰入											
5.その他収益										18	18
受取利息										6,808	6,808
保険料還付金											
雑収益											
収入計	1,194,000	612,000	192,000	120,000	330,000	643,500	645,800	3,737,300	213,826		3,951,126
II 支出の部											
(1)人件費											
協力謝礼金	1,141,200		192,000		200,000	220,000	220,000	168,000	2,141,200	390,000	2,531,200
アシスタント料								68,400	68,400		68,400
交通費					22,800		38,280	12,000	73,080	1,500	74,580
人件費計	1,141,200		192,000		222,800	478,280	248,400	2,282,680	391,500		2,674,180
(2)その他経費											
諸謝金								60,000	60,000		60,000
旅費交通費								96,000	132,000		132,000
教材費	36,000							396,000	396,000		396,000
食材費	396,000							72,000	329,050	244,800	573,850
施設使用料	70,800	36,000	25,000	32,600	9,050	39,600	44,000	26,400	26,400	32,000	58,400
通信運搬費								13,000	53,000	45,000	98,000
消耗品費	24,000		12,000		4,000			10,000	35,330	41,000	76,330
事務用品費	12,000		12,000		1,000	330		120,000	120,000	8,000	128,000
会費										24,787	24,787
保険料									36,000	9,000	45,000
研修費	36,000									1,000	1,000
交際費										11,000	11,000
諸会費										200,000	200,000
宣伝広告費										135,700	135,700
事業体への拠出											
雑損失											
その他経費計	610,800		81,600		14,050	83,930	397,400	1,187,780	752,287		1,940,067
支出計	1,752,000		273,600		236,850	562,210	645,800	3,470,460	1,143,787		4,614,247
収支差額	54,000		38,400		93,150	81,290	0	266,840	▲929,961		▲663,121

令和3年7月 日

枚方市長

申請者

団体名 特定非営利活動法人ふゆのそとひらたて
 主たる事務所の所在地 枚方市 藤沢元町3-22
 代表者 林 明子
 連絡先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録変更届

下記のとおり、登録内容に変更がありましたので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、添付書類を添えて申請します。

記

- 1 変更年月日 令和3年6月7日
- 2 変更事項 (該当項目に○)
 ① 団体登録簿の内容 (主たる事務所の所在地)
 ② 定款
 ③ 役員
- 3 変更内容
- | | | | |
|-----|----|----|---------------|
| 変更前 | 理事 | 退任 | 甲斐正子、久保沙織、野村誠 |
| | 監事 | 退任 | 岩村昭子 |
| 変更後 | 理事 | 新任 | 寺山友美 |
| | 監事 | 新任 | 野村誠、私沙緒理 |
- 4 添付書類名 (変更事項の内容がわかる書類)
令和3年度役員名簿

年間役員名簿

特定非営利活動法人 ふれあいネットひらかた

2021年4月1日から2022年3月31日まで

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	就任期間	報酬受取期間
理事長	林 明子	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
副理事長	岩本 優祐	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
理事	寺山 友美	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
理事	龍井 恵子	大阪府寝屋川市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
理事	中尾 守	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
理事	大西 壽志	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
理事	甲山 純子	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
理事	吉塚 順子	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
監事	杉 沙緒理	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし
監事	野村 誠	大阪府枚方市	2021年4月1日～ 2022年3月31日	なし

更新登録団体資料

12. 特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里



令和3年7月16日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人ちいさいほいくえ
団体名 んみんなの里
主たる事務所
の所在地 枚方市楠葉並木2-28-4
代表者 梅原知子
連絡先 _____

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※ (1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※ (2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

令和2年度事業報告書

特定非営利活動法人 ちいさいはいくえんみんなの里

I 事業期間

2020年7月1日～2021年6月30日

II 事業の成果

- ・認可外保育施設事業の子育てに関わる様々な取り組みの中で、子どもの健全育成や福祉の増進に寄与することができた。
- ・こども食堂運営事業を通し他団体と繋がり、更に幅広い世代やニーズのある家庭へ食を届けることができた。
- ・教育・セミナー事業を通し保育や福祉に興味のある学生と共に活動することで、次世代の担い手の育成に努めることができた。
- ・保育事業やひろば事業を行う中で、子育て世代の親の手負担を軽減する手助けができた。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) (事業名) 認可外保育施設事業
(内容) 月極保育・一時保育、夜間・土日祝日保育、ひろば事業
(実施場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号(当法人所在地)
大阪府枚方市岡本町7-1枚方ビオルネ5階
(実施日時) 毎日、土・日含め24時間
(事業の対象者) 地域の親子
(収益) 28,125,610円
(費用) 26,809,548円
- (2) (事業名) こども食堂運営事業
(内容) こども食堂の運営
(実施場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号(当法人所在地)
(実施日時) 金曜日 17:00から20:30
(事業の対象者) 地域の親子(小・中・高) 高齢者
(収益) 350,000円
(費用) 1,585,840円
- (3) (事業名) 教育・セミナー事業
(内容) 子育てに関する教育・相談・セミナーの実施
(実施場所) 随時
(実施日時) 随時
(事業の対象者) 学生
(収益) 0円
(費用) 15,300円

IV 社員総会の開催状況

設立(臨時)総会

- (日時) 令和2年9月14日 17時から18時
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号(当法人所在地)
(社員総数) 10名
(出席者数) 10名(うち委任状出席者0名、書面表決者0名)
(内容)
 - ・令和元年度活動報告の承認
 - ・令和元年度活動決算報告の承認
 - ・定款変更(第12条理事役員数)案の承認
 - ・正会員会費の金額変更の承認
 - ・役員変更案の承認
 - ・令和2年度活動計画案の承認
 - ・令和2年度活動予算案の承認

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会

- (日時) 令和2年8月11日 18時から19時
(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号

(議題) NPO の運営、総会の実施について

第2回理事会

(日時) 令和2年10月13日 18時から19時

(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号

(議題) NPO の運営について

第3回理事会

(日時) 令和2年12月8日 18時から19時

(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号

(議題) NPO の運営について

第4回理事会

(日時) 令和3年2月9日 18時から19時

(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号

(議題) NPO の運営について

第5回理事会

(日時) 令和2年4月13日 18時から19時

(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号

(議題) NPO の運営について

第6回理事会

(日時) 令和2年6月8日 18時から19時

(場所) 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号

(議題) NPO の運営について

令和2年度 活動計算書

令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

特定非営利活動法人ちいさいはよくえんみんなの里
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	24000	
賛助会員受取会費	0	
		24000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1208668	
		1208668
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	1869000	
受取補助金	933000	
		2802000
4. 事業収益		
保育料収入	6890250	
委託料収入	19779830	
利用料収入	1455330	
その他の事業収入	350000	
		28475610
5. その他収益		
受取利息	55	
雑収益	3612185	
		3612240
経常収益計		36122518
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	17326900	
法定福利費	1248129	
通勤費	525681	
人件費計	19100710	
(2) その他経費		
業務委託費	214000	
給食費支出	1824820	
保健衛生費支出	59647	
ボランティア活動費支出	848600	
会議費	348234	
日用品費支出	11109	
通信費支出	588139	
保育材料費支出	1492554	
印刷製本費支出	137707	
修繕費支出	35800	
水道光熱費	225568	
消耗品費	931068	
減価償却費	124149	
貸貸料支出	1020000	
保険料支出	145407	
教育研究費支出	220000	
諸会費	14800	
租税公課	10750	
旅費交通費	78410	
車両費支出	53248	
支払手数料	911963	
雑費	14005	
その他経費計	9309978	
事業費計		28410688
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
広報費支出	121,000	
手数料支出	1049770	
租税公課支出	1177	
渉外費支出	21226	
諸会費支出	1800	
その他経費計	1,194,973	
管理費計		1,194,973
経常費用計		29,605,661
当期経常増減額		6,516,857
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		6,516,857
法人税、住民税及び事業税		
当期正味財産増減額		6,516,857
前期繰越正味財産額		4,416,050
次期繰越正味財産額		10,932,907

令和3年度事業計画書

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで
特定非営利活動法人ちいさいほいくいえんみんなの里

I 事業の実施方針

- ・子育て世代の親の負担を和らげるための保育事業を実施、運営します。
- ・子ども達が放課後に地域で時間をすごせる子ども食堂を実施、運営します。
- ・子育てに関する教育・セミナー事業を実施します。
- ・円滑な事業運営のため、適正な財務運営を含む法人運営の基盤を確立します。

II 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

- | | | |
|-----|----------|--|
| (1) | (事業名) | 認可外保育施設 (ちいさいほいくいえん) 事業 |
| | (内容) | 月極保育・一時保育、夜間・土日祝日保育、ひろば事業 |
| | (実施場所) | 大阪府枚方市楠葉並木2月丁目28番4号 (当法人所在地)
大阪府枚方市岡本町7-1枚方ビオルネ5階 |
| | (実施日時) | 毎日、土・日含め24時間 |
| | (事業の対象者) | 地域の親子 |
| | (収益) | 58,500,000円 |
| | (費用) | 58,500,000円 |
| (3) | (事業名) | こども食堂運営事業 |
| | (内容) | こども食堂の運営 |
| | (実施場所) | 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号 (当法人所在地) |
| | (実施日時) | 金曜日 17:00から20:30 |
| | (事業の対象者) | 地域の親子 (小・中・高) 高齢者 |
| | (収益) | 300,000円 |
| | (費用) | 1,300,000円 (補助金・寄附を含む) |
| (4) | (事業名) | 教育・セミナー事業 |
| | (内容) | 子育てに関する教育・相談・セミナーの実施 |
| | (実施場所) | 随時 |
| | (実施日時) | 随時 |
| | (事業の対象者) | 学生 |
| | (収益) | 60,000円 |
| | (費用) | 60,000円 |

令和3年度 活動予算書

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	36000	
正会員入会金	100000	
		136000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1200000	
		1200000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	2000000	
受取補助金	1000000	
		3000000
4. 事業収益		
保育料収入(認可外保育事業)	7000000	
委託料収入(認可外保育事業)	5000000	
利用料収入(認可外保育事業)	1500000	
その他の事業収入(こども食堂ほか)	300000	
		5880000
5. その他収益		
受取利息	100	
雑収益	3000000	
		3000100
経常収益計		66136100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	42000000	
法定福利費	2500000	
通勤費	1500000	
人件費計	46000000	
(2) その他経費		
業務委託費	200000	
給食費支出	4000000	
保健衛生費支出	100000	
ボランティア活動費支出	1000000	
会議費	350000	
日用品費支出	10000	
通信費支出	600000	
保育材料費支出	3000000	
印刷製本費支出	300000	
修繕費支出	40000	
水道光熱費	500000	
消耗品費	1000000	
減価償却費	130000	
貸貸料支出	1020000	
保険料支出	150000	
教育研究費支出	220000	
諸会費	20000	
租税公課	10000	
旅費交通費	100000	
車両費支出	100000	
支払手数料	1000000	
雑費	10000	
その他経費計	13860000	
事業費計		59860000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
広報費支出	150,000	
手数料支出	1000000	
租税公課支出	20000	
渉外費支出	20000	
諸会費支出	10000	
その他経費計	1,200,000	
管理費計		1,200,000
経常費用計		61,060,000
当期経常増減額		5,076,100
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		5,076,100
法人税、住民税及び事業税		
当期正味財産増減額		5,076,100
前期繰越正味財産額		10,932,907
次期繰越正味財産額		16,009,007

更新登録団体資料

13. 特定非営利活動法人子ども食堂ファンクラブ



令和3年7月16日

枚方市長

申請者 特定非営利活動法人子ども食堂ファン
団体名 クラブ
主たる事務所の所在地 枚方市楠葉並木2-28-4
代表者 大橋智洋
連絡先

枚方市NPO活動応援基金 団体登録更新申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体の登録を更新したいので、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。また、本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

記

添付書類

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (3) 申請時の事業年度の事業計画書
- (4) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）

※ (1)～(2)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。また、前事業年度終了後の報告として既に市民活動課に提出している場合は、今回の添付書類から省略することが出来る。
※ (2)及び(4)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

令和2年度事業報告書

特定非営利活動法人 子ども食堂ファンクラブ

I 事業期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

II 事業の成果

子ども食堂啓発事業のイベントとして「子ども食堂だよ！全員集合」を開催し、多くの方に子ども食堂を知ってもらうことができた。また、実際に運営されている方や、子ども食堂を応援したい方や、子ども食堂に行ってみたい方などたくさんの方と楽しみながら繋がることができた。

子ども食堂広報・推進活動では、リーフレットの作成・配布を通じて多くの方に、子ども食堂の存在を知ってもらうことができた。

クリスマスイベント事業では、希望する全ての子ども食堂にクリスマスプレゼントを配布するとともに、可能な限りサンタの格好をして手渡しすることで、子どもたちに喜んでもらうことができた。

III 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1)、(事業名) 子ども食堂啓発事業

(内 容) 子ども食堂の啓発活動と、子ども食堂の関係者や実際に運営されている方等を市民に知ってもらい、楽しみながら多くの方と繋がることを目的とした事業

(実施場所) 岡本町公園

(実施日時) 令和3年3月20日

(事業対象者) 枚方市民

(2)、(事業名) 子ども食堂広報・推進活動

(内 容) SNSの利用及びリーフレットを作成・配布し、枚方市市内の子ども食堂事業をPR

(実施場所) 枚方市内全域

(実施日時) 令和2年4月1日～令和3年3月31日

(事業対象者) 枚方市民

(3)、(事業名) クリスマスイベント事業

(内 容) 枚方市内にある子ども食堂にサンタの格好をしてプレゼントを配布し、子ども食堂に通う子どもたちに喜んでもらう事業

(実施場所) 枚方市内にある子ども食堂

(実施日時) 令和2年12月1日～12月25日

(事業対象者) 枚方市内の子どもたち

- (4)、(事業名) 助け合いの輪を広げる活動事業
(内 容) シングルの家庭や、生活困窮の世帯を対象に、寄付された食品やその他に必要となる食品を購入して配達する事業を実施。
(実施場所) 枚方市内全域
(実施日時) 令和2年4月1日~令和3年3月31日
(事業対象者) 枚方市民

IV 社員総会の開催状況

第4回通常総会

- (日 時) 令和3年6月30日 18時00分から19時00分
(場 所) 当法人主たる事務所
(社員総数) 10名
(出席者数) 10名
(内 容) 令和2年度の決算と令和3年度の予算の承認について
理事任期満了に伴う後任者選任の件

V 理事会その他の役員会の開催状況

月例理事会

- (日 時) 毎月第1土曜日
(場 所) 当法人主たる事務所
(出席者数) 4名
(内 容) 各月に実施した事業の報告や次月に実施予定の事業の報告など

令和2年度 活動計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

特定非営利活動法人ひらかた子ども食堂ファンクラブ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,591,573	1,591,573	
3. 受取助成金等			
その他収益			
4. 受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,691,573
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費			
広告宣伝費	239,856		
消耗品費	39,071		
支援経費	105,181		
支払保険料	3,000		
イベント経費	1,241,291		
その他経費計	1,628,399		
事業費計		1,628,399	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	62,540		
消耗品費	8,999		
通信費	6,384		
租税公課	400		
支払手数料	432		
その他経費計	78,755		
管理費計		78,755	
経常費用計			1,707,154
当期経常増減額			-15,581
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			-15,581
前期正味財産額			137,637
次期繰越正味財産額			122,056

令和3年度事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
特定非営利活動法人子ども食堂ファンクラブ

I 事業の実施方針

1. 子ども食堂啓発事業を行います。
2. 子ども食堂広報・推進活動を行います。
3. クリスマスイベント事業を実施します。
4. 助け合いの輪を広げる活動事業を実施します。
5. 円滑な事業運営のため、適正な財務運営を含む法人運営の基盤を確立します。

II 事業の実施に関する事項

1 子ども食堂啓発事業

(1) 啓発事業

【内 容】 子ども食堂の啓発イベントの実施

【実施場所】 ニッペパーク（予定）

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 地域の親子

【収 入】 0円

【支 出】 70千円

(2) 広報事業

【内 容】 子ども食堂の広報活動

【実施場所】 大阪府枚方市楠葉並木2丁目28番4号（当法人所在地）

【実施日時】 通年

【事業の対象者】 地域の親子

【収 入】 0円

【支 出】 30千円

(3) クリスマスイベント事業

【内 容】 子ども食堂に集う子どもたちにクリスマスプレゼントを配布

【実施場所】 各子ども食堂

【実施日時】 12月の子ども食堂時

【事業の対象者】 子ども食堂に集う親子

【収 入】 0円

【支 出】 50千円

(3) 助け合い事業

【内 容】 助け合い事業として、困窮家庭にお米配布

【実施場所】 各家庭

【実施日時】 秋ころ予定

【事業の対象者】 親子

【収 入】 0円

【支 出】 30千円

R3年度活動予算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

NPO法人子ども食堂ファンクラブ
(単位：千円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100000	
賛助会員受取会費	0	
入会金	0	
		100000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	80000	
施設等受入評価益	0	
		80000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
		0
4. 事業収益		
		0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		180000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
広告費	30000	
イベント企画費	150000	
その他経費計	180000	
事業費計		180000
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
保険料	0	
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
通信費	0	
備品費	0	
諸会費	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		180000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。